

# 鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画（案）

鎌ヶ谷市

令和4年〇月



# 目次

<b>第1章 計画作成の背景と目的</b> .....	1
1 計画作成の背景と目的 .....	1
(1) 背景	
(2) 目的	
2 計画期間 .....	1
3 位置づけおよび関連計画 .....	2
(1) 千葉県文化財保存活用大綱	
(2) 鎌ヶ谷市の上位計画	
(3) 関連計画	
(4) 文化財に係る個別の保存活用計画等	
4 本計画における文化財の定義 .....	7
(1) 文化財とは	
(2) 狭義の文化財	
(3) 広義の文化財	
<b>第2章 鎌ヶ谷市の概要</b> .....	8
1 自然的・地理的環境 .....	8
(1) 位置	
(2) 気候	
(3) 地形	
(4) 水系・湧水	
(5) 植生	
(6) 動物（昆虫など含む）	
2 社会的状況 .....	16
(1) 人口	
(2) まちの変遷	
(3) 土地利用	
(4) 交通	
(5) 産業	
(6) 観光	
(7) 文化財施設	
3 鎌ヶ谷市の歴史・文化 .....	24
(1) 原始・古代(旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代)	
(2) 中世（鎌倉時代、南北朝時代、室町時代、戦国時代）	

- (3) 近世（江戸時代）
- (4) 近代・現代（明治時代以降）
- (5) 人々の生活

### 第3章 鎌ヶ谷市の文化財の調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

- 1 これまでの文化財調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
  - (1) 把握調査
  - (2) 詳細調査

### 第4章 鎌ヶ谷市の文化財の概要と特徴・・・・・・・・・・・・ 37

- 1 鎌ヶ谷市の文化財・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 指定等文化財・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
  - (1) 有形文化財
  - (2) 民俗文化財
  - (3) 記念物
- 3 埋蔵文化財・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 4 未指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
  - (1) 有形の文化財
  - (2) 無形の文化財
  - (3) 民俗文化財
  - (4) 記念物
  - (5) 文化的景観
  - (6) その他の文化財
- 5 地区別の文化財の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
  - (1) 佐津間地区
  - (2) 栗野地区
  - (3) 軽井沢地区
  - (4) 中沢地区
  - (5) 道野辺地区
  - (6) 鎌ヶ谷地区
  - (7) 初富地区

### 第5章 鎌ヶ谷市の歴史文化の特徴・・・・・・・・・・・・ 50

- 1 歴史文化とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 2 鎌ヶ谷市の歴史文化の概要～谷津と台地で形成された歴史文化～・・・・・・・・ 50
- 3 鎌ヶ谷市の歴史文化の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
  - (1) 分水界がもたらした文化

- (2) 江戸時代の馬牧がもたらした文化
- (3) 交差するまちの文化
- (4) 7つの集落を基盤とした文化

## 第6章 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方 . . . . . 54

- 1 保存・活用の基本理念 . . . . . 54
- 2 保存・活用の基本方針 . . . . . 54
- 3 保存・活用の基本理念の実現に向けた課題 . . . . . 56
  - (1) 「基本方針1 文化財を“知る”」にかかわる課題
  - (2) 「基本方針2 文化財と“つながる”」にかかわる課題
  - (3) 「基本方針3 文化財を“のこす”」にかかわる課題
- 4 保存・活用の基本理念の実現に向けた施策 . . . . . 60
  - (1) 「基本方針1 文化財を“知る”」にかかわる施策
  - (2) 「基本方針2 文化財と“つながる”」にかかわる施策
  - (3) 「基本方針3 文化財を“のこす”」にかかわる施策

## 第7章 文化財の保存・活用に関する取組み . . . . . 64

- 1 「基本方針1 文化財を“知る”」をめざす取組み . . . . . 64
  - (1) 文化財の把握
  - (2) 価値と魅力の共有
- 2 「基本方針2 文化財と“つながる”」をめざす取組み . . . . . 69
  - (1) 保存・活用の担い手づくりの推進
  - (2) 危機管理体制の推進
- 3 「基本方針3 文化財を“のこす”」をめざす取組み . . . . . 72
  - (1) 保存・活用の環境整備の推進

## 第8章 文化財の総合的・一体的な保存と活用～関連文化財群(テーマ、ストーリー別の取組み)～ . . . . . 74

- 1 関連文化財群の設定の目的と考え方 . . . . . 74
  - (1) 関連文化財群とは
  - (2) 関連文化財群の設定の目的
  - (3) 関連文化財群の設定の考え方
  - (4) 関連文化財群のまとめ方
  - (5) 鎌ヶ谷市の歴史文化の関連文化財群

<b>第9章 文化財の防災・防犯</b> . . . . .	86
1 本市の防災・防犯に関する現状と課題と考え方 . . . . .	86
(1) 本市の防災に関する現状と課題	
(2) 国土強靱化の基本目標	
(3) 本市の防犯に関する現状と課題	
(4) 本市の防災・防犯に関する考え方	
2 文化財の防災・防犯に関する現状と課題 . . . . .	88
(1) 文化財の防災・防犯に関する現状と課題	
3 文化財の防災・防犯に関する方針と措置 . . . . .	89
(1) 文化財の防災・防犯に関する方針と措置	
(2) 文化財の防災・防犯に関する措置	
(3) 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	
(4) 震災にまつわる文化財	
<b>第10章 文化財の保存・活用の推進体制</b> . . . . .	92
1 庁内関連部局との連携 . . . . .	92
2 所有者・関係団体・専門家との連携 . . . . .	93
3 鎌ヶ谷市文化財審議会 . . . . .	94
資料編 . . . . .	95

# 第1章 計画作成の背景と目的

## 1 計画作成の背景と目的

### (1) 背景

鎌ケ谷市は、明治22年（1889）に佐津間・栗野・中沢・道野辺・鎌ケ谷・軽井沢・初富の7村などが合併し、鎌ケ谷村が誕生して以降、他自治体と合併することなく、現在に至っています。地形的には、本市中央を横断する分水界を境に、北は手賀沼・印旛沼へ、南は大柏川から東京湾へと流れ込む水域沿いに文化圏が分かれています。本市の歴史はおよそ3万年を遡り、縄文時代を中心に多くの遺跡が分布しています。また、中央部の分水界部分には、かつて江戸幕府の直轄牧（小金中野牧）が広がり、現在でも馬を捕らえた捕込や野馬土手など牧の痕跡を見ることができます。さらに、江戸時代以降に作成され伝わった、多くの歴史資料（古文書など）や民俗資料（民具など）が旧家の蔵などから発見され、社寺境内や路傍には、金石資料（石仏・石塔・記念碑など）が点在しています。

これらは、地域の中で継承され、村、町、市への変遷の中で、近代以降は文化財として指定文化財制度などにより保存・活用が図られてきましたが、措置が十分とは言えない状況にあります。さらに、近年の開発の多様化や進行の加速化、少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、これまで地域や人々の暮らしの中で代々守り伝えられてきた地域の大切な文化財の中には、その価値が見いだされず、失われていくものもあります。

このような昨今の貴重な文化財の滅失・散逸や、文化財を守り伝える担い手不足などへの対応は喫緊の課題であり、かつ文化財を通じて地域を誇りに思う気持ちを醸成することの重要性や観光資源としての文化財の活用などへの積極的な取組みの必要性が強く認識されるようになってきました。

### (2) 目的

「文化財保存活用地域計画」を作成する目的は、市民と行政等が、法や条例による文化財の指定・未指定にかかわらず、すべての文化財を本市の魅力と捉え、その背景にある地勢に影響を受けた歴史・文化とともに共有し、保存・活用していく仕組みをつくることです。そして、その仕組みを実践し、市民が地域への関心、愛着を持つことによって、豊かな心と生きがいを実感できるまちへと展開していくことをめざします。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間とします。「鎌ケ谷市総合基本計画」の計画期間終了年度である令和14年度を目標年次として、事業成果の検証・点検を行い、事業計画の改定を行うこととします。また、「鎌ケ谷市総合基本計画」の「前期基本計画」が令和8年度に終了するのにもない、本計画の見直しを行うものとなります。なお、社会・経済状況を踏まえ、新たな文化財の発見など、市の文化財を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、計画期間の途中であっても適宜計画内容の見直しを行います。計

画期間の変更や、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更などが発生した場合は、文化庁の変更認定を受けることとし、それら以外の軽微な変更の場合は、その変更の内容について、千葉県を經由して文化庁に情報提供するものとします。また、計画期間終了前の適当な時期に、それまでの進捗管理を踏まえた自己評価を行うこととします。

表1 「鎌ヶ谷市総合基本計画」と「鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画」の関係（計画期間）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
鎌ヶ谷市総合基本計画	前期基本計画（計画期間6年）						後期基本計画（計画期間6年）					
鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画	計画期間10年											
						見直し						

### 3 位置づけおよび関連計画

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき作成する、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」で、千葉県が策定した「千葉県文化財保存活用大綱」を勘案し、整合性を図り作成しました。

本計画の位置づけは、「鎌ヶ谷市総合基本計画」を上位計画として、まちづくりの基本理念「みんなで作るふるさと 鎌ヶ谷」および市が目指す都市像「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」の方向性を踏まえ、関連する他分野の計画等との整合性を図りながら作成する、今後の文化財の保存・活用に関するマスタープランおよびアクションプランです。

#### (1) 千葉県文化財保存活用大綱

令和2年（2020）10月4日策定

千葉県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県・市町村・文化財所有者等のもとより、県全体で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むための大綱です。

#### (2) 鎌ヶ谷市の上位計画

鎌ヶ谷市総合基本計画 基本構想・前期基本計画

期間：令和3（2021）年度～令和14（2032）年度

基本計画：前期 令和3年度～令和8年度／後期 令和9年度～令和14年度

まちづくりの基本理念「みんなで作るふるさと 鎌ヶ谷」に基づき、市民、事業者、行政が一体となって目指す将来の姿（都市像）「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」を実現するための指針となり、本市の総合的かつ計画的な市政の運営を図るための計画です。この計画の中で、本市が目指す将来の姿を実現するための基本目標のひとつとして「豊かな心と生きがいを実感できるまち」を掲げていますが、これを実現するために、文化財が未来にわたって確実に保存、継承、活用されるように、市民、行政が文化財の価値を共有するとともに、保存のための環境や仕組みづくりを行います。

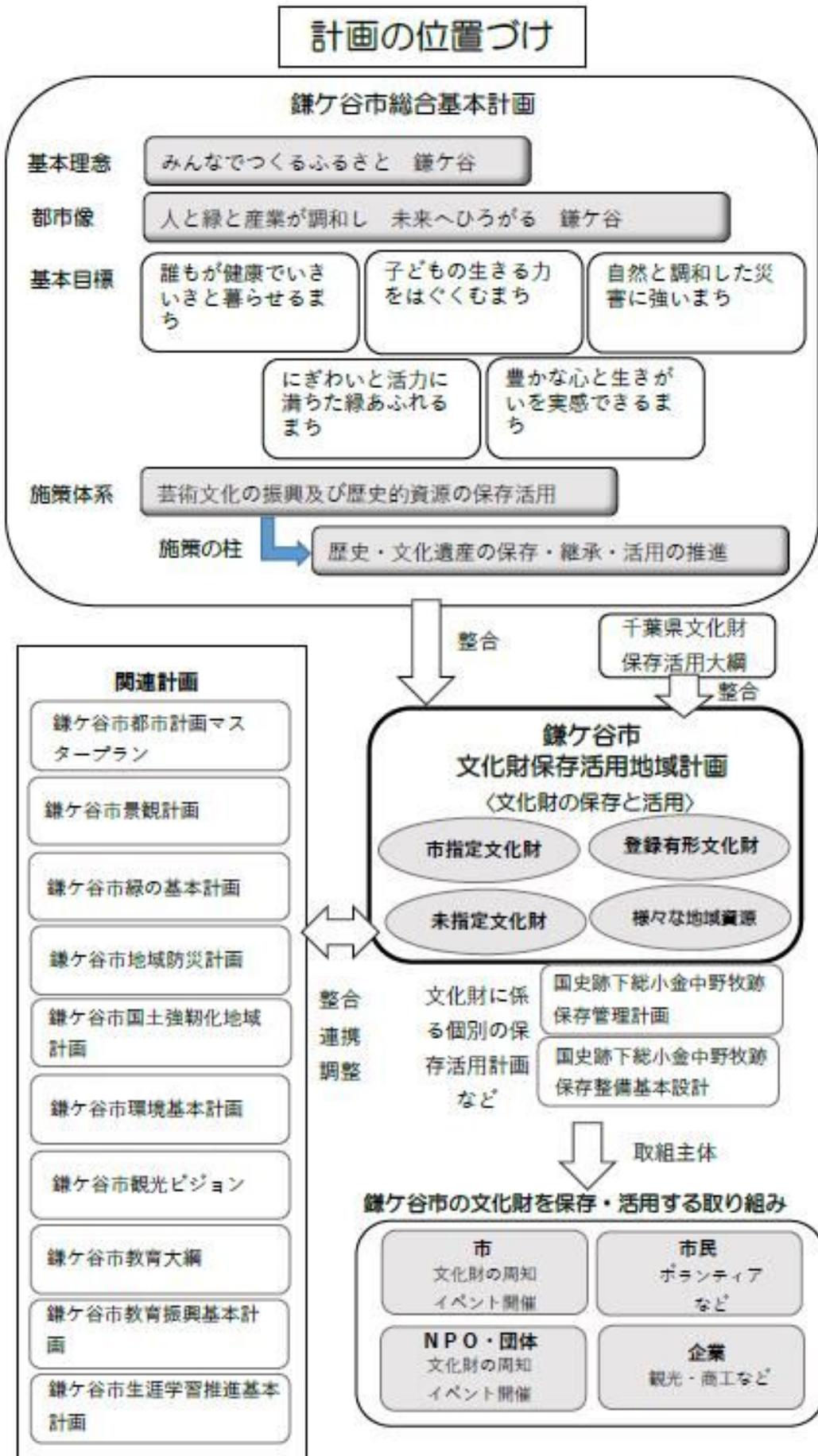


図1 計画の位置づけ

### (3) 関連計画

#### ①鎌ケ谷市都市計画マスタープラン

**平成15年(2003)2月策定 計画期間:概ね20年**

本市の魅力を活かしながら都市や地域のあるべき姿を明らかにし、将来都市像を示すもので、都市計画、土木、建築、環境、福祉など様々なまちづくりの分野との連携を図り、総合的・一体的なまちづくりを進めるための指針となる計画です。概ね20年を迎えたことから、令和5年度を初年度とする計画期間20年の新たな都市計画マスタープランを策定しています。この計画の中の福祉・学習の方針では、人々の多様な活動の場の確保や歴史や文化の保全・活用を掲げており、この実現に向けて市民の地域文化に関する学習活動や文化資源を生かしたまちづくり活動を支援し、豊かな文化づくりを目指します。

#### ②鎌ケ谷市景観計画 **平成26年(2014)3月策定**

景観法第8条第1項に基づき策定した、良好な景観の形成に関する計画における目標景観像は「下総台地にはぐくまれた、緑豊かな住みたくなるまち 鎌ケ谷」です。目標景観像を実現するために、本市の景観を構成する要素のひとつである「歴史」に関する基本目標を「まちの記憶を継承する景観づくり」として示しており、歴史・文化資源を、まちなみ景観の形成に活かしていくものとします。

#### ③鎌ケ谷市緑の基本計画 **平成15年(2003)2月策定 計画期間:概ね20年**

緑地の保全や緑化の推進のための基本的な方針や目標、施策の大系などを定めた、緑に関する総合的な計画です。総合基本計画の基本理念と「緑の都市宣言」を緑の基本計画の基本理念として、緑の将来像を定めています。目標年次である令和2年度を迎えたことから、社会情勢や緑を取り巻く状況の変化などに対応するため、令和5年度を初年度とする計画期間20年の新たな緑の基本計画を策定しています。現行の緑の基本計画では、社寺林や野馬土手にともなう林など、文化財と自然が共存する環境の保全について示しており、新たな緑の基本計画においても、同様に示す予定です。

#### ④鎌ケ谷市地域防災計画 **平成29年(2017)8月改定**

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、鎌ケ谷市防災会議が作成しました。本市の地域に係る防災に関し、在外予防活動、災害応急活動及び災害復旧活動等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めています。文化財に対する措置として、文化財の迅速・的確な情報収集や文化財に被害が発生した場合の対応について示しています。

## ⑤鎌ケ谷市国土強靱化地域計画

令和3年(2021)3月策定 計画期間：令和3年度～8年度

地域防災計画の内容も踏まえながら、発生しうる災害リスクを想定（リスクシナリオの設定）し、リスクに対する「事前準備」を進めるとの観点を重視して、国土強靱化に向けた総合的な推進方針を定めたものです。文化財の防災・防犯に関しては、この計画に準拠した方針を定めます。

## ⑥鎌ケ谷市第二次環境基本計画

平成25年(2013)3月改定 対象期間：平成25年度～令和4年度まで

鎌ケ谷市環境基本条例第9条の規定に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、令和5年度を初年度とする第3次計画を策定しています。第二次計画では、社寺林や野馬土手にともなう林など、文化財と自然が共存する環境については、未来に伝えることを目指して「林や畑を守り 緑と身近にふれあえる まち」を重点目標として掲げています。

## ⑦鎌ケ谷市観光ビジョン

平成24年(2012)策定 対象期間：平成25年度～令和5年度まで

市民や企業の方々が鎌ケ谷市に愛着と誇りを持ち、それを市内外に発信することで、多くの人の交流と地域経済の活性化が図られ、「訪れてみたい」「訪れて良かった」「住んでみたい」「住み続けたい」と思われるような「おもてなし」の心が感じられるまちを目指す姿とし、方針を定めています。文化財を観光資源リストに位置づけ、地域ストーリーを重視した観光資源の魅力向上を基本方針のひとつとして、観光振興を進めています。

## ⑧鎌ケ谷市教育大綱

平成28年(2016)6月策定

地方教育行政の組織および運営に関する法律第1条の3に基づき、本市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な目標や施策の根本的となる方針を定めています。この方針のひとつとして「「ふるさと鎌ケ谷」に誇りを持てる学びの環境をつくります」としており、文化財を通じた学びの機会を創出し、地元への愛着と誇りにつながる取組みをしていきます。

## ⑨第3期鎌ケ谷市教育振興基本計画

令和3年(2021)6月改定 計画期間：令和3年度～7年度

鎌ケ谷市の学校教育の方向性を示したものです。第3期計画では、予測困難な世の中で子どもたち自らが課題を見つけ、自分で課題解決できるような資質・能力を身につけられるよう、学校・家庭・地域で連携・協力することを定めています。地域の伝統や文化、文化財について子どもたちが学ぶことは、地元への愛着と誇りを持つことにつながり、人から人へと伝わってきた文化を継承する心を育てることとなります。子どもたちが学ぶ機会を創出し、学

校・家庭・地域の連携強化を図ります。

#### ⑩第4次鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画

令和3年（2021）3月改定 計画期間：令和3年度～8年度

「自他共栄による人・まちづくり」を基本理念として、皆で地域課題に取り組み、持続的に発展していくまちを目指すための計画です。この計画では、生涯学習推進目標として「さわやかにふれあい、学びあい、高めあうまち」を掲げており、学びの機会を創出し、市民と共に、文化財の保存と活用について取り組みます。

#### (4) 文化財に係る個別の保存活用計画等

##### ①国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画

平成21年（2009）3月策定

史跡下総小金中野牧跡（平成19年（2007）2月国指定）を、適切かつ計画的に保存管理し、整備活用を図ることを目的として、それぞれの基本方針と整備活用の基本構想を示した保存管理計画を策定しました。

〈保存管理の基本方針〉

- ・史跡の保存を図りつつ、周辺地域の住環境や安全面にも配慮した適切な維持管理を行う。
- ・市民に親しまれ広く活用される史跡としていくため、適正な保存管理を図る。
- ・史跡地の緑地や谷津は、市街地に残る貴重な自然環境であるため、保存整備との調和を図りながらその保全と活用を図る。
- ・史跡の確実な保存を図るため、民有地の公有地化を促進する。
- ・その他、遺跡の保存管理を行う上で必要な事項に関しては、文化庁及び管理者と土地所有者等が協議を行うこととする。

〈整備活用の基本的な考え方〉

- ・史跡の保存を第一義とした整備活用とする。
- ・保存状態が良好であることから、必要に応じ事前に学術調査を行い、その成果を踏まえ、往時の雰囲気を追体験し、学習できるような整備とする。
- ・史跡一体の貴重な自然環境の保全を図りつつ、地域の憩いの場としての機能や役割を併せ持つような公開活用を目指す。
- ・史跡を、郷土の歴史を活かしたまちづくりの拠点として位置づけ、歴史を通じた地域間交流や情報発信の空間として広く活用できるような整備を推進する。
- ・郷土意識の醸成を図り、心豊かな市民生活の向上に資するよう、市民参加の活用、管理運営を積極的に推進していく。

〈整備活用の基本方針〉

- ・捕込地区の整備を優先して進める。
- ・野馬土手地区については公有化の進捗状況により順次調査、整備を進めることとする。

## ②国史跡下総小金中野牧跡保存整備基本設計 平成29年(2017)3月策定

「国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画」をベースに、整備実施計画と整備基本設計を一連の計画として、事業実施に向けた具体的方針および手法について策定しました。史跡整備事業に向けた具体的方針を策定した主要対象範囲は史跡下総小金中野牧跡の捕込地区とし、展示解説そのほかの公開活用事業については、市内全域の野馬土手を対象にしています。

### 4 本計画における文化財の定義

#### (1) 文化財とは

文化財保護法では、「文化財」とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型\*からなり、文化財の保存技術、埋蔵文化財も保護の対象としています。これらは「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」とされています。

#### (2) 狭義の文化財

(1)の文化財の中で、重要なものなどは、文化財保護法に基づく国の指定・登録などによって保護されています。それに加えて、千葉県内に所在する文化財のうち、県にとって重要なものは、千葉県文化財保護条例に基づいて県の文化財に指定・選択され、本市に所在する文化財のうち、国や県指定のもの以外で、本市にとって重要なものは、鎌ヶ谷市文化財保護条例に基づいて本市の文化財に指定され、保護が図られています。

#### (3) 広義の文化財

本計画では、文化財保護法や県・市の条例に基づき指定などされた狭義の文化財（「指定等文化財」）に加え、法律や条例によって指定されていない文化財（「未指定文化財」）や、(1)の類型にあてはまらないものの、本市の歴史や文化を知り、受け継いでいくうえで欠かすことができないものであると考えられるもの（「その他の文化財」）を含めて広義の文化財としてとらえます。また、地域の人々がこれまで大切に受け継ぎ、これからも守っていきたいと考えるものや、歴史・文化資源（景観計画）や景観資源（環境基本計画）といった形で本市の関連計画などで取り上げられているような、文化財に関連する要素も含めます。

\*文化財の6つの類型 ①有形文化財：建造物、美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産） ②無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産 ③有形民俗文化財：衣食住、生業、信仰、民俗芸能などに用いられる衣服、器具などで、生活の推移の理解のために欠くことのできないもの。道具など形のあるもの。無形民俗文化財：衣食住、生業、信仰、民俗芸能などで生活の推移の理解のために欠くことができないもの。形のない所産。④記念物：貝塚、城跡その他の遺跡や庭園、橋梁その他の名称地、動物、植物および地質鉱物をいう。⑤文化的景観：地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で生活または生業の理解のため欠くことができないもの。⑥伝統的建造物群保存地区：周囲の環境と一体をなして歴史的風致（地域の歴史や伝統を残しながら形成された環境）を形成している伝統的な建造物群をいう。

## 第2章 鎌ヶ谷市の概要

### 1 自然的・地理的環境

#### (1) 位置

本市は、千葉県の北西部、東京都心から25km圏内に位置し、市の面積は21.08km<sup>2</sup>です。東は白井市、南は船橋市、西は市川市と松戸市、北は柏市に接しています。

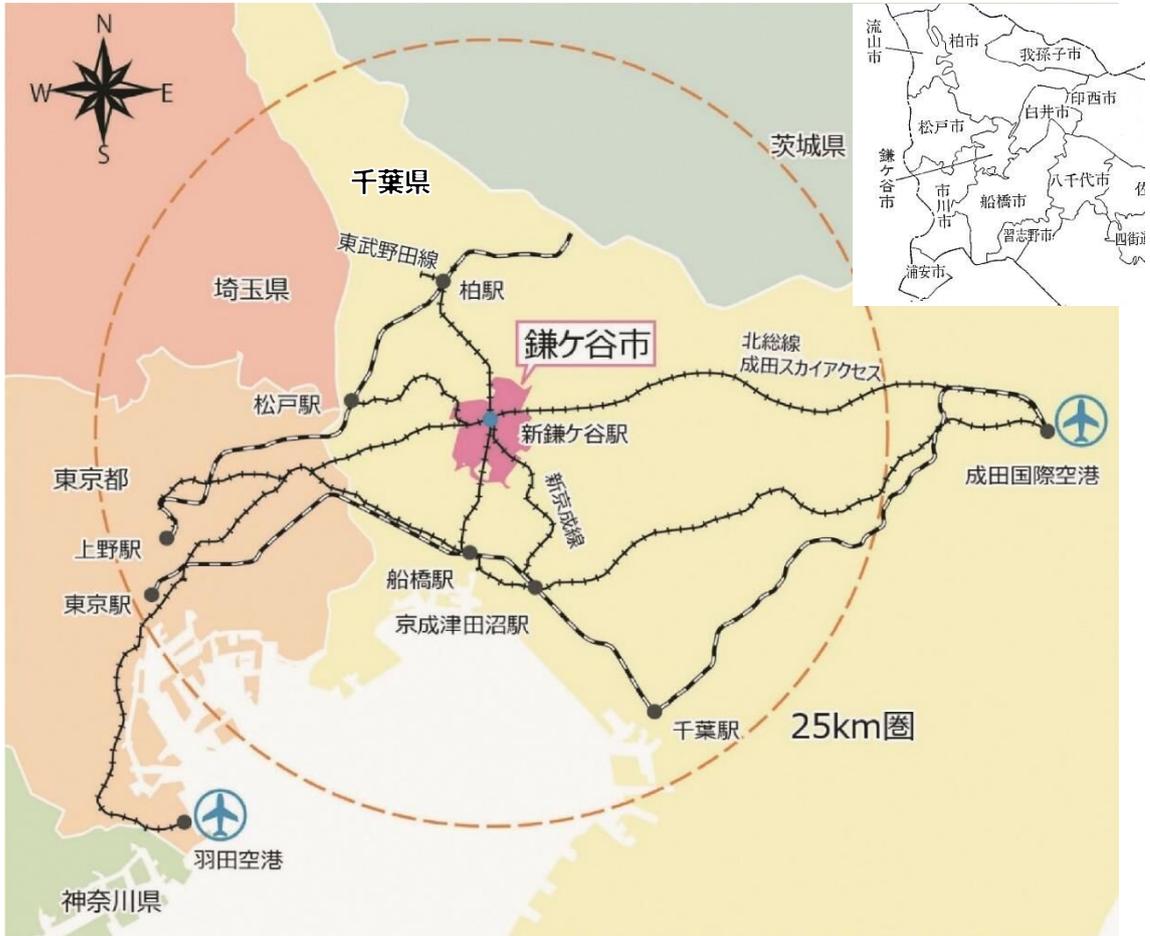


図2 鎌ヶ谷市の位置 (出典：「鎌ヶ谷市総合基本計画」に加筆)

#### (2) 気候

本市は、海に面しておらず、千葉県の中では比較的平気温が低く、年降水量も少ない地域です。降雪は年に2、3度程度です。冬は昔から「筑波おろし」といわれる北風が吹き、寒さを厳しくしています。一年間の主な風向きは、12月から2月には北西～北北西の風(冬の風向き)が、5月から8月には南南西～南および北東から東北東の風(夏の風向き)が多く吹きます。

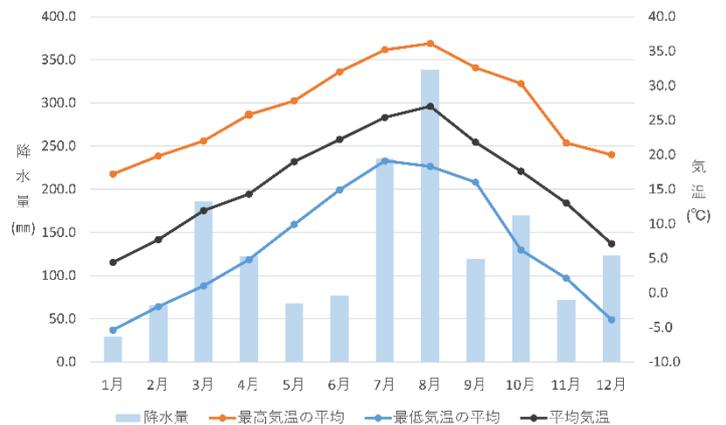


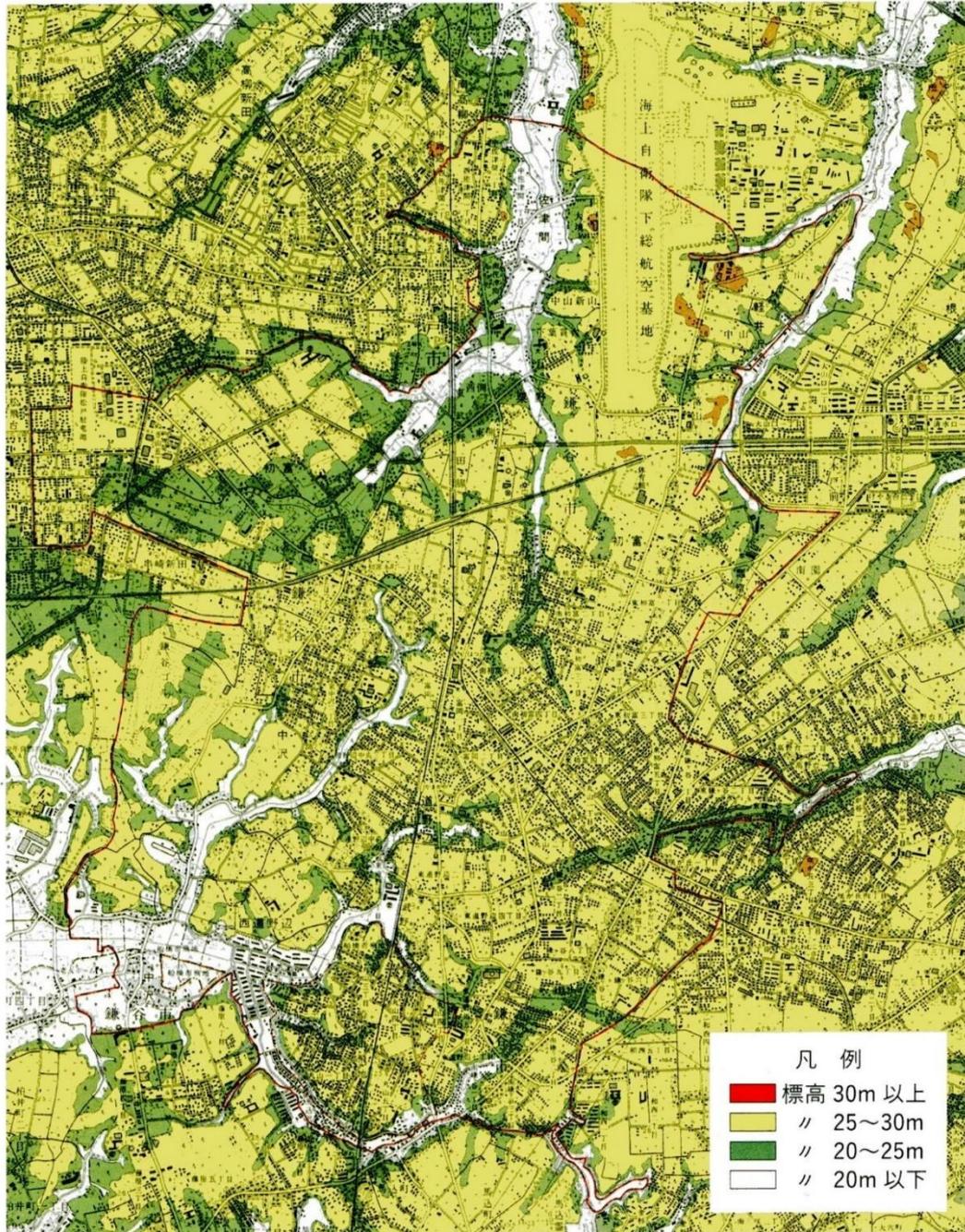
図3 降水量と気温 (令和3年度)

### (3) 地形

本市は、県北西部、下総台地の最も高い標高の場所に位置し、北、西、東の各方向への河川の水源地となっています。

市の大半は標高20～30mの平坦な台地が広がっているものの、河川の浸食により刻まれた標高5～10m程度の開析谷<sup>かいせきこく</sup>\*により一部に起伏の激しい箇所も見られるなど、変化にとんだ地形となっています。特に谷底などの低地となっているのは、市北部の大津川とその支流沿川の佐津間、市南西部の大柏川とその支流沿川の中沢などが該当し、谷津を形成しています。

\*開析谷：地形が河川の浸食によって刻まれることを開析といい、それによって生じた谷のこと。



鎌ヶ谷市の地形（国土地理院平成10年・11年発行の2万5千分の1の地形図〈白井・船橋・松戸・習志野〉より作成）

図4 鎌ヶ谷市の地形（出典：『鎌ヶ谷のあゆみ』（2017））

#### (4) 水系・湧水

本市には一級河川である大津川と大柏川およびこれらの支流が流れています。

標高30m程度の市中央の台地は市を南北に分ける分水界となっており、市内に降ったほとんどの雨は、北は大津川や金山落しを流れて手賀沼（手賀沼水系）と神崎川を流れて印旛沼（印旛沼水系）へ注ぎ、南は根郷川や中沢川を経て大柏川を流れ東京湾（東京湾水系）に注いでいます。

この地域に降った雨は一部表水となり河川へ、後は地下に浸透します。地下に浸透した雨水が、再び地表に流出するのが湧水です。湧水は林によって、より多くかん養されています。また、湧水は多用な水辺の動物・植物の育つ環境を形成しています。今は宅地化が進み、湧水を保持してきた林が減少し、また側溝の整備や河川改修によって川底が掘り下げられ、側溝や河川の水面が下げられたことから、地下水面がさがり、涸れた湧水が増えています。

市内の湧水の特徴を平成23年（2011）刊行の『鎌ヶ谷市史』別巻2（自然）により水系ごとにまとめると次のとおりです。

分水界の北、大津川流域の湧水は、台地の斜面上から湧出するものが多く、上流では、わずかに市制記念公園付近の栗野地区で、台地の崖から離れた低地面や、低地面より低い側溝壁など沖積層<sup>ちゅうせきそう</sup>から湧出しています。

金山落し流域では、平成13年（2001）以前に、湧出が確認されていました（手賀沼浄化連絡会議、2001）が、現在は涸れたものが多くなっています。

分水界の南の大柏川と根郷川地域では、台地の崖下で砂層（木下層）などから低地面に湧出するものと、台地の崖から離れた低地面や、低地面より低い側溝壁など沖積層から湧出するものがあります。

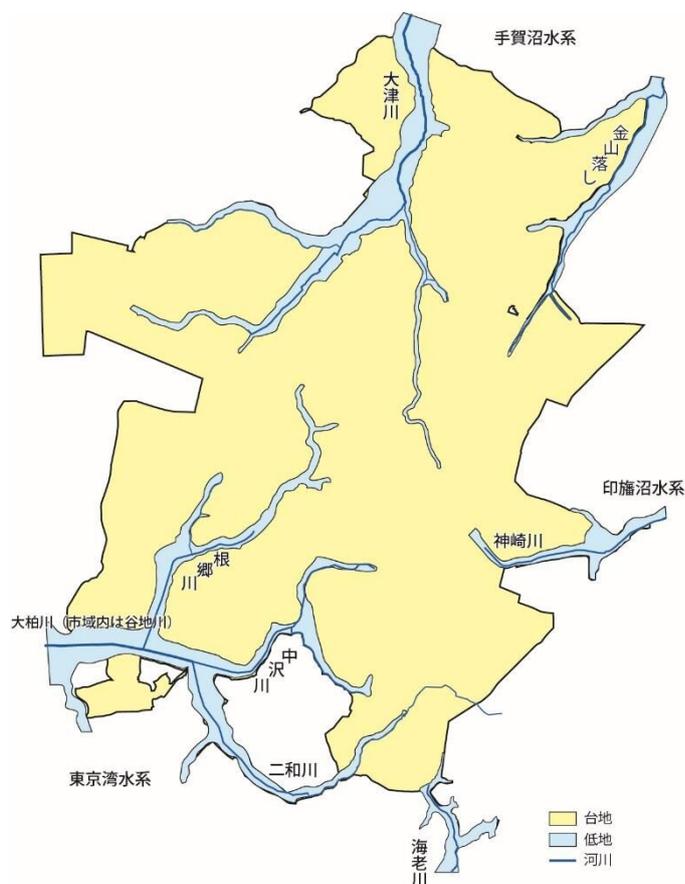


図5 河川と水系

## (5) 植生

### ①市域の植生の成り立ち

日本の植生帯では、市域は照葉樹林帯に入っています。気温・雨量などの環境条件からみて、長年自然のままに置かれれば、シイやカシ類、タブノキ・ヤブツバキなどの照葉樹林が成立し得る地域ですが、現状はそのような林の残るところは少なく、地質的な環境条件や古くから人の手によって本来の植生が失われるなど、市域の植生は、様々な経緯で形成されたと考えられます。

時代の変遷でみていきますと、寒冷な時代には落葉広葉樹林や針葉樹林が、温暖な時代には照葉樹林が勢力を広めました。

約6,000年前の縄文海進をピークに、海面が後退すると、台地を刻む樹枝状の谷津の地形が形成されました。谷は沼沢地と化し、台地と谷津の植生が成立しました。

6,000～5,000年前には、台地上にクヌギ・コナラ・イヌシデ・エノキなどの落葉広葉樹林が成立し、谷津にはイネ科やカヤツリグサ科の植物が増加したと推測され、5,000～3,000年前には、落葉広葉樹に交じってスダジイ・アカガシ・シラカシなどの常緑広葉樹が増え、谷津にはハンノキやヤナギ類が湿地林をつくりました。

3,000～1,500年前にはマツ・スギが急増し、台地には人手による改変が加わり、草本類が増加しました。それ以降になると、台地はマツ林、スギ林、コナラ・クヌギ林など人との関わりの深い林になり、また耕作地やイネ科の草原などが拡大し、谷津は水田化が進みました。

### ②牧の植生

江戸時代、市域の半分を占めていた幕府直轄の「牧」である小金牧の植生は、主にススキの草原の中に、所々コナラやクヌギ、アカマツなどが林をつくる状態であったと思われます。文政7年(1824)に記された「小金牧々御林木数改牒」によると、御林(幕府直轄の林)としてクヌギ・コナラ、あるいはアカマツ・クロマツ・スギ・ヒノキ・サワラ・エノキなどがあげられています。草原は、馬による採食、人による採草や火入れなどによって、その状態が維持されました。牧内外の野馬土手には、現在、数十年以上を経た林ができています。これらは、落葉広葉樹のエノキ・イヌシデ・コナラ・ムクノキ・ケヤキなどや、常緑広葉樹のシラカシ・シロダモ・スダジイなどの混じる林で、かつて牧の中にあつた林の構成要素を伝えているとみることができます。針葉樹のスギ・ヒノキも多いですが、これらの多くは後年の植栽です。現在マツが少ないのは、近年のマツノザイセンチュウによるマツ枯れが進行したことによるものです。市域の巨木調査によると、主な巨木が牧の範囲外にあり、牧の維持のために人の手が加わったことで、巨木の成長に至らなかったと考えられます。

### ③近年の大きな変化

市域の主な土地利用としては、台地上は畑、果樹園、マツ林、スギ林、コナラ・クヌギ林などに、谷津は水田に利用されてきました。昭和40年代頃から都市化が急速に進むようになる

と、自然の改変が著しくなりました。台地には住宅地や工業地が造成され、それにつれて林や畑が減少しました。谷津は埋め立てられ、斜面林も少なくなりました。残った谷津でも水田を耕作することがなくなり、長年放置されて、ヨシやセイタカアワダチソウなどで覆われていきました。昭和40年（1965）には約25,000人だった人口は、平成8年（1996）には10万人を超えました。この間に、山林は6割、畑は4割減り、水田もわずかになりました。市域の自然はさらに大きく変わりました。その後も樹林の減少傾向は続き、特に市域の南東部（鎌ヶ谷・東道野辺地区）では、もともと少ない樹林がさらに減少し、残存はごくわずかとなっています。北部（栗野・軽井沢・佐津間地区）と南西部（中沢地区）には、樹林が比較的に残されていますが、それらも縮小あるいは分断傾向にあります。また、各地で竹林の拡大が目立ち、樹林の景観を変えています。

自然が大きく変わる中で、自然とのふれあいを求める市民の声も高まり、鎌ヶ谷市では「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」も進められるようになります。

現在において、まとまった面積をもつ樹林の存在はきわめて貴重で、栗野字上葉貫台の樹林（通称「栗野の森」）、軽井沢字落山の雑木林、中沢字外和戸の斜面林、道野辺地区の根頭神社の森、中沢地区の市民の森、八幡春日神社の森など、残り少なくなった地域本来の植生を、いかに保全するかは大きな課題です。平成26年（2014）3月には市域北部の大津川東側に残っている山林を活かして観察用の園路を整備した「栗野地区公園」（通称「栗野の森」）がオープンしました。市域に残る最大級の森である「栗野の森」は、多くの人々が自然に親しめる場所として、保全・活用されています。



外和戸の斜面林（出典：『鎌ヶ谷のあゆみ』（2017））

#### ④市域の自然を特徴づける植物

本市には、739種類ほどの植物が自生しています（平成19年現在）。その中には、市域の自然を特徴づける植物があります。樹木では、台地上に生えるモミ（常緑針葉樹）、軽井沢・中沢などの湿地に生えるハンノキ（落葉高木）、斜面林に見られるエゴノキ（落葉樹）、山地性ですが市内の斜面林にも転々と分布するクマシデ（落葉高木）、その他、落葉樹のイヌザクラ、コブシ、ハナイカダ、ヒトツバハギ



左：ハンノキ 右：モミ（出典：『鎌ヶ谷のあゆみ』（2017））

などです。また、中沢や軽井沢の林の暗く湿ったところに生えるオオハナワラビ、中沢・東中沢の斜面林に生えるヤブレガサ、雑木林に生えるヒトリシズカ、その他、マムシグサ・キンラン・キクバドコロ・イヌショウマ・ワニグチソウ・ササクサなども特徴的な植物です。

## (6) 動物 (昆虫など含む)

### ①鳥類

平成7～10年(1995～98)の調査によれば、市内では107種類の鳥類が記録されています。これは、日本産鳥類の約5分の1、県内産鳥類の約3分の1に相当します。海や湖のない市域でこれだけの野鳥が生息していることは、台地の畑や斜面林、あるいは低地の湿地などの入り組んだ、昔ながらの里山の自然が残っていることを意味しています。

市民の森や神社の森、ゴルフ場などの林では、アカゲラ・コゲラ・トラツグミ・アカハラ・シロハラ・メジロ・シジュウカラ・エナガ・ヤマガラなどの森林に棲む野鳥が見られます。市内の神社ではフクロウが繁殖し、道野辺や中沢の林では、夏の夜にアオバズクの声も聞かれます。フクロウ類が生息していることは、その餌となる小動物が豊富であることを意味しています。また、季節ごとに、メボソムシクイ・センダイムシクイ・エゾビタキ・キクイタダキ・ヒガラ・ミソサザイ・ジョウビタキ・ツグミ・アトリ・キレンジャクなどの渡り鳥が飛来します。市内に残る林は、渡り鳥にとって、食物をとり、羽を休めるのに大変重要であり、市民にとっても身近に野鳥を観察できる貴重な場所です。

谷地川(大柏川)とその周辺の湿地はとても重要な場所で、ダイサギ・コサギ・アオサギ・コチドリ・シロチドリ・オオヨシキリ・セッカなど、市内に生息する水鳥や湿地の野鳥の大部分は、この地域で観察されます。また湿地のヨシ原の上空には、オオタカやノスリ、チョウゲンボウなどの猛禽類もやってきます。湿地には猛禽類の食物になるヘビやカエル、野鳥などが豊富に生息しているためです。また、東武鎌ヶ谷住宅地内の調整池や貝柄山公園の池、囃子水公園などの小さな水域にも、様々な水鳥が飛来します。

都市化の影響で、市域の湿地や田畑・林などが減少するにつれて、野鳥の生息地は急速に失われ、次々と姿を消しています。たとえば、カラス類では、ハシボソガラスは見通しのよい農村地帯などを、ハシブトガラスは見通しの悪い森林や都市のビル街などを好む習性があり、市域では、餌になる生ごみが増え、ビル化したことから、ハシボソガラスが減少し、ハシブトガラスが増加しています。



左：シロハラ 右：ジョウビタキ (出典：『鎌ヶ谷のあゆみ』(2017))

## ②哺乳類

大部分の動物は都市化により減っています。江戸時代には、牧場とその周辺に、シカ・イノシシ・オオカミが生息していたことが古文書からうかがえます。また、聞き取り調査でかつてはキツネが生息していたこともわかっています。また、近年の調査では、アブラコウモリ・ホンドタヌキ・ホンドイタチ・ニホンリス・ニホンノウサギ・キュウシュウノウサギ・アズマモグラ・ニホンハツカネズミ・ドブネズミ・クマネズミ・ホンドアカネズミ・ホンドカヤネズミが確認され、1980年代後半からは、タヌキが増加し、最近ではハクビシンも目撃されるようになりました。



左：ホンドタヌキ 右：カヤネズミの巣（出典：『鎌ヶ谷のあゆみ』）

## ③ハ虫類・両生類・魚類

ハ虫類は、ニホンイシガメ・クサガメ・ミシシippアカミミガメがみられます。トカゲ類は、ヒガシニホントカゲ・カナヘビが見られます。その他、ヤモリ・アオダイショウ・ヤマカガシ・シマヘビ・ヒバカリなどで、ヘビは餌となるカエルが少ないため、あまり見かけません。市域で見られるカエルは、アズマヒキガエル・ニホンアマガエル・ニホンアカガエル・トウキョウダルマガエル・ウシガエル・シュレーゲルアオガエルの6種類です。カエルの産卵場所である水田や水たまりが少ないため、カエルもあまり見られません。魚は、以前はフナ・ウナギ・メダカなども生息していましたが、近年の調査では、コイ・モツゴ・カダヤシ・グッピー・ドウヨシノボリ・ドジョウの6種類が確認されています。近年まで川の両岸がコンクリートで覆われているところが多く、流れている水も生活排水で汚れていて、魚が棲める状況ではありませんでしたが、行政や地域住民の努力により水質の改善がみられています。

## ④昆虫類

市域の昆虫類の調査は十分に行われていませんが、13目886種の生息確認記録があります（『鎌ヶ谷市史』資料編Ⅶ自然 2000年）。近隣市のデータを参考にすると、実際には2,500種前後が生息していると思われます。昆虫相の特徴は、大型の昆虫および森林性・水性の昆虫が少なく、都市化が進んでいることを示しています。しかし、市の北部には、雑木林など昆虫にとって生息にいい場所が島のように残っています。

現在も生息し、かつての環境を示す代表的な種は以下のとおりです。

ジャノメチョウは、海上自衛隊下総航空基地内の滑走路周辺の草原に生息しています。草原にはススキやチガヤが多く、下総台地上で乾燥した環境にあります。ここから周辺に飛び出しても、市域には他にススキやチガヤの原が少なく、増えることができません。昭和の中頃まで

は、マツ林や雑木林の周辺や土手などにススキやチガヤが生育していたので、そこにはいたと考えられます。

ノシメトンボ・コノシメトンボは雑木林などの林の縁や明るい林の中にいます。貝柄山公園・嚙子水公園・東武鎌ヶ谷住宅地内の調整池、小・中学校のプールなどに卵を産みます。かつては水田や小川・溜池があり、森林も多く、トンボ類も多くいました。

ヘイケボタルの生息には水環境と草原・林が必要で、特に水田耕作との関わりが密接ですが、市域は台地が多く、水が少ないところのため、谷地川と大津川の流水路の低地には、かつては群れをなしていたと考えられます。その名残として、佐津間、ホタルの里（中沢）の湿地、金杉川上流の南鎌ヶ谷の谷津には、少ないながら、今も生息しています。

ノコギリクワガタは、クヌギやコナラの樹液に集まります。市域では栗野・佐津間・中沢などの雑木林に生息しています。



左:ジャノメチョウ 右:ノシメトンボ (出典:『鎌ヶ谷のあゆみ』(2017))

## 2 社会的状況

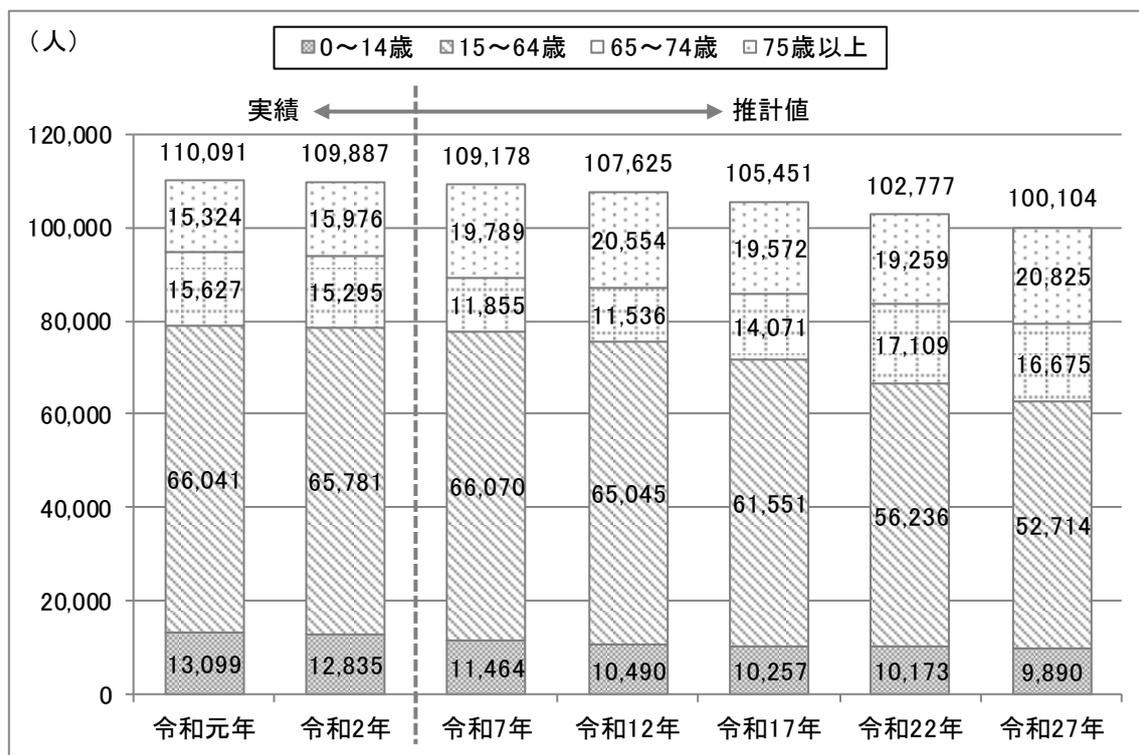
### (1) 人口

人口は、昭和35年（1960）頃から急激に増加しました。これは、高度経済成長にともない、東京と首都圏に地方から多くの人々が集まってきたことによります。東京近郊の市町村では同じような傾向がみられました。

住民基本台帳によると本市の人口は平成22年（2010）の107,820人から、おおむね増加傾向にあり、令和元年（2019）に110,091人と初めて11万人を超えました。一方、市が独自に実施した本市の将来人口推計によると、人口は減少傾向となり、令和27年時点では100,104人になると見込まれます。

年齢3区分人口をみると、15歳未満の年少人口は令和元年以降減少傾向にあり、令和27年時点では9,890人と見込まれます。また、15～64歳の生産年齢人口も令和7年以降減少傾向となり、令和27年時点では52,714人と見込まれます。

一方、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、令和2年は31,271人のところ、令和27年は37,500人で約1.2倍となります。その中でも、75歳以上人口は令和2年が15,976人、令和27年が20,825人で約1.3倍になると見込まれます。



出典：令和元年・令和2年は「住民基本台帳人口（10月1日時点）の実績値」、  
令和7年以降は推計結果（各年10月1日時点）

図6 人口推計結果（令和2年10月1日基準）

## (2) まちの変遷

江戸時代の市域は下総国に属し、中世に成立していた栗野・佐津間・中沢・道野辺の4村に、江戸時代前期の開発により新しく鎌ヶ谷村と軽井沢新田が加わりました。なお、軽井沢新田のみが印旛郡、他の村は葛飾郡でした。

明治維新後、各村は葛飾県・印旛県を経て明治6年(1873)より千葉県管轄となりました。なお、小金牧および佐倉牧は、新政府による牧廃止により大半が開墾地となり、市域の小金中野牧部分には初富村が誕生しました。初富村は当初、開墾事業を担当した東京府(現東京都)管轄でしたが、後に印旛県へ移管されています。この後、明治時代の前半期には、地方行政制度が頻繁に改正されて、市域の村々の組み合わせもめまぐるしく変遷しました。

明治22年(1889)4月1日、町村制が施行されることとなり、同17年に成立していた栗野・鎌ヶ谷・佐津間・初富の4村連合に、他の連合から中沢・道野辺の2村と、根村(現白井市)の一部となっていた軽井沢新田などが加わり、東葛飾郡鎌ヶ谷村が誕生しました。新しい村名は、「木下街道」の宿場として近隣にも知られていた旧鎌ヶ谷村の名称が採用されています。これともない、旧村は新鎌ヶ谷村の大字となりました。なお、軽井沢新田はこの時点で印旛郡から東葛飾郡へと変更されています。この2年後の同24年の戸数と人口は454戸・2,896人でした。

鎌ヶ谷村は69年間存続し、昭和33年(1958)8月1日町制を施行し、東葛飾郡鎌ヶ谷町となりました。なお、この直前はいわゆる「昭和の市町村合併」の時期で、鎌ヶ谷村にもいくつかの合併話が存在しましたが、村としての人口規模が大きいことから単独で町となりました。町制施行直前の昭和33年6月1日現在の世帯数・人口は、2,252世帯・11,498人でした。

その後鎌ヶ谷町は、高度経済成長時代の中、千葉県内屈指の人口増加率を誇り、わずか13年後の昭和46年(1971)9月1日、市制を施行しています。この年10月1日現在の世帯数・人口は、12,271世帯・45,026人でした。市制施行前後を中心に、鉄道・道路といった交通網や学校・公園・病院などの社会資本の整備も進み、東京至近という位置にもめぐまれたことから、さらに人口の増加が続きました。平成8年(1996)12月には人口が10万人を超えています。令和4年5月1日現在の世帯数・人口は、51,327世帯・109,710人です。

このように、鎌ヶ谷市は村時代から通算して120年以上の間、一度も合併をすることなく、ほぼそのままでの範囲を保ってきた自治体です。

なお丸山新田は、船橋市の飛び地となっています。

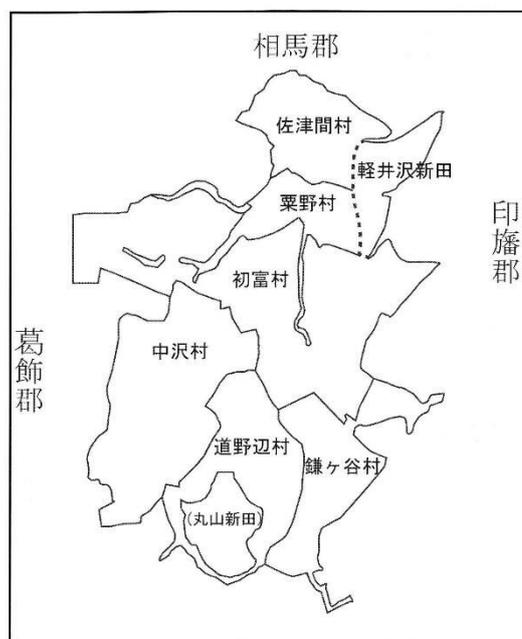


図7 明治5年(1872)5月の市域の村々  
出典：鎌ヶ谷市郷土資料館平成22年度企画  
展図録『自治体鎌ヶ谷の歴史』

### (3) 土地利用

市域の土地利用は、地目別面積割合で見ますと、田・畑（果樹園含む）が22.2%、宅地が37.0%、山林が6.3%などとなっています（令和2年月1日現在）。野菜、果樹などの近郊農業が盛んで、特に梨は、栽培技術の向上、経営の近代化等により県内屈指の生産地となっています。現在は、田畑や山林などの緑地が年々減り、宅地が増える傾向にあります。

#### ① 田畑

市の北部及び西部の市街化調整区域を中心とした地域に路地栽培による畑が見られます。谷津などの地形により、緩やかな起伏を有した畑は、所々に見られる神社林や屋敷林などの樹林と相まって、広がりとお行きの感じられる景観を呈しています。

#### ② 果樹園

市の市街化調整区域を中心に、梨園が見られます。通常の畑と異なり、高さ2～2.5m程度の樹木に実がなる梨園は、3月に新芽が伸びた後、4月になっていっせいに花が咲き始め、広々とした景観を眺めることができます。また、緩やかな起伏を有する本市においては、起伏を活かして梨園を見下ろす視点場があり、起伏に沿って耕作された梨園などの農地を見渡すことができます。

#### ③ 住宅地

本市では、現在は新鎌ヶ谷駅や鎌ヶ谷駅を中心とした地域およびその両駅を繋ぐ沿線の商業系用途の建築物が建ち並ぶ外側の地域に住宅地が広がっています。

また、市街化調整区域でも、農村集落的あるいはミニ開発的に整備された住宅地も見られます。

新鎌ヶ谷地域や中沢東地域、東初富地域などは、比較的幅員の広い道路で構成された住宅地ですが、その他の住宅地では、地形の起伏に影響されて細く曲がりくねった道路で構成されたまちなみが多く見られます。



市役所屋上からみた住宅街（出典：『鎌ヶ谷のあゆみ』）

#### ④ 公園

市内には、公園が205箇所あります。総面積は359,811㎡で市民1人当たり3.3㎡となり（令和4年3月31日現在）、千葉県平均（7.1㎡、令和2年3月31日現在）に比べて低い値です。なお、主な公園は、市内最大級の自然林を保全した栗野地区公園、市制記念公園、貝柄山公園です。貝柄山公園は、大きな池や木々などの豊かな緑により潤いの感じられる公園となっており、国史跡下総小金中野牧跡に近接しています。

## ⑤ 大規模商業施設、商店・商店街

市内で商業・業務系用途の建築物が集積する地域は、新鎌ヶ谷駅周辺、鎌ヶ谷駅周辺及び両地域を繋ぐ県道船橋・我孫子線や国道464号沿道、さらに鎌ヶ谷大仏駅周辺等があげられます。

特に、新鎌ヶ谷駅周辺は、土地区画整理事業により複数の大規模な商業ビルや事務所ビルが建ち並ぶほか、鎌ヶ谷市役所や総合福祉保健センターをはじめ、鎌ヶ谷警察署や鎌ヶ谷総合病院等の公共公益施設が立地する本市の中心的な商業・業務系地域です。

一方、東武鎌ヶ谷駅周辺においては、東武鎌ヶ谷駅東口土地区画整理事業区域では比較的規模の大きな商業ビルや集合集宅などの建設が進み、新しいまちなみが形成されつつあるものの、西口では旧来の商店街が残るなど、駅の東西で異なるまちなみが見られます。

新鎌ヶ谷駅と鎌ヶ谷駅を繋ぐ県道船橋・我孫子線や国道464号等では駅周辺の開発が進むとともに、飲食店や量販店のロードサイドショップが建ち始め、色彩豊かな建築物や屋外広告物などによるまちなみが形成されつつあります。新鎌ヶ谷駅は、4路線が乗り入れ、また、周辺の土地区画整理事業が進むとともに、市役所をはじめとした公共施設や多数の大規模商業店舗などが集まることで、本市の新しい「顔」としてのにぎわいと活気が感じられる景観になりつつあります。

資料：「鎌ヶ谷市景観計画」（平成26年3月現在）

## （4）交通

道路では、国道464号、県道船橋・我孫子線（通称「船取線」）、県道千葉・鎌ヶ谷・松戸線、県道市川・印西線（通称「木下街道」）が通っています。これらは、京葉地域と県北を結ぶ重要な道路です。このほか、多くの市道が縦横に走っていて、鎌ヶ谷市は道路交通の要衝となっています。このため、いずれの道も交通量が多く、車の渋滞が見られます。

鉄道は、東武野田線（東武アーバンパークライン）、新京成線、北総線、成田スカイアクセス線の鉄道4線が乗り入れ、都心（日本橋、浅草等）へ直通で約30分、船橋、松戸、柏等の沿線都市へも20分以内です。新鎌ヶ谷駅（3駅）、初富駅、鎌ヶ谷駅、鎌ヶ谷大仏駅、北初富駅、くぬぎ山駅、また行政界に隣接している六実駅、馬込沢駅を含めて10駅があります。

市内のバス路線は、鎌ヶ谷市役所から白井車庫（白井市）、ファイターズタウン鎌ヶ谷からJR西船橋駅、鎌ヶ谷大仏駅からJR船橋駅・ニュータウン七次台（白井市）などで運行されています。また、平成13年（2001）から市のコミュニティバス「ききょう号」の運行が始まり、現在5つの路線で市民に利用されています。

資料：「鎌ヶ谷市総合基本計画」、「鎌ヶ谷市景観計画」など

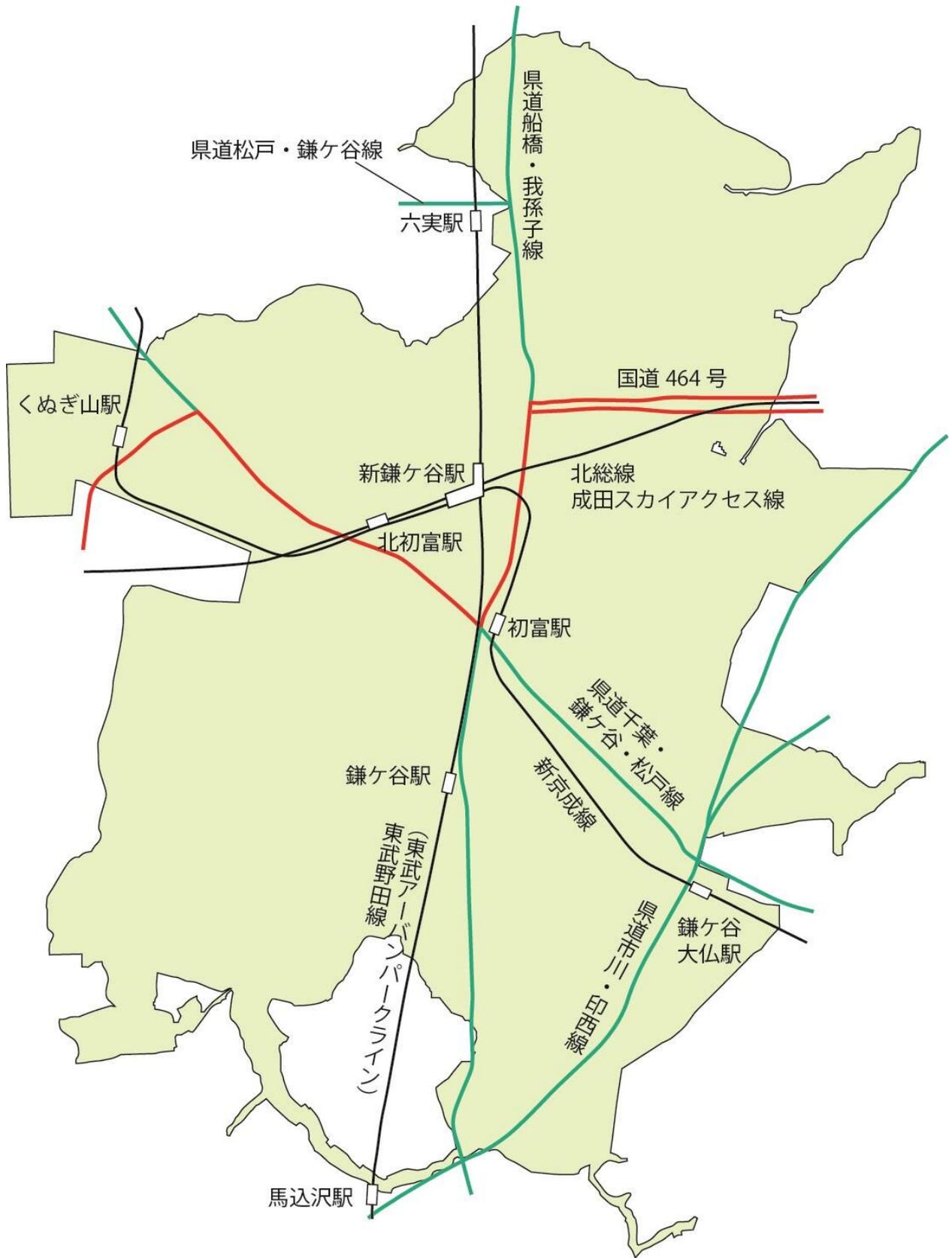


図8 鉄道と主な道路

## (5) 産業

平成27年(2015)の国勢調査のデータでは、鎌ヶ谷市の産業別就業者の割合は、第1次産業が1.7%(827人)、第2次産業が19.7%(9,884人)、第3次産業が73.7%(36,927人)、分類不能の産業が4.9%(2,478人)で、圧倒的に第2次・第3次産業従事者が多数を占めています。ただ、田畑の面積は、全体の土地面積(2,108ha)の22.3%(471ha)を占めていて、農業も依然として重要な産業といえます。

農作物は、主として果樹と野菜が栽培されています。経営耕地種類別面積(353.2ha)は、樹園地が54.3%(191.6ha)で、畑が44.4%(156.8ha)、田が1.4%(4.8ha)で、樹園地が半分以上を占めています。果樹では、古くから栽培されている梨畑が市内各地に広がっていて、最も重要な農産品となっています。秋には、観光梨園で梨狩りができます。野菜では、ダイコン、ネギ、ホウレンソウ、ニンジン、サトイモ、ハクサイなどが生産されています。かつて、谷津などで見られた水田はほとんど姿を消しました。

製造業では、多くの中小企業が営業しており、食酢や麺などを生産する工場があります。また、節句人形作りなどの伝統的な工芸に携わっている人もいます。

商業は、以前は鎌ヶ谷駅・初富駅・鎌ヶ谷大仏駅などを中心に発達し、これらの駅周辺に商店街が形成され、日用品が購入されていました。しかし、大型店舗が進出したことから、近年は新鎌ヶ谷駅周辺が商業の中心となっています。

資料：『鎌ヶ谷のあゆみ』

図9 鎌ヶ谷市産業別就業者比

資料：総務課(国勢調査)

(平成27年10月1日現在)

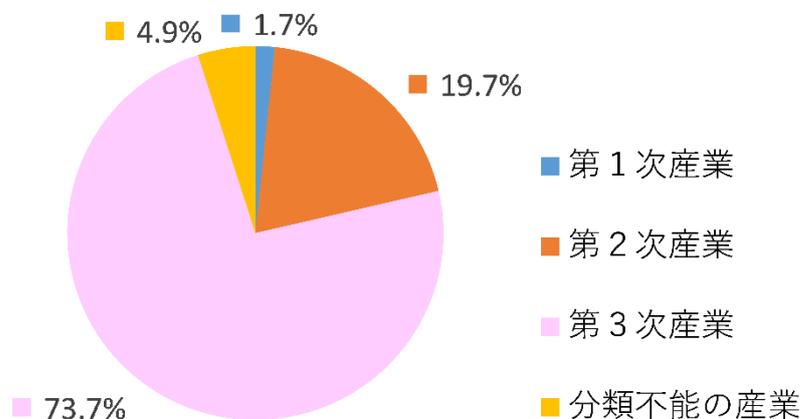
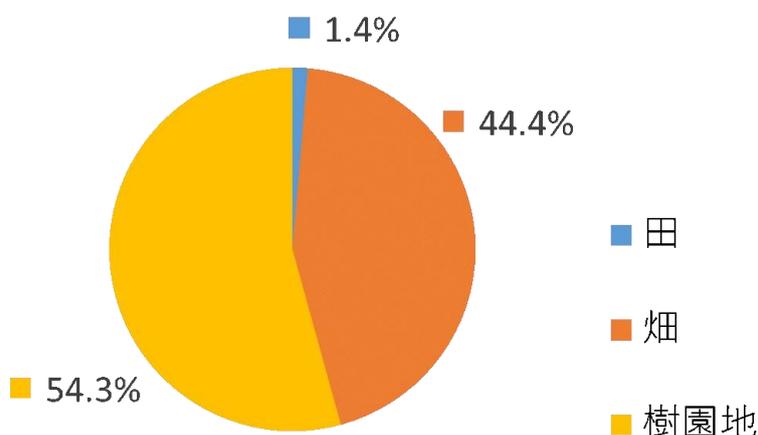


図10 作物の種類別収穫面積

資料：総務課(農林業センサス)

(平成27年2月1日現在)



## (6) 観光

本市の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は、おおむね増加傾向にありました。令和元年は404,175人と平成25年(2013)の182,792人と比較して2.2倍(221,383人の増)となっています。新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった令和2年は149,132人、令和3年は165,851人で、大幅に減少しています。

市の特産物としては、特に梨の出荷量では全国第1位の千葉県において、本市は県内第3位となっているなど、市のシンボルであり、梨園は観光の主役の一つとなっています。また、国内に12球団しかないプロ野球球団の北海道日本ハムファイターズのファームの拠点がある「ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム」のほか、「鎌ヶ谷大仏」は鉄道の駅名になっていることもあり、本市に根付いた観光資源といえます。本市では、これらを観光の3大コンテンツとしてあげています。また、国史跡下総小金中野牧跡などの史跡も観光資源として位置付けています。

訪問者の特徴として、本市に来訪しても市内での滞在時間が短いこと、市内での回遊性が少ないことがあげられます。また、イベントや梨狩り等の訪問者は、その目的を終えると飲食、買い物等は市外で行う傾向があります。これらのことから、本市での滞在時間を延ばすための回遊性を高める必要があります。

市民へのアンケート調査結果から、「鎌ヶ谷大仏」、「梨園・ぶどう園」、「市制記念公園」、「貝柄山公園」、「ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム」などは、市民の認知度が高く来訪経験も多かった一方、文化財は、認知度が低く来訪経験も少ないということが分かりました。

資料：「鎌ヶ谷市観光ビジョン」(平成25年)

表2 知る人ぞ知る観光資源の分類 (出典：「鎌ヶ谷市観光ビジョン」)

ストーリー・テーマ	内 容
鎌ヶ谷に残る自然の原風景	<b>【めだかの郷】</b> メダカがいると言われている小川 現在はさびれていて汚れているが整備されれば自然を感じる散歩道 <b>【栗野の森】</b> 手つかずの自然 <b>【ホタルの里】</b> 身近な住宅地の近くにホタルが生息する
鎌ヶ谷ならではの風景	<b>【下総航空基地】</b> 迫力のある自衛隊の飛行機が間近で見える、冬に富士山と夕焼けがきれい <b>【市制記念公園】</b> スカイアクセスが間近で走り抜ける <b>【市庁舎屋上】</b> 富士山やスカイツリー等の素晴らしいビュースポット
日本有数の鎌ヶ谷の老舗企業	日本有数の製麺企業 横浜の中華街に卸している有名な肉まん・あんまん製造企業 大正11年創業のお酢の製造販売企業
鎌ヶ谷自慢の店	<b>【パン・スイーツ】</b> ログハウス風の店作りと石窯で焼かれた大人気のパン屋さん KAMA-1 グランプリで第2位に輝いたケーキ屋さん ふんわりクリームのロールケーキが自慢のケーキ屋さん ふるさと産品にもノミネートの梨ブランデーケーキのあるお店 <b>【ラーメン屋】</b> 「元気で長生き」をコンセプトにした大人気のラーメン屋さん

※アンケート調査による市民からの声に基づき作成しています。

## (7) 文化財施設

本市の中央地区には、鎌ケ谷市郷土資料館（博物館類似施設）があります。元銀行の建物を改修して、昭和62年（1987）4月1日に、開館しました。鉄筋コンクリート造2階建てで、敷地面積は480.14㎡、建築面積は336.70㎡、延床面積は668.67㎡となります。1階には常設展示室（205㎡）、事務室（36㎡）、収蔵庫（29㎡）があり、2階には小展示室（50㎡）、研究室1（28㎡）、研究室2（19㎡）、研究室3（44㎡）、文化財整理作業室（59㎡）とそれに付随する洗浄工作室（17㎡）、保存書庫（29㎡）があります。小展示室は主に企画展等の会場となり、研究室1～3は歴史資料（古文書、歴史公文書、民具、自然資料等）の調査・整理作業を行っています。また、文化財整理作業室と洗浄工作室では、発掘調査により出土した考古資料の整理及び分析・調査を行っています。

なお、郷土資料館は、「郷土の歴史、民俗等に関する資料を収集し、これを保管及び展示して、市民の利用に供し、その教養、学術及び文化の発展に寄与するため」と設置及び管理条例（昭和62年1月5日条例第5号）に定められています。

展示は、「鎌ケ谷に生きた人々の暮らし」をテーマとして、市内に残されている考古・歴史・民俗・自然等の資料を中心に原始・古代から現代までの各時代に生きた、鎌ケ谷の人々の生活を明らかにするものとして常設展示しています。その中で、時期区分を設定し、「土に刻まれた鎌ケ谷」として旧石器時代、縄文時代、古墳時代、奈良時代～平安時代、鎌倉時代～戦国時代、「牧と鎌ケ谷」として江戸時代、「新しい時代の胎動」として幕末・維新、明治～近・現代（民俗資料）の時期区分で展示を行っています。そして、テーマ設定をした企画展示としては、ミニ展示を年に2回を実施するとともに、前年度に調査で確認したり、寄贈を受けた新資料を紹介する新資料展示を「文化の日」に絡めた期間設定を原則として実施しています。そのほか、常設展示室の一部を使って「収蔵資料展示」を行い、展示の活性化を図っています。

教育・普及として、「歴史講演会」、時代やテーマについての連続講座として「資料館セミナー」のほか、子ども向けの講座なども行っています。また、公民館事業や学校の授業内での出前授業や、ホームページでは「所蔵資料紹介」や「デジタル写真館」を掲載しています。

資料調査・収集と資料の体系的な整理を進めるとともに、歴史公文書を含む歴史資料や民具を中心とする民俗資料の調査・収集・整理作業を行い、資料の適正な保管・管理を進め、その成果の一部は展示や教育・普及でも活用しています。



郷土資料館外観



図11 郷土資料館平面図（左から1階、2階）

### 3 鎌ヶ谷市の歴史・文化

#### (1) 原始・古代（旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代）

本市の地形は台地とそれを切り込む細い低地からなり、市の中央部には、千葉県北西部を東西に走る分水界により水系が大きく南北に分けられていて、市域の遺跡の多くは、手賀沼に流れる北側の水系（大津川、金山落し）、東京湾へと流れる南側の水系（大柏川、真間川、江戸川）沿いに形成されました。また、印旛沼に流れる二重川水系や船橋市方面に流れる海老川水系沿いにも若干の遺跡が形成され、旧石器時代～奈良・平安時代の遺跡のほとんどはこれらの水系に面した台地上に所在しています。旧石器時代から縄文時代前期までは北側の水系に、縄文時代中期以降は南側の水系に人々の活動の痕跡として遺跡が多く形成され、展開していく様子がうかがえます。

#### 旧石器時代

旧石器時代では、約30,000年前の石斧文化から、ナイフ形石器文化の前・後期文化、石槍やりをとともなう文化、細石器文化（剃刀の刃のような石器を量産する文化）まで、5つに区分されるすべての時期の遺跡が確認されています。石斧文化は、新鎌ヶ谷地区の林跡No.1遺跡で確認されています。次のナイフ形石器文化では、約30,000年～25,000年前と推測される東林跡遺跡ひがしはやしあと（初富地区）で、集落の活動の痕跡を残すブロックに、ナイフ形石器を中心とした道具そせいの組成が確認され、同時期の遺跡で使用されている各種石材が使われるなどこの時期の中心的な遺跡です。この時代は、主に北側水系の初富地区で遺跡が多く残されており、各時期を通して人々が住み続けた様子や、遺跡によっては集落を形成して生活していた様子が確認されています。

#### 縄文時代

縄文時代は草創期そうそうきから晩期ばんきまでの遺跡が確認されています。草創期には初富地区の林跡遺跡で、隆起線文土器りゅうきせんもんが出土し、林跡遺跡、五本松遺跡、橋本遺跡、落山遺跡おとしやま、東野遺跡ひがしのなどでも早期の遺物が出土しています。この時期の居住の明確な痕跡は確認されていませんが、東野遺跡では22基の落とし穴遺構が並んで発見されるなど狩猟が行われていた状況がわかります。前期になると、五本松遺跡で住居跡が発見され、段丘に形成された谷地川No.1遺跡やじがわの調査例も出てきます。中期になると、遺跡の数も増加し、また出土遺物量とともに、種類も増えます。中期は更に前葉、中葉、後葉に3細分され、前葉までは北側水系に活動の痕跡である遺跡が多く確認できますが、中葉になると、分水界北側より、南側に遺跡が増え、大堀込遺跡おおほりごめ、根郷遺跡ねごうなど遺構、遺物がまとまって確認できる遺跡もあります。後葉になると、遺跡は、南側水系が中心となり、後期には東京湾水系の最奥部に位置し、遺構や出土遺物量も県内有数の規模の中沢貝塚のほか、一本松遺跡むかいやまや向山No.1遺跡など大規模～中、小規模の遺跡が形成されるなど、人々の活動が盛んになっていくことが遺跡からも確認できます。中沢貝塚は後期から晩期にかけての遺跡で、直径約130mの点列状てんれつじょうの貝層が形成されており、貝層や盛土状遺構もりどじょういこうも確認されています。特に後期に最盛期を迎え、土偶どぐうなどの特殊遺物の出土量が卓越し、耳飾りや貝骨角製の装飾品等も豊富に出土しています。また遺物の特徴や石材分析から広範囲でモノの行き来があったことがわかっています。

この時代は前期までは北側水系が中心ですが、中期から後期にかけては南側水系に多くの遺跡が形成され、規模が大きく、地域の中心となるような遺跡もあります。中には貝塚が形成されるなど海のめぐみの利用が確認でき、地域を越えた人々の活動が盛んであったことがわかります。

### 弥生時代

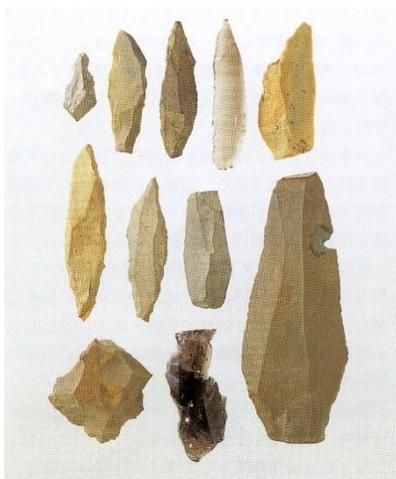
弥生時代の明確な遺跡は、これまでの発掘調査では確認されていません。このことは、この土地が当該期の遺跡形成に適さなかったとも考えられ、市域の特徴の一つと言えます。

### 古墳時代

古墳時代では、22か所の遺跡が確認されています。主な遺跡は南側の水系に一本松遺跡、谷地川No.1遺跡、根郷No.1遺跡、大堀込遺跡などがあります。これらは複数の時代にわたる遺構が確認できる複合遺跡ですが、古墳時代の遺跡には各時期を通じて居住した痕跡は認められず、また住居跡も少ないことから、短期間に小規模に生活した当時の人々の暮らしの一端は確認できません。古墳は築かれなかったようで、これまで市域では確認されていません。

### 奈良・平安時代

奈良・平安時代には、中沢地区の<sup>すがへた</sup>双賀辺田No.1遺跡で掘立柱遺構をともなう遺構群や、<sup>ぼくしょ</sup>墨書土器が多数確認され、役所的な役割を持っていたと考えられます。隣接する大堀込遺跡でも同様の資料が多く見つかっています。新鎌ヶ谷地区の林跡No.2・No.3遺跡の調査では、市域でも製鉄が行われていたことを示す遺構が確認されています。ほかにも単独で住居跡が発見されることはありますが、まとまった集落として把握できる事例はあまりありません。



東林跡遺跡 石器 (旧石器時代)



中沢貝塚 土器 (縄文時代)



一本松遺跡 土器 (古墳時代)



双賀辺田No.1遺跡 墨書土器 (奈良・平安時代)

## (2) 中世（鎌倉時代、南北朝時代、室町時代、戦国時代）

中世になると、集落は台地上から低地へと移り、鎌倉時代頃には、佐津間村・粟野村が、室町時代頃には、中沢村・道野辺村が成立していたことが古文書から確認できます。

本市の北側に位置する佐津間村・粟野村は、相馬氏の祖である相馬師胤そうまもろたねが領地とした相馬御厨そうまのみくりや（現我孫子市、取手市が中心）の南端にあたります。その南側に位置する中沢村・道野辺村は、千葉宗家の支配する八幡庄やわたのしょう（現市川市、松戸市南部が中心）に属していたと考えられています。

### 市北部の村（佐津間・粟野）

佐津間村と粟野村は、文永9年（1272）の相馬胤村そうまたねむらゆずりじょう 譲状ぶんえいにその名前が初めて見え、その頃には相馬御厨に属していたことがわかっています。佐津間と粟野は大津川とその支流が下総台地を刻んだ細長い谷に面しており、その谷に作られた谷津田を望む場所に集落を構えていました。また、人物の記録では、「本土寺過去帳」（本土寺蔵）に、長享2年（1488）の武蔵国高見原ちようきやうの合戦で佐津間の伊東大和いとうやまとが討死した記録が残っています。佐津間には戦国期の様相を呈し16世紀後半まで機能したと考えられる佐津間城跡があります。文明10年（1479）に佐津間から北西約6kmのところに位置する酒井根原さかいねはら（現柏市）で扇谷上杉氏おうぎがやつの重臣太田道灌おおたどうかんと千葉氏の戦いがあったことも合わせ、戦国の動乱の中で造られた城であることが推測されます。また、16世紀後半には佐津間に仏師真如坊しんによぼうがおり、元亀2年（1571）に東光院（現白井市）の地藏菩薩立像を作製したことがわかっています。

### 市南部の村（中沢・道野辺）

延文3年（1358）の「日樹置文」にちじゆおきぶみ（弘法寺蔵）には、中沢・道野辺の地名の他、鎌ヶ谷とも思われる地名の記載がありますが、鎌ヶ谷についての詳細は不明です。中沢・道野辺は集落を大柏川流域の谷津田を望む場所に構えていました。「本土寺過去帳」には、本土寺（現松戸市）八世の日福上人にちふくしょうにん（永和4年〈1378〉頃～宝徳2年〈1450〉）が生まれた際に産婆役をつとめた女性の記録があります。その他、僧名と思われる記載が中沢で1人、道野辺で2人確認でき、地理的に中山法華経寺の影響力が強い地域であるにもかかわらず、本土寺の影響を受けた人々がいたことがわかります。

### 多数出土している板碑

粟野をのぞく佐津間・中沢・道野辺・鎌ヶ谷からは、板碑いたびが出土しています。板碑は、中世における供養塔で、板状の平たい石に信仰対象や年号、供養者名などが刻まれており、当時の人々が仏教を信仰していた様子がうかがえます。本市でも鎌倉時代に始まり、戦国時代末頃まで広くつくられました。本市の板碑の石材は、秩父地方で採取される緑泥片岩でつくられており、水運などにより石材が運ばれ、石工により文字が刻まれました。

中沢村の中心地付近と推測される台地上（現万福寺境内）からは、板碑が確認できる破片を含めて152基以上出土（万福寺境内遺跡）しており、県内では2番目に多い出土数です。刻まれた年号により、弘安7年こうあん（1284）から天文23年てんぶん（1554）につくられたものであることがわかっています。出土した板碑は、初めは浄土宗系で阿弥陀信仰を示す梵字「キリーク」が刻まれたものでしたが、文保3年（1319）を境に、題目板碑だいもくと呼ばれる日

蓮宗の題目「南無妙法蓮華經」が刻まれる板碑がつくられるようになりました。同じ頃、八幡庄を支配していた千葉胤貞は日蓮宗を信仰し、中山法華経寺（現市川市）との関係も深く、板碑からは宗派替えがうかがえることから、中沢村もその影響を受けていたと推測されます。万福寺境内遺跡に隣接する根郷貝塚では、中世の墓域が検出されており、その一角から常滑産の大型の甕が出土し、中から左大腿部に刀傷がある男性の骨が見つっています。甕の上部には板碑の一部が刺さっており、近くで発見された地下式坑からは横たわる馬の骨も見つかるなど、武将であった可能性があります。

佐津間からは、種子板碑を中心に35基が出土しています。佐津間村は佐津間城を中心として集落が形成されていますが、川を挟んだ対岸の場所から板碑がまとまって出土しています。また、佐津間城のすぐ近くでは文亀3年（1503）の題目板碑が確認されており、これは本土寺の影響によるものと推測されています。

板碑の年代を考慮すると、中沢には少なくとも1284年より前に集落があったことが推測できます。また、鎌ヶ谷では、文明年間（1469～87）や明応4年（1495）の板碑が出土しており、その頃に集落が出来始めていた可能性があります。

### 佐津間城跡

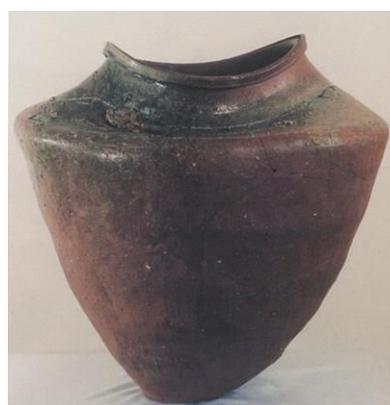
佐津間城は、現在確認できる本市唯一の城跡で、大津川に臨む台地上に築かれている土塁と空堀をめぐらせて周囲を台地から遮断したつくりの単郭構造の城郭です。四方に突き出した櫓台や横矢構造など守備を主体とした構造で、城の入口にあたる虎口が集落側にあり、城と集落が一体であったことも考えられます。現在残る遺構は戦国時代（16世紀中～後半頃）に築造されたと推定されます。



図12 中世の市域の村



万福寺境内遺跡出土の種子板碑



根郷貝塚出土の常滑の甕を転用した蔵骨器

### (3) 近世 (江戸時代)

#### 支配体制

徳川家康が征夷大將軍に任ぜられ江戸幕府を開いた慶長8年(1603)、市域には中世に成立した栗野・佐津間・中沢・道野辺の4村が存在していました。「大開発の時代」ともよばれた江戸時代前半の17世紀、市域に2つの新しい村が誕生しました。寛永年間(1624~44)に木下道(「木下街道」)の宿場として鎌ヶ谷村、寛文・延宝年間(1661~81)に台地上の野地開発により軽井沢新田がそれぞれ成立しています。この6村のうちの古村4村を支配したのは、幕府の老中などの要職もつとめた譜代大名本多氏でした。本多氏ははじめ支配地がまとまって存在する下総に陣屋を構えていましたが、後に上野国沼田(現群馬県沼田市)へ移されて城持の大名となり、さらに享保15年(1730)、駿河国田中(現静岡県藤枝市)に転封となりました。市域4村などは引き続き田中藩下総分領となり、幕末までその出先役所の藤心陣屋(現柏市)の支配を受けました。一方、新しく成立した2村は幕末まで幕府直轄領であり、代官の支配を受けました。

#### 小金牧

近世の市域の歴史に大きく関わったのが、小金牧でした。これは、幕府がこの時代非常に重要であった馬を安定的に確保するために設置した牧場の一つで、現在の千葉県北西部の台地上に設けられ、市域中央部の台地上には小金牧の一つである中野牧が存在しました。牧場には、半野生の馬が放し飼いにされていて、「野馬」とよばれていました。牧場と野馬を管理するため、周辺の村々は「野付村」に指定され、様々な義務が課せられました。また、その責任者として、牧周辺村の有力農民が、牧場の業務に関して幕府から士分格に取り立てられ、「牧士」と称されました。市域では、中沢村の三橋氏と鎌ヶ谷村の清田氏が代々世襲しました。牧場には、様々な施設が存在しました。まず、牧場内には、牧場と村との境界に設けられた「野馬除土手」と野馬を効率的に管理するための「勢子土手」と大きく2つの役割の土手が存在し、これを「野馬土手」と総称しています。また、野馬を1年に1回捕らえる野馬捕りの際に使用される施設が「捕込」です。市内には、各所に野馬土手と中野牧の捕込が現存しています。中野牧捕込と市立初富小学校に現存する野馬土手は、「下総小金中野牧跡」として国の史跡に指定されています。なお、江戸時代には、小金牧を舞台として、將軍による大規模な狩猟である「鹿狩」が合計4回行われ、「野馬捕り」とともに市域の人々も動員されるなど大きな影響を受



国史跡下総小金中野牧跡(捕込)



市指定文化財清田家の墓地

けました。

## 木下街道

市域南部を横断する主要地方道「市川・印西線」は、江戸時代の木下道（後に「木下街道」と通称）が前身でした。この道は、江戸時代初期の寛永年間、下総地方北西部の木下（現印西市）と行徳（現市川市）の二つの河岸を結ぶ脇往還として設定されました。大名の参勤交代に利用されたほか、いろいろな身分の人たちが通過しています。松尾芭蕉<sup>まつおばしょう</sup>・渡辺華山<sup>わたなべがざん</sup>らの時代を代表する文人たちも通行し、作品を残しており、芭蕉俳諧の流れをくむ三級亭魚文<sup>さんきゅうていぎよぶん</sup>が当時の様子を詠んだ句碑が道標として建っています（市指定文化財「魚文の句碑」）。また、木下道は、利根川河口の銚子近辺の海や霞ヶ浦などでとれた生魚を江戸日本橋の市場へ運ぶための公式な道として定められたことから、「鮮魚街道<sup>なまかいどう</sup>」とも通称されました。この木下道の宿場として設定された鎌ヶ谷宿の繁栄を示すと文化財として、「鎌ヶ谷大仏」「魚文の句碑」「道標地蔵」（いずれも市指定文化財）<sup>はたご</sup>、旅籠「丸屋」（国登録有形文化財）が現存しています。

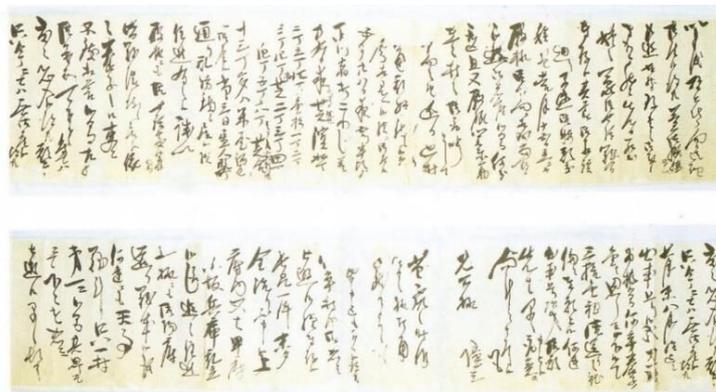
明治維新の際に勃発した戊辰戦争について、市域も無縁ではありませんでした。慶応4年（1868）3月、中山道を進軍していた新政府東山道軍の先鋒をつとめた赤報隊<sup>せきほうたい</sup>の一員として活躍していた、佐津間村出身の志士澁谷総司<sup>しぶやそうじ</sup>は、信州下諏訪宿（現長野県下諏訪町）で「偽官軍」として処刑されました。22歳でした。同年閏4月、鎌ヶ谷宿近郊で勃発した「市川・船橋戦争」の一環で、旧幕府軍と交戦して戦死した佐土原藩（現宮崎県宮崎市）の藩士ら2名は、通称「大仏墓地」に葬られました（市指定文化財「官軍兵士の墓」）。



市指定文化財魚文の句碑



市指定文化財官軍兵士の墓



市指定文化財澁谷総司書簡

#### (4) 近代・現代 (明治時代以降)

##### 自治体鎌ケ谷の変遷

近・現代の150年余りの間、市域は大きく変貌しました。江戸時代の村が、「明治の町村合併」によって東葛飾郡鎌ケ谷村となり、第2次世界大戦後に町となり、さらには市へと昇格した経過は第2章の2社会的状況(2)まちの変遷に記しました。この間、南部の大字鎌ケ谷にあった役場(役所)は、太平洋戦争中に市域中央部の大字初富へと移り、昭和28年(1953)12月に現在の図書館の位置へと移転し、昭和51年(1976)11月より現在地(新鎌ケ谷)に所在しています。

##### 産業の移り変わり

高度経済成長時代以前の市域は、圧倒的に第1次産業、とりわけ農業の比重が高い地域でした。そして中心的作物は、谷津田で生産された米と台地上の畑で生産された麦類で、ほぼ自給用でした。明治時代に入ると、畑ではサツマイモと切り干し大根の生産が盛んになり、市域外に広く出荷されるようになりました。さらに、大正時代末から昭和初年にかけての時期、道路の改良および鉄道の開通により、市場への出荷が可能となったことから、スイカ、キュウリ、ミツバ、ホウレンソウといった野菜の栽培が盛んになりました。すでに江戸時代末に市域で生産が行われていたと考えられる梨は、戦前までは南部の中沢など一部で栽培されていたにすぎませんが、戦後になると市域全体に広がり、現在では鎌ケ谷市の代表的農産物となっています。また、昭和40年代以降は観光梨園も開業するようになりました。

このような産業構造の変化にともない、土地利用も大きく変わりました。高度経済成長期まで、市域の大半は農地と山林でしたが、それらは次第に姿を消し、宅地へと開発されていきました。なお、市域における宅地開発については、戦前の段階で中沢地区の一部が愛国ヶ丘として宅地分譲されていましたが、主として昭和30年代以降に急激に開発が進みました。その象徴として、昭和40年代後半から分譲が開始された、ニュータウンの走りである集合住宅の鎌ケ谷グリーン・ハイツ(西道野辺地区)、および戸建の東武鎌ケ谷住宅地(東初富地区)があります。また、特に平成期中盤以降は、新鎌ケ谷地区の開発が進んでいます。

##### 市域の学校

江戸時代後半から明治時代初期にかけて、現在の市域や周辺に設けられた寺子屋に通った子どももいました。明治時代に入り、新政府により「国民皆学」の政策がとられ、全国各地に小学校が設けられると、市域でも、明治6年(1873)、清長庵(現南鎌ケ谷)を校舎とした鎌ケ谷小学校が設立されたようです。その後、一村もしくは数か村単位で小学校が設けられましたが、明治時代の半ばには、明(栗野・佐津間・軽井沢・初富が学区)・鎌ケ谷(鎌ケ谷が学区)・中野(中沢・道野辺が学区)の3尋常小学校にまとめられました。この時代の小学校は、完全義務制の尋常小学校と、その卒業生の中の希望者が勉学する高等小学校とがありました。明治から大正初年の鎌ケ谷村には高等小学校がなく、周辺の村に依頼して入学させてもらっていましたが、各村でも次第に高等小学校入学者が増加していったことから、独自に高等小学校を設立することが必要となりました。そこで、大正11年(1922)、村立の高等小学校が設置されることとなり、あわせてそれまで存在していた尋常小学校が合併することが定められ、鎌ケ谷尋常・高等小学校

が誕生しました。各尋常小学校はその分校となりました。ところが、新校の位置が南部の道野辺地区であったため、北部の人たちに不満が残り、小学校の位置をめぐる村内が対立する「学校問題」が起きました。「学校問題」は昭和9年（1934）に至り、村内中沢の名望家で貴族院議員をつとめていた三橋<sup>みはしわたる</sup>彌が、村中央部に位置する初富字富岡の所有地を小学校用地として提供したことによってほぼ解決しました。ここに新しい鎌ケ谷尋常高等小学校設置され、第2次世界大戦後に鎌ケ谷小学校となり、昭和45年3月の完全移転までこの地に存続しました。現在のショッピングプラザ鎌ケ谷およびきりり鎌ケ谷市民会館などの所在する場所です。この後鎌ケ谷尋常・高等小学校は、学校制度の変更にともない、昭和16年（1941）に「鎌ケ谷国民学校」、昭和22年に「鎌ケ谷小学校」となりました。なお、同年には、戦後改革の一環として制定された「六三三四制」に基づき、村立の鎌ケ谷中学校が開校しました。鎌ケ谷市域では、昭和20～30年代にかけて、1小学校・1中学校の時代が続きました。高度経済成長にともなう人口増は児童・生徒の増加ももたらしました。このため、昭和30年代後半から50年代にかけて、新小・中学校の開校が相次ぎました。その結果、学校数は、昭和59年に9小学校・5中学校にまで増加し、現在にいたっています。



校舎新築の碑

## 戦争の記憶

日本は、第2次世界大戦までは何度も大きな戦争を経験し、多くの尊い命が失われました。市域でも、日露戦争から太平洋戦争までの間に約200名が戦没したことが、鎌ケ谷村遺族会発行の『鎌ケ谷村遺芳録』（昭和33年）に記載されています。また、戦争を体験した方々の残した歴史資料や写真が多数残され、当時の様相を伝えてくれています。

一方、鎌ケ谷を含む千葉県の地には、明治時代以来、旧日本陸軍に関わる施設が各所に設けられました。このうち、市域に関わるものとしては、次のようなものがありました。

津田沼（現習志野市）に置かれた陸軍鉄道第2連隊は、津田沼―松戸間に演習線を敷設しましたが、そのルートが市域を通過していました。この路線の大半は、戦後に払い下げられ新京成電鉄線となりましたが、その際に大きなカーブの一部はショートカットされました。この部分に昭和10年代半ばに建設されたといわれているコンクリート製の橋脚が、アカシア児童公園内（現東道野辺6丁目）に現存しています。また、付近には「陸軍」と刻まれた標石も残されています。

現在の鎌ケ谷市と松戸市とにまたがり、陸上自衛隊松戸駐屯地があります。この場所と周辺一帯には、昭和15年（1940）に<sup>ていしん</sup>逡信省中央航空機乗員養成所が設立されました。これは、民間パイロットの養成機関でしたが、戦争が始まった際には、陸軍が飛行場として利用することが企図されていたものでした。実際、昭和16年に太平洋戦争が始まると、陸軍飛行部隊が進出し、陸軍松戸飛行場となりました。特に昭和19年後半になると、米軍のB29爆撃機などを迎撃する飛行第53戦隊の基地となり、戦闘機による体当たり攻撃（特攻）も行われました。また、

中央航空機乗員養成所も並行して継続していましたが、中沢にある民間霊園内には、昭和17年に訓練中に事故で死去した訓練生の慰霊碑が移設されています。また自衛隊基地内には、乗員養成所時代に造られた大格納庫と卒業生たちが残した記念碑などが残されています。

また、終戦も間近い昭和20年6月、現在の鎌ヶ谷市と柏市とにまたがった場所に新しい陸軍飛行場として藤ヶ谷飛行場が開設されました。この場所は、戦前ゴルフ場として利用されていた場所を軍が接収したものでした。この飛行場には松戸から飛行第53戦隊が移ってきましたが、ほどなく終戦となりました。そして、終戦翌月には、入れ替わるようにしてアメリカ軍が進駐し、白井基地として使用しました。白井基地が昭和35年に日本へ全面返還されるまで、鎌ヶ谷は15年間米軍基地のあるまちでした。その後、海上自衛隊下総航空基地となり、現在にいたっています。なお、藤ヶ谷飛行場時代の名残として、軽井沢に地下式格納庫跡、佐津間に東武鉄道六実駅からの引き込み線跡が残されています。

## (5) 人々の生活

### 生業

市域が分水界に位置するという地形的特徴から、生業では、台地に切れ込む谷津とよばれる谷状の低地を利用した水田で稲作、台地上で畑作が行われていました。特に、市域で多く見られた谷津田の大半は湿田で、一枚の面積がせまく、小さな川のほか湧き水が用水として利用されました。このため、水車・水閘、田舟、田植え杵（三角定規）、田下駄（カンジキ）、除草機、千歯扱き（カナコギ）、唐箕、万石など一連の農具が市内にも残されていました。一方台地上は畑のほか、「ヤマ」とよばれた森林が広い面積を占めていました。ヤマからは、キノコ類やシダ類といった食糧、燃料、肥料などの恵みがもたらされました。また南部の中沢地区などを中心に、炭焼きなども行われており、豊富な樹木を材木として生産し、出荷していました。

### 民間信仰

市域では多種多様な民間信仰が存在していたことから、様々な講がみられます。講は同じ民間信仰を有する人たちによって結成されたグループのことをいいます。まず、身の回りにある神仏の像を信仰対象とするものとしては、天神講・子安講（十九夜講・女人講）・庚申講・地蔵講・念仏講・題目講・二十三夜講・野馬観音講などがあります。これらのうち、子安講・庚申講・地蔵講・念仏講などは江戸時代を中心に多数の石塔が造立されました。栗野の庚申講および庚申塔、鎌ヶ谷の百庚申と庚申道標は市指定文化財です。また、信仰対象の霊地が遠隔地にあり、そこへの参拝を主な目的とするものを代参講といい、市域では、出羽三山講・富士講・伊勢講・身延講・大杉講・三峯講・古峯講・大山講・道了講・金村講・上岡講・山倉講・手児奈講などが知られています。これらの参拝を行った人たちが造立した記念の石塔や石碑や絵馬なども伝わっています。なお、複数の信仰対象を巡ることを目的として結成されたものを巡拝講といい、市域では二つの大師講がありました。いずれも四国88か所の弘法大師（空海）ゆかりの札所めぐりを模したもので、市域北部と柏・松戸・白井の各市を巡るのが東葛・印旛大師講、市域南部と八千代・船橋・習志野・白井の各市を巡るのが吉橋大師講です。このうち、東葛・印旛大師講は現在も、

5月1日から5日にかけて講による巡拝が行われています。そして最終日を「結願<sup>けちがん</sup>」といい、盛大な練り込み行事があります。なお、市唯一の無形民俗文化財に指定されている軽井沢の「おしゃらく踊り」は、以前はこの講の巡拝に際して演じられていたものといえます。

講という名称はつけられてはいないものの、特色ある信仰行事として、市域全域で確認できるのが「オビシャ」と「オコモリ」です。オビシャは鎮守や十数軒で祭祀している小さな社の氏子が、春もしくは秋の特定日に「ヤド」となった家に集まり、その神社名が記された掛け軸を拝み、共同飲食をする行事です。オコモリは、主として年寄りの人たちが神社や仏堂（現在は地域の自治会館）に毎月定例日に集まり、拝みをあげて共同飲食を行う行事です。近年廃絶したものもありますが、中沢地区のオビシャは現存し、古くからの祭祀方法が続けられています。また、天道念仏という行事は春先に行われ、天道（太陽）の力の復活とその年の豊作を祈願することを目的としたものです。鎌ヶ谷大新田地区のものは現存していて、毎年3月12日から13日にかけて行われています。



市指定文化財おしゃらく踊り



東葛・印旛大師講



市指定文化財百庚申



市指定文化財道標地藏

## 第3章 鎌ヶ谷市の文化財の調査

### 1 これまでの文化財調査

本市の文化財に関する把握調査および詳細調査の現況については、おおむね以下のとおりです。

#### (1) 把握調査

##### ①埋蔵文化財発掘調査事業

本市による行政発掘調査は、昭和37年（1962）の中沢貝塚第1次調査が始まりです。昭和57年度に本格的な埋蔵文化財分布調査を市教育委員会にて行い、同58年に分布地図を刊行しました。以降は、これをもとに、現在まで開発にともなう発掘調査を実施しています。

##### ②市史編さん事業

本市における自治体史編さんの動きは、昭和31年（1956）に鎌ヶ谷小学校・鎌ヶ谷中学校の両校長の発議により、村長・教育委員会や村史研究者、村史編さんに関心を持つ父兄らにより「鎌ヶ谷村史研究会」が発足したことに始まります。町制施行後には、町長を委員長とする町史編纂委員会が立ち上げられ、自然・歴史・行財政・市民生活などを含んだ総合的な史誌を作るため、古文書や民俗調査、発掘調査を実施し、昭和35年3月には、最初の刊行物となるガリ版刷り『鎌ヶ谷町史料』が刊行されました。同47年に市史編さん委員会に引き継ぎ、同57年までに資料集10巻、通史1巻を刊行しました。昭和59年に新しく市史編さん大綱を作成し、通史3巻、資料編7巻、さらに資料集を含め、計15冊を目指す中で、古文書、民俗、自然などは引き続き調査が行われました。最終的に通史3冊、自然、民俗編の別巻2冊、考古、金石など資料編8冊、史料目録など資料集8冊、研究論文・調査報告・資料紹介などを掲載した市史研究30冊を刊行し、市史編さんが平成29年（2017）3月に終了しました。

##### ③千葉県による調査

県による調査としては、次のようなものがあります。県内における記念物実態調査の成果として昭和55年（1980）に刊行された『千葉県記念物実態調査報告書Ⅰ』に下総小金中野牧跡捕込が掲載されています。昭和62年（1987）度実施の『千葉県歴史の道調査』に木下街道・なま道、平成2～5年（1990～93）度にかけて実施された『千葉県所在中近世城館跡詳細分布調査報告書Ⅰ』に佐津間城跡、平成5～7年度に調査が実施された『千葉県文化財実態調査（絵馬等）』に豊作稲荷前神社絵馬についてなど、鎌ヶ谷市の文化財に関して記載されています。

また、県全域を対象とする民俗文化財調査では、昭和45年度実施の『千葉県民

俗地図』に中沢と佐津間、昭和56・57年度実施の『千葉県民俗地図—千葉県緊急民俗文化財分布調査報告書』では中沢が対象地区となり、民俗文化財の分布状況が調査されています。

## (2) 詳細調査

詳細調査として、中沢貝塚の調査歴は古く、第2次世界大戦以前から様々な調査主体により、繰り返し調査が行われてきました。最初の調査の記録は、明治26年(1893)刊行の『東京人類学会雑誌』第88号に掲載された、八木奘三郎<sup>やぎそうさぶろう</sup>氏の報告です。昭和11年(1936)に行われた大山史前学研究所による調査は、これ以前の調査に比べ大規模で、中沢貝塚<sup>だいかしだに</sup>が大柏谷最奥部の馬蹄形<sup>ばていけい</sup>貝塚であり、中・小型ハマグリ主体の純鹹<sup>じゅんかん</sup>貝塚\*であることなどが指摘されました。第2次世界大戦後は、昭和23～24年(1948～49)に、日本考古学研究所の調査が行われ、出土した土器については南山大学人類学博物館から平成9年(1997)に『千葉県鎌ケ谷市中沢貝塚の土器』として刊行されました。昭和28年(1953)には、都立小松川高校による調査が行われ、その成果は「千葉県東葛飾郡鎌ケ谷村中沢貝塚発掘調査報告書」として刊行され、出土資料については現在も同校に保管されており、鎌ケ谷市史編さん事業団原始・古代部会の調査によって、その一部が『鎌ケ谷市史研究』第15号に掲載されています。

昭和37年(1962)に当時の町教育委員会による中沢貝塚第1次発掘調査が行われ、昭和40年(1965)にその成果が『鎌ケ谷町史』資料集2(中沢貝塚)として刊行されました。中沢貝塚第1次発掘調査以降は、市(町)教育委員会が主体となり、開発に伴う事前調査を行っています。特に昭和60年代から平成期前半には、大規模な調査が行われ、集落の一端や貝層とともに、多くの遺構・遺物が発見されました。現在までに30次の調査が行われ、出土した資料の一部は郷土資料館で展示しています。

<sup>じゅんかん</sup>  
\* 純 鹹 貝塚 : 海にすむ貝類からなる貝塚

表3 既往の文化財把握・詳細調査一覧

類型		調査実施概要	調査主体	調査年度	
有形文化財	建造物	社寺建築	根頭神社本殿調査	市	令和3年度
		古民家など歴史的建造物	市史編さん事業民家調査	市	昭和60～平成14年度
			悉皆調査（佐津間・鎌ヶ谷）	市	令和3年度
	美術工芸品	歴史資料（古文書、近・現代資料含む）	市史編さん事業資料調査（市内、市外）	市	昭和31～平成28年度
			千葉県文化財実態調査（絵馬など）	県	平成7年度
		考古資料	埋蔵文化財調査	市	昭和37年度～
		石造物	千葉県石造文化財調査	県	昭和54年度
	市史編さん事業金石文調査		市	昭和56～62年度	
民俗文化財	有形	民具	民具調査	市	昭和40年度～
	無形	祭り・行事・講・生活・生業	千葉県民俗文化財分布調査	県	昭和45・56～57年度
			千葉県民謡緊急調査	県	昭和55年度
			市史編さん事業民俗調査	市	昭和40～平成28年度
		伝説・昔話	市史編さん事業民俗調査	市	昭和40～平成28年度
記念物	遺跡	中沢貝塚調査（八木柴三郎、都立小松川高校ほか）		民間団体	明治26～昭和28年
		埋蔵文化財調査		市	昭和37年度～
		埋蔵文化財分布調査		市	昭和31～56年度
		埋蔵文化財分布調査		市	昭和57年度
		県事業に伴う埋蔵文化財調査		県	昭和63～平成20年度
	動物・植物・地質・地質鉱物	動物	市史編さん事業自然調査	市	昭和54～平成22年度
		植物	市史編さん事業自然調査	市	昭和54～平成28年度
		地質鉱物	市史編さん事業自然調査	市	昭和39～平成22年度
その他	千葉県歴史の道調査		県	昭和62年度	
	市史編さん事業近・現代聞き取り調査		市	昭和62～平成28年度	

## 第4章 鎌ヶ谷市の文化財の概要と特徴

### 1 鎌ヶ谷市の文化財

調査の結果把握された文化財については、以下のとおりです。

表4 把握した文化財一覧

類型		把握件数	概要
有形文化財	建造物	社寺建築	1件 根頭神社本殿
		歴史的建造物	15件 国登録有形文化財の5件のほか、令和3年度の悉皆調査で把握した8件や旧陸軍鉄道第二連隊の橋脚や旧陸軍藤ヶ谷飛行場の物資格納庫
	美術工芸品	絵画	28件 市域出身の日本画家小金谷春嶺などが描いた絵画9点と掛軸1点、書画1点、絵馬・額15点、仏画2点。
		彫刻	22件 寺院や仏堂、個人宅などにある仏像
		歴史資料（古文書、近・現代資料含む）	8,128件 近世までの古文書や近・現代の私文書などをあわせて293件。このほか、紙媒体以外の歴史資料1,444件、歴史公文書6,391件。
		考古資料	15件 中沢貝塚や根郷貝塚などの遺跡から出土した遺物一式
石造物	907件 道標・馬頭観音・子安観音塔などの信仰関係の石塔、近・現代の記念碑、墓塔など		
民俗文化財	有形	民具	1,972件 桶職人の製作道具や谷津田で使われた農耕具をはじめ、農具や生活道具など
	無形	祭り	9件 各地区の鎮守の祭礼。このうち、栗野の八坂神社の祭礼では、唯一神輿の渡御が行われている。
		講（民間信仰含む）	125件 現存する市指定文化財の栗野庚申講をはじめ、近年まで継続していたものを含めて、講98件、オコモリ18件、オビシヤ9件を確認
		伝説・昔話	26件 池や地名などにかかわる伝説や印内村（現船橋市）の重右衛門話、動物にかかわる昔話などが伝わっている。
記念物	遺跡		136件 国史跡下総小金中野牧跡をはじめ、旧石器時代から近世（江戸時代）までの遺跡136か所を把握
	動物・植物・地質・鉱物	動物	17件 標本剥製
		植物	72件 巨木42件（うち直径1m以上26件）、保存樹木10件、保全林10件、ふれあいの森など10件
		湧水	13件 手賀沼水系と東京湾水系の主な湧水の件数
文化的景観		4件 梨畑や谷津と台地の景観など	
その他	小字地名	160件 市域に残る佐津間・栗野・軽井沢・中沢・道野辺・鎌ヶ谷・初富の7つの大字は、明治初年までの村名。また、大字内の地区区分である小字は地形や景観という地理的要素を表すものが多い。	
	方言	311件	
	音	6件	
総把握件数		11,957件	

## 2 指定等文化財

本市の文化財で、文化財保護法に基づき、指定、登録されている文化財（以下「指定等文化財」という。）は、国指定文化財1件、県指定文化財1件、市指定文化財30件、国登録有形文化財5件、総計37件です。

時代別にみますと、中世3件、近世11件、近代12件（民俗文化財、天然記念物、登録有形文化財を除く）となっており、近世から近代が7割を占めています。

種別では、有形文化財が16件と最も多く、次いで記念物11件、民俗文化財が10件となります。無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群保存地区には現在選定されているものはありません。

表5 鎌ヶ谷市における指定等文化財の状況（令和4年4月1日現在）

区分（種別）		国指定	県指定	市指定	国登録	県登録	計	
①有形文化財	建造物	0	0	0	5	0	5	
	美術工芸品	絵画	0	0	1	0	0	1
		彫刻	0	0	0	0	0	0
		工芸品	0	0	1	0	0	1
		書跡等	0	0	1	0	0	1
		考古資料	0	0	3	0	0	3
歴史資料	0	0	5	0	0	5		
②無形文化財		0	0	0	0	0	0	
③民俗文化財	有形民俗文化財	0	0	8	0	0	8	
	無形民俗文化財	0	0	2	0	0	2	
④記念物	遺跡	1	1	6	0	0	8	
	名勝地	0	0	0	0	0	0	
	動物、植物、地質鉱物	0	0	3	0	0	3	
⑤文化的景観		0	0	—	—	—	0	
⑥伝統的建造物群		0	—	—	—	—	0	
合 計		1	1	30	5	0	37	

## (1) 有形文化財

### ① 建造物

近世の農村地域における建造物の様相が伺える澁谷家住宅の主屋・米蔵・門と、木下街道沿いの宿場町にあった旅籠の様子がうかがえる丸屋・丸屋離れの2か所5件が、国登録有形文化財となっています。



国登録有形文化財澁谷家住宅



国登録有形文化財丸屋・丸屋離れ

### ② 美術工芸品

美術工芸品は、11件が指定されています。歴史資料が5件と最も多く、下総牧開墾局知事きたじまひでとも りよしゆくかんぼん北島秀朝等旅宿看板（市指定）や初富開墾関連史料（市指定）の初富開墾に関する資料を中心に、江戸時代から明治にかけての資料が指定されています。次いで考古資料3件で、妙蓮寺板碑及び五輪塔（市指定）、北方前板碑（市指定）、大仏板碑（市指定）が指定されています。工芸品としては近世中期に作られた銅製の鎌ヶ谷大仏（市指定）が1件あります。古文書は、澁谷総司書簡（市指定）が1件で、澁谷総司の生家である澁谷家住宅（国登録）と併せて時代背景を物語る貴重な資料です。このほか、絵画は錦絵「貴婦人の図」（市指定）1件です。



市指定文化財北方前板碑



市指定文化財貴婦人の図

## (2) 民俗文化財

### ① 有形民俗文化財

2年間で100基建てられた百庚申（市指定）や栗野庚申講（市指定）により江戸時代から5年ごとに1基建て続けている栗野庚申塔群（市指定）、道標地蔵（市指定）など、講によ

り建てられた近世の石造物が4件指定されています。また、初富開墾によって奉納された豊作稲荷神社「手洗鉢」「鈴」（市指定）など4件が指定されています。いずれも、信仰や交通など人々の営みの歴史を今に伝える民俗資料です。



市指定文化財豊作稲荷神社「手洗鉢」



市指定文化財豊作稲荷神社額「絵馬」

## ②無形民俗文化財

近世の村ごとに、文化風土と結びついた祭礼・芸能が行われています。その中で軽井沢に伝わったおしゃらく踊り（市指定）と江戸時代から続く粟野庚申講（市指定）の2件が指定文化財となっています。

## (3) 記念物

### ①遺跡（史跡）

遺跡は、江戸時代の牧跡や牧に関連した家の墓地など8件が史跡に指定されています。

牧跡では、下総小金中野牧跡捕込・野馬土手（国指定）と小金中野牧の込跡（県指定）が史跡となっています。江戸幕府の馬牧の経営の様子を今に伝える貴重な遺跡です。また、村人の中心となり馬牧の日常の管理を行った牧土に関する遺跡として、三橋家墓地（市指定）、清田家の墓地（市指定）、駒形大明神（市指定）の3件が史跡になっています。このほか、戊辰戦争に関連して行われた旧幕府軍と新政府軍（官軍）との戦いで戦死した官軍兵士の墓（市指定）など2件が史跡となっています。



国史跡下総小金中野牧跡（野馬土手）



市指定文化財三橋家墓地

## ②動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

植物では、個人宅のキンモクセイ（市指定）と八幡春日神社の森（市指定）と根頭神社の森（市指定）の3件が指定文化財となっています。



市指定文化財キンモクセイ

## 3 埋蔵文化財

市内に分布する埋蔵文化財（遺跡）として、周知の埋蔵文化財包蔵地136か所が確認されています。このうち、散布地が116か所と最も多く、次いで集落跡9か所となっています。時代別では、縄文時代が117か所と最も多く、次いで奈良・平安時代38か所、古墳時代22か所です。

弥生時代の遺跡は確認されていないことと、古墳時代を代表する「古墳」が確認されていないことは、本市の埋蔵文化財の特徴としてあげられます。

主な遺跡として、江戸時代の牧跡の下総小金中野牧跡（国史跡）と関連する野馬土手（小金中野牧野馬除土手、勢子土手、大込土手、小金下野牧野馬除土手）があげられます。また、縄文時代の大型貝塚である中沢貝塚は、本市の最大の遺跡で、縄文土器をはじめ土偶、石棒などの祭祀遺物や耳飾、石器などの出土量が多く、本市のみならず、県内においても代表的な遺跡です。さらに、中世の城跡である佐津間城跡や板碑が破片含めて152基以上まとまって出土した万福寺境内遺跡は、本市の特徴的な遺跡となっています。

表6 周知の埋蔵文化財包蔵地か所数一覧（令和4年（2022）4月1日現在）

種別	地区							総計
	佐津間	栗野	軽井沢	中沢	道野辺	鎌ヶ谷	初富	
城跡	1							1
牧跡		(2)		1 (2)	(2)	2	3	6
集落跡			1	6	1		1	9
貝塚				1				1
散布地	26	9	9	42	11	3	16	116
その他				2			2	4
総計	27	11	10	51	12	5	21	136

\*牧跡の（ ）の数字は、重複を表す。 資料：市資料

表7 時代別に周知の埋蔵文化財包蔵地か所数一覧（令和4年（2022）4月1日現在）

時代	地区							総計
	佐津間	粟野	軽井沢	中沢	道野辺	鎌ヶ谷	初富	
旧石器		2	2	2			3	9
縄文	26	6	10	48	12	3	12	117
古墳	2		2	13		2	3	22
奈良・平安	2	1	2	19	8	1	5	38
中世	2			2				4
近世以降				3			3	6

\*複数の時代にまたがる遺跡は時代ごとに数えた。 資料：市資料

## 4 未指定文化財

### (1) 有形の文化財

#### ①建造物

令和3年度（2021）に実施した歴史的建造物分布調査（佐津間地区と鎌ヶ谷地区）により、現在は鉄板葺きであるが、茅葺き屋根の特徴となる急な屋根勾配を変えないまま、鉄板葺きに替えたと推測される建物が佐津間地区で4件、鎌ヶ谷地区で3件確認されました。

また、同調査により、築50年以上が経過し、地域固有の歴史を伝える建造物として、銭湯1件が確認されています。さらに、戦争遺構にも位置づけられる鉄道第二連隊の橋脚跡もあげられます。昭和16年（1941）に鉄筋コンクリート製の橋脚に架け替えられたものと推定されています。

根頭神社の本殿調査を令和3年度（2021）に鎌ヶ谷市郷土資料館が実施しました。昭和43年（1968）に千葉護国神社の仮社殿（旧千葉師範学校奉安殿：昭和9年〈1934〉竣工）を譲り受け、中沢地区の大工職が移築した可能性がある建物で、調査を継続しています。



鉄道連隊橋脚

#### ②美術工芸品

市史編さん事業や郷土資料館の調査によって確認された近世までの古文書や近・現代の私文書などの文書類と市教育委員会へ寄贈・寄託いただいたものを含めた歴史資料は、109,291点です。この中には、1,000点をこえる史料群が14件あり、地域の近世史や近・現代史を知る上で欠くことのできないものとなっています。また、保存年限満了にともない、郷土資料館へ移管された明治時代以来の市歴史公文書は、令和4年4月現在6,391点（簿冊数）に及んでいます。

市内の金石資料については、昭和60年度までの調査成果が『鎌ヶ谷市史』資料編Ⅱ（金石文）（昭和61年3月）にまとめられています。その中に掲載されている、近・現代の記念碑・顕彰碑なども歴史資料として貴重なものです。また、この時の調査対象外であった、標石・墓石や戦争関係の構造物・遺構についても、近年調査が進み、確認されています。

なお、内容的に本市の特色を反映し、かつまとまりのあるものとして、近世では、小金牧関係史料（鹿狩を含む）、中沢村と佐津間村の村方史料があげられます。維新时期を含む近・現代では、初富開墾関係史料（一部指定済み）、草莽の志士澁谷総司関係史料、戦争・軍事関係史料と遺構、農地改革関係の歴史的公文書、教育関係史料（小学校沿革誌、明治時代以来の小学校教科書など）、昭和初期以来の地域開発関係史料（市民・住民運動を含む）などがあげられます。

## （2）無形の文化財

かつては「ヤマ」と呼ばれた林の恵みをふんだんに受けられたことから、<sup>そま</sup>杣や木挽といった、木材の伐採や加工に従事する職人や大工職などが活躍していました。また、炭づくりも広く見られ、桶づくりの職人もいましたが、現在その技術は途絶えてしまいました。

## （3）民俗文化財

### ① 有形の民俗文化財

未指定の有形の民俗文化財としては、市域の農業の特色であった谷津田で使用された農具（田下駄・田植え杵・田舟・千歯扱き・唐箕など）、水田と台地上の畑で耕作用に用いられた鋤類、桶職・鍛冶屋・屋根屋などの諸職関係の道具と製品が比較的まとまって存在し、その一部は郷土資料館で保存・展示されています。また、市域では古くから様々な民間信仰が存在したことから、関係する有形の民俗文化財も多様なものが残されています。主なものとしては、庚申塔（一部は指定済み）・子安塔・馬頭観音塔などの石造物、講（東葛・印旛大師講、北初富の三峯講、くぬぎ山の野馬観音講、栗野の上岡講など）やオビシヤ（中沢地区）関係の民具と民俗史料、旧家の主屋（屋根裏）で一括保存されていた大量の御札などがあげられます。

### ② 無形の民俗文化財

未指定の無形の民俗文化財としては、東葛・印旛大師講（毎年5月1日～5日、鎌ヶ谷・松戸・柏・白井の4市にまたがる88か所の札所を巡拝）、中沢の八日ビシヤ（毎年2月8日）、谷地川のオビシヤ（毎年2月15日）、南鎌ヶ谷の天道念仏（毎年3月12日～13日）、栗野の八坂神社の祭礼（7月第2日曜日）などがあります。

また、伝説と昔話も各地区に伝えられています。資-28のとおりです。

#### (4) 記念物

植物については、古い屋敷や集落、神社・寺院の境内などには、しばしば歴史を伝えるような巨木が残されています。巨木は、長年にわたり、地域の人々が守り育ててきたことで、その土地の風土を象徴するものとなっています。幹の胸高直径1m以上を巨木といい、平成21年（2009）時点では、26本確認されています。市指定文化財八幡春日神社の森には、11本の巨木があり、胸高直径125cmと109cmのスギや162cmのムクノキなどがあります。市内の巨木一覧は、資-29のとおりです。

また本市では、「鎌ヶ谷市みどりの条例」に基づいて、市の美観風致を維持するため必要な保全林9か所、保存樹木10本を指定しています。また、市民に森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的として市街化区域内に残された林などを保全し、ふれあいの森として整備している場所が10か所あります。

本市の動物を記録保存するため、死んでしまった動物（アズマモグラ、ホンドタヌキなど）を剥製として郷土資料館にて保存しています。

#### (5) 文化的景観

選定されている文化財はありませんが、江戸時代末期に中沢地区に伝わった梨畑が、第2次世界大戦後に市内全域に広がり、生産が行われています。梨畑のある風景が本市の景観のひとつになっています。また、佐津間地区の大津川と谷津の景観も特徴的です。大津川沿いに設けられた緑道を歩くと、川の流れが感じられ、また佐津間地区内の少し高い場所からは、谷津の低地とその先の台地を臨むことができ、台地に形成された谷津の様子が見えるなど、川が形成した景観を見ることができます。

また、木下街道の宿場であった鎌ヶ谷地区では、かつての旅籠の趣を残した国登録有形文化財の丸屋や宿場町特有の短冊状の地割を一部に残しています。また国登録有形文化財の澁谷家住宅とその周辺の佐津間地区集落は、中世以来の根小屋（根郷）集落\*の様相を残しています。

\*根小屋（根郷）集落：中世後期の山城の麓にあった城主の館やその周辺の屋敷地が集まった集落のこと



実りの時期を迎えた梨畑（中沢）



大津川と谷津の風景（佐津間）

## (6) その他の文化財

(1)～(5)に示した文化財保護法に示された類型の分類以外にも、地域にとって大切に、これからも残していきたい文化財(地名、方言、匂い、音など)が数多く存在します。

市域の特色となる地名として、湧水池であることを示す囃子清水・子ハ清水・入道溜(池)、縄文時代の貝塚があったことを示す貝柄山、中世の城郭が存在したことを示す根郷・(北)根郷屋、江戸時代の牧場の名残を示す御囲・林跡・東林跡・木戸脇・請所などの小字地名が事例としてあげられます。

方言では、草原・畑の藪地などをさす「くさぼっこ」、北風をさす「しもっかぜ」、徹夜をさす「よあかし・よっぴて」など、311語が確認されています。現在では年長の方だけが使い、一般には使われていない言葉もあります。

地域で特有な音としては、海上自衛隊下総航空基地から飛び立つ飛行機の音や、鉄道4線それぞれの音があげられます。また、残していきたい音として、住宅地や公園、緑地などで聞こえる季節を感じる鳥のさえずりがあげられます。

## 5 地区別の文化財の特徴

地域の歴史文化を反映させた文化財の特徴をみるため、江戸時代以降の村の範囲を「地区」として、文化財をまとめました(地区の範囲は17ページ 図7参照)。

### (1) 佐津間地区

市の最北部に位置しています。手賀沼に注ぐ大津川上流部の低地に水田が広がっていました。鎌倉時代後期の古文書に、相馬氏が支配した村として名が見えます。また、戦国時代後期に整備されたと推定される佐津間城跡(築城は戦国時代後期以前と推定)は小規模ながら残存状態のよい城跡として知られています。「本土寺過去帳」に名前が記載された武士や仏師として活動した人の名も伝わり、南北朝・室町時代につくられた30基以上の板碑も伝存していて、中世の歴史を今に伝えます。

江戸時代には、小金中野牧の野付村に指定されており、寛政・嘉永の2度の鹿狩かんせい かえい ししがりに際しては重要な役割を果たしたことを示す歴史資料が伝わっています。また、代々名主をつとめた澁谷家の住宅は、市域で唯一確認されている江戸時代後半の建造物として、国登録有形文化財に登録されています。また、同家出身の幕末草莽の志士である澁谷総司が、赤報隊の一員として非業の死を遂げたことは有名です。南佐津間所在の宝泉院の境内には、総司が贈位され「偽官軍」の汚名がはらされたことを記した昭和4年(1929)建設の顕彰碑があります。佐津間地区の自治会館の一室は澁谷総司資料室として整備されています。



佐津間城跡遠景

## (2) 栗野地区

市の北部、大津川最上流部に位置しています。佐津間村と同様に、鎌倉時代後期の古文書に相馬氏支配の村として記されています。南北朝時代以降の様子はよく伝わっておらず、戦国時代末から近世初期にかけて、現在のように道沿いの両側に屋敷地が立ち並ぶ景観の集落となったと考えられます。江戸時代は、小金中野牧に最も近接する野付村として、日々の牧場の見廻りを行うなどの義務がありました。下総牧廃止にともなう開墾事業に際しては、一時東京府開墾局の出先が置かれました。また、開墾局知事北島秀朝と配下の役人が事業開始に宿泊したことを示す旅宿看板（市指定文化財）が、当時栗野村の名主をつとめていた家から見つかりました。

古くからの民間信仰が伝わっており、特に庚申講と江戸時代後半以降5年ごとに行われてきた庚申塔の造立は現在も続いています（講・塔ともに市指定文化財）。

また、八坂神社や三十番神境内の神社林や元の里山である「栗野の森」などに樹木がよく残り、自然が豊富な地区です。



栗野の石塔群

## (3) 軽井沢地区

市の北東部、東側と北側は手賀沼に注ぐ金山落しの最上流部に位置しています。江戸時代前期の延宝年間（1673～81）、台地上の野地を開墾して成立した新田村です。そのため、昭和3年（1928）までは「軽井沢新田」が正式な地名でした。また、明治22年（1889）、「明治の町村合併」によって鎌ヶ谷村に加わるまでは、印旛郡に属していました。現在も江戸時代に形成された散村的な景観の名残を見ることができます。

太平洋戦争末期には、栗野・佐津間両地区との境界付近から現在の柏市藤ヶ谷地区にかけて、陸軍藤ヶ谷飛行場が造成されました。同飛行場は戦後アメリカ軍が接収し白井基地となりました。そして、昭和35年（1960）に全面返還され、海上自衛隊下総航空基地となり、現在にいたっています。

以前は炭焼きが盛んで、平成の初めの頃までは炭焼き窯が残されていたことが確認できました。



八幡神社（軽井沢）

#### (4) 中沢地区

市の南西部に位置しています。台地上に縄文時代と古代・中世の遺跡が多数存在しています。縄文時代では、<sup>はいおくぼ</sup>廃屋墓からまとまった埋葬人骨が発掘された根郷貝塚（根郷No.1遺跡）、明治時代からその存在が知られ数多くの発掘調査が行われて膨大な遺物が出土した中沢貝塚などが著名です。奈良・平安時代では、<sup>ぼくしよ</sup>墨書土器や鉄器が出土した<sup>すがへた</sup>双賀辺田No.1遺跡、鎌倉・室町時代では150基以上の板碑が出土した万福寺境内遺跡などが知られています。また、南北朝時代の歴史資料にも村名が見えることから、鎌倉時代にはすでに集落があったと考えられています。

現在の大柏川（谷地川）やその支流根郷川沿いの谷津に古くから水田が開かれたほか、台地上に広がる森林の林産物を資源として利用していました。また、北側に隣接して小金中野牧が広がり、その野付村として指定され、代々牧士役をつとめた三橋家がありました。このほか、村役人をつとめた家などに、近世から近・現代の多数の歴史資料が伝わっています。現在、市の代表的な農産物となっている梨は、江戸時代末期に中沢で栽培が始まったとみられます。第2次世界大戦前までは、主として中沢の数軒で生産され、戦后市域各地へと広がりました。

各所に残る巨木や地区の鎮守である八幡春日神社の森（市指定文化財）など、緑が多く残り、湧水とそこに集まる生物など自然がよく残されています。

なお、中沢貝塚東側の谷津田であった場所は、現在貝柄山公園として整備されています。公園内には牧場の野馬を象ったブロンズ像があります。



市指定文化財八幡春日神社の森

#### (5) 道野辺地区

市の南部に位置し、地区内に船橋市丸山の大きな飛地が所在することで知られています。中沢地区と同様に、南北朝時代の歴史資料に村として記載されています。日蓮宗の開祖である日蓮にゆかりがあると伝えられている妙蓮寺のほか、題目を唱えると水が蓑と笠の形に湧いてくる「囃子水」の伝説や「月夜の狸」の昔話などが残されています。大正時代に、市域ではじめての本格的鉄道である北総鉄道（現東武野田線（東武アーバンパークライン））の開通にともなって鎌ヶ谷駅が設置され、また、市域の小学校を統合して開校した鎌ヶ谷尋常・高等小学校（現市立鎌ヶ谷小学校）が最初に設置されました。地区南部の水田であった低地を造成し、昭和47年（1972）から分譲が始まった鎌ヶ谷グリーンハイツは、市域ではじめての本格的な集合住宅団地です。



市指定文化財根頭神社の森

地区内には屋敷地や神社境内にスダジイの巨木が

残されています。また、地区の鎮守である根頭神社（市指定文化財）と隣接する市民の森には、樹木に集まる昆虫や鳥、小動物などが生息し自然がよく残されています。

## （6）鎌ヶ谷地区

市の南東部に位置しています。江戸時代初期の寛永年間（1624～44）に設定された脇往還の木下道（木下街道）の宿場として誕生しました。当初宿は、現在の鎌ヶ谷八幡神社から延命寺までの区間のみでしたが、その後南西方向へと道沿いに集落が形成されていき、屋敷地の間取りがせまく奥行きが長い、典型的な宿場町の地割が見られるようになりました。江戸時代中・後期には、多くの人や物資が行き交いました。鎌ヶ谷宿に休泊した主な人物としては、渡辺崋山、大原幽学、徳川斉昭らが知られています。なお、慶応4年（1868）には、現在の船橋市との境界付近で、「市川・船橋戦争」の一環の戦いがあり、戦死した新政府方の佐土原（現宮崎県宮崎市）藩士ら2名が、通称「大仏墓地」に葬られ、後に墓石が建てられました（市指定文化財）。宿場時代の名残を残すものとして、旧旅籠の丸屋（国登録有形文化財）や鎌ヶ谷大仏、道標地藏、魚文の句碑（いずれも市指定文化財）などが現存しています。

一方、小金中野牧と下野牧の境界に設定された村であることから、江戸時代の絵図には、村の周囲に野馬除土手のまよけどてが築かれていたことが記されています。一部は現存しています。両牧の牧士を代々つとめたのが鎌ヶ谷村の清田家でした。同家の墓地と「駒形大明神」も牧関係の文化財として伝わっています。

明治時代に入ると、市域最初の小学校や郵便局が設けられました。また、明治末年には、市域最初の鉄道として木下街道に敷設された東葛人車鉄道の発着駅となりました。昭和初年には、津田沼に置かれていた陸軍鉄道第2連隊の演習線が通りました。第2次世界大戦後にそのルートが新京成電鉄線となった際、ショートカットされた部分に、昭和15年（1940）頃に同連隊が建設したコンクリート製の橋脚が児童遊園内に残されています。



市指定文化財鎌ヶ谷大仏

## （7）初富地区

市の中央部の台地上に位置しています。旧石器時代には、五本松・林跡・東林跡などの地に遺跡が形成され、多数の石器などが出土しています。しかし、その後は長期間にわたって、居住地や耕地としては利用されませんでした。江戸時代には、小金中野牧の南半分として利用されました。そのため、牧場に関連した施設が数多く残されています。このうち、中野牧捕込と初富小学校の野馬土手は国史跡「下総小金牧跡」に指定されています。このほか、各所に野馬土手が残り、水呑場として使用された二本松溜（丸山溜）が東武鎌ヶ谷住宅地内の調整池として現存していま

す。

明治初年下総牧が廃止されて開墾地となると、東京で集められた多数の人たちが入植しました。旧下総牧に誕生した13の開墾村の中で最初に入植が行われたことから「初富」の村名が開墾局知事北島秀朝きたじまひでともによってつけられました。その後、近隣や関東各地からの入植者も加わり、明治時代後半には、多くの畑地が開発されました。地区内には、開墾に関わる文化財が多数残されています。開墾ゆかりの初富稲荷神社には手水鉢、豊作稲荷神社には、手水鉢・額・鈴および養蚕大絵馬が伝わりました（いずれも市指定文化財）。また、光圓寺境内には開墾50周年に建設された土地記念講碑（市指定文化財）、初富稲荷神社境内には開墾100周年、150周年の記念碑があります。

平坦な地形であったことから、近代には野菜や果樹の生産が広く行われました。また、戦時期には、現在の松戸市との境界付近に陸軍松戸飛行場と逓信省中央航空機乗員養成所（現在の陸上自衛隊松戸駐屯地の一部）が設けられました。松戸飛行場には太平洋戦争末期には米軍のB29爆撃機を邀撃する戦闘機部隊が置かれました。戦後になると、大規模な宅地や商業用地の開発が行われました。南東部には、昭和40年代後半以降、戸建て団地である東武鎌ヶ谷住宅地が造成されました。また、主として平成期には、地区の北部に土地区画整備事業により新鎌ヶ谷地区が造成され、新鎌ヶ谷駅には私鉄4線が乗り入れています。学校を含む公共施設や大型商業施設が多数建設され、文字通り市の中心地となっています。



市指定文化財下総牧開墾局知事  
北島秀朝等旅宿看板



市指定文化財土地記念講碑



市指定文化財豊作稲荷神社「鈴」



市指定文化財豊作稲荷神社額「豊作社」

## 第5章 鎌ヶ谷市の歴史文化の特徴

### 1 歴史文化とは

歴史文化とは、地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動などの成果およびそれらが存在する環境を総体的に把握した概念をいいます。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわします。

本市の歴史文化については、下記のとおりです。

### 2 鎌ヶ谷市の歴史文化の概要～谷津と台地で形成された歴史文化～

本市の成り立ちと歴史は、谷津と台地とともにあります。

本市中央部は分水界にあたり、台地から湧き出した湧水は、主として、北は手賀沼・印旛沼水系に、南は東京湾水系に流れ、それぞれに谷津を形成しました。

原始には他地域と物々交換をしながら暮らすムラの様子がかがえ、古代には役所のような機能をもつ地点が形成されるなど、多くの遺跡が確認されています。

中世になると、集村化がすすみ、しだいに寺や城などが築かれ、村を構成していきました。遠方から多くのモノが運ばれ、水陸ともに交通の要衝として人々の動きがありました。遺跡からは、他地域との交流を示す遺物が多く出土しています。

近世には、台地と谷津を利用して江戸幕府の馬牧が成立し、日常的な運営を周辺の村々が担うことになりました。この時代に村人たちが築いた野馬土手が現在も各所に残っています。また、新たにつくられた道沿いに宿場のまち並みが成立し、参勤交代や商人、旅人などの通行が盛んになりました。近隣の村は助郷となり宿の運営を支えました。さらに、現在の特産物である梨は、この頃本市南部に伝わりました。

近代以降は、分水界を沿うように鉄道が敷かれ、それとともに住宅が広がっていきました。現在鎌ヶ谷市は、4つの鉄道が交差するまちへと発展しました。

このように、谷津と台地という地形を基盤として人々が集い、田畑や牧、鉄道など様々な利用の中で、人々のむすびつきをもって文化が形成されていきました。また、湧水にまつわる伝説や昔話が伝わっているのも地形的な背景の中で生まれた文化といえます。

原始・古代以降、今日に至るまで継続する歴史文化の背景には、谷津と台地による地形の起伏などが生活する上で条件のよい、安定した土地であったことから、人々の住む場所として存続し、今日の鎌ヶ谷市へと発展してきました。

# 谷津と台地で形成された歴史文化

## 江戸時代の馬牧がもたらした文化

- ② 国史跡下総小金中野牧跡（捕込）
- ③ 牧と初富開墾

## 分水界がもたらした文化

- ① 中沢貝塚
- ▼ 水系の最奥部



## 7つの集落を基盤とした文化

- ⑦ 市指定文化財おしゃらく踊り
- ⑧ 市指定文化財栗野庚申講
- ⑨ オビシャ

## 交差するまちの文化

- ④ 国登録有形文化財澁谷家住宅
- ⑤ 市指定文化財鎌ヶ谷大仏
- ⑥ 木下街道と鎌ヶ谷宿

図13 鎌ヶ谷市の歴史文化の特徴

### 3 鎌ヶ谷市の歴史文化の特徴

#### (1) 分水界がもたらした文化

本市の水系は、それぞれ特徴が異なります。北の水系は、南に比べて旧石器時代から縄文時代前期までの遺跡が多く残されています。本市で最も古い約3万年前の東林跡遺跡が代表的な遺跡です。一方、南の水系は、縄文時代中期から晩期と古墳時代後期から奈良・平安時代までの遺跡が連綿と続き、複数の時代の遺跡が重なる複合遺跡が多いのが特徴です。また、海につながる水系のため、貝塚を伴う遺跡が多く、大型馬蹄形貝塚の中沢貝塚は代表的な遺跡です。

このように、北と南の水系には、背景が異なるふたつの文化が形成され、また水系の最奥部でありながら、他地域とつながりを持つ結節点となるような遺跡が各時代で見つかっています。これは、北と南の水系の間にある分水界がふたつの文化をつなぎ、文化の交わる地点であることから、人々が集う拠点となっていったと考えられます。

また、本市では、弥生時代の遺跡と古墳が見つかっていないことも、最奥部ゆえの特徴といえます。谷津田における水田づくりは、胸まで水につかるほど水量が多いため難しく、近世以降ではドブタと呼ばれる湿田で、田下駄や田舟などの農具が使われていました。稲作が始まった頃の技術では難しかったであろうと推測されます。しかし、古墳時代になると住居跡などが見つかっており人々が生活した痕跡はあります。ただ、古墳は見つかっておりません。現在の市域を超え、柏市や我孫子市、市川市などの古墳をつくった集団と、なんらかのつながりがあったものと思われる、古墳につながるをもつ文化圏の端に位置するような地域であったと推測されます。

#### (2) 江戸時代の馬牧がもたらした文化

本市中央部は、戦国時代より馬牧として利用され、江戸時代を通じて、長く牧として利用されました。平坦な台地と柵代わりになる谷津の形状が、牧として適していたと考えられます。

旧家に残る古文書や絵図、現地に残る野馬土手や捕込（国史跡下総小金中野牧跡）からは、牧の管理に関わった村人たちの様子やかつての牧の様子がうかがえ、牧の歴史を今に残しています。

明治時代に牧が開墾されたことにより、新たに町がつけられ、その後の発展につながっていきました。かつての牧は、現在、8つの駅と大型店舗、公共施設、住宅街が整備され、本市の中心地となっています。

#### (3) 交差するまちの文化

本市は、北と南の水系の文化が交わる地点で、古来より人やモノが集まる拠点として発展してきました。

また、近世には、新たに木下街道が整備され宿場が置かれ、新たな人の動きを生み出しました。街道に沿って短冊形の屋敷割を行った宿場特有のまちなみが一部に残り、道標や歴史的建造物とともに今に往時の姿をとどめています。

さらに、近代以降整備された鉄道は、農村地帯から住宅都市へとまちなみを変え、人口を増やしました。現在は、鉄道4線が交差するまちで今日も変化を続け発展しつづけています。

#### (4) 7つの集落を基盤とした文化

本市は、明治22年に鎌ヶ谷村となって以降、おおむね行政区画の範囲が変わっていません。明治の鎌ヶ谷村の成立の際には江戸時代以降の村などが地区としてくくられ、大字となったことで、現在の住所からも江戸時代の村や牧の範囲がおおよそ確認できます。現在のまちづくりが、かつての集落を基盤として成立しているため、江戸時代から続く風習や地域で守られてきた森や林などの自然、景観などが今もなお各地に残っていることも歴史文化の特徴といえます。

#### 鎌ヶ谷市の歴史文化の特徴 概念図

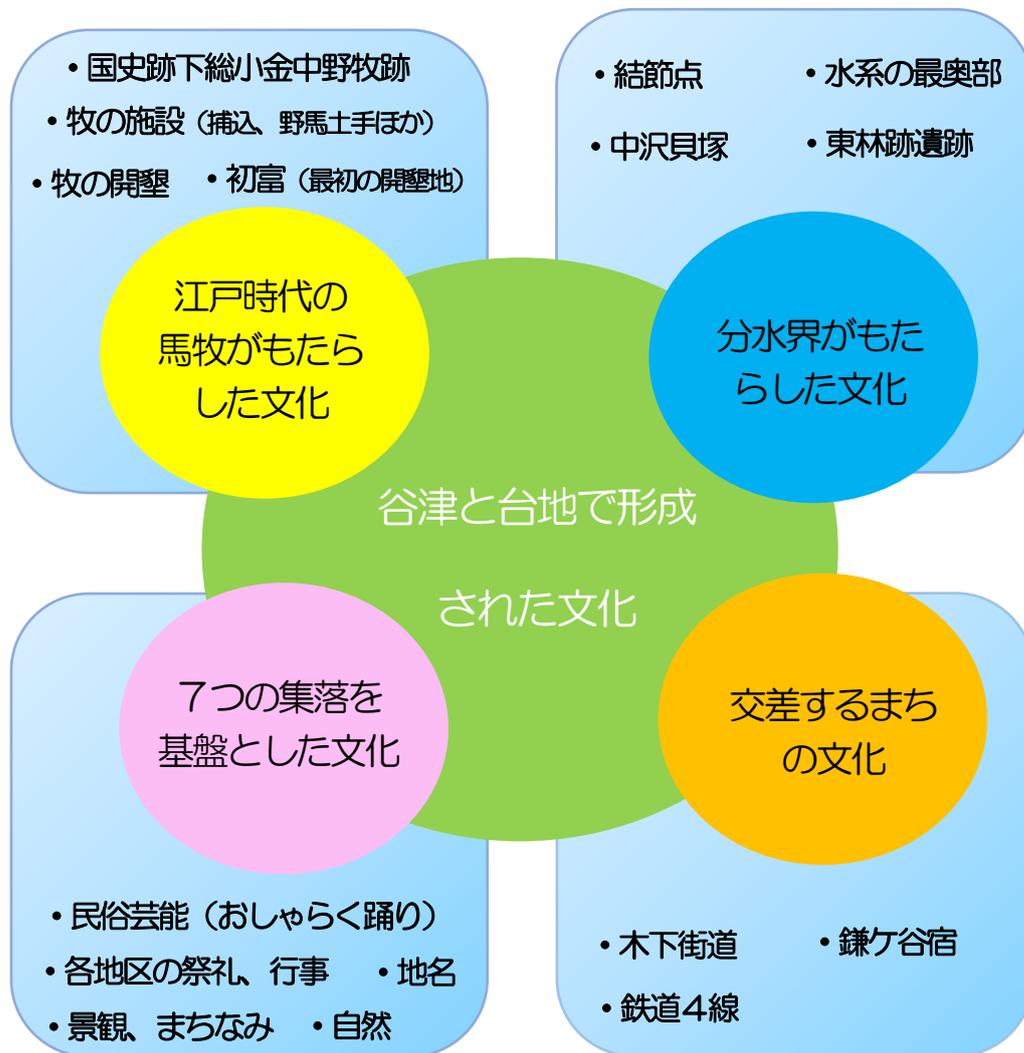


図14 鎌ヶ谷市の歴史文化の概念図

## 第6章 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

### 1 保存・活用の基本理念

本市の歴史文化から生み出された多くの文化財が継承されてきました。しかし、近年の開発の加速化と社会情勢にともなう価値観の多様化、少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、それまで地域や人々の暮らしの中で代々守り伝えられてきた文化財の中には、その価値が見いだされず、失われていくものもありました。

市民と行政が共にふるさと鎌ケ谷の文化財を守り、それを次世代へ伝えていくことは、地域への関心・愛着を持つことにつながり、本市の基本目標の一つである「豊かな心と生きがいを実感できるまち」づくりへとつながります。この基本目標を文化財保存と活用の「めざす姿」として、その実現に向けて「みんなで守り伝えるふるさと鎌ケ谷の文化財」を文化財の保存・活用の基本理念として定めます。

基本理念 みんなで守り伝えるふるさと鎌ケ谷の文化財

### 2 保存・活用の基本方針

基本理念を達成するために、下記の3つの方針に基づき、文化財が未来にわたって確実に保存、継承、活用されるように、市民と行政が文化財の価値を共有するとともに、保存と活用のための環境や体制づくりを進めていきます。そして、市民が文化財の保存と活用に関わり続ける持続可能な仕組みをつくり、豊かな心と生きがいを実感できるまちづくりを進めていきます。

**基本方針1** **文化財を“知る”** : 市民と行政による文化財の価値の共有

市民と行政が、文化財の保存と活用を通じて、その価値や意味を共有し、“知る”ことによって次世代に受け継がれます。“知る”ことで、みんなと文化財が“つながる”ことができます。

**基本方針2** **文化財と“つながる”** : 保存と活用のための仕組みづくりの推進

市民と行政が、文化財の保存と活用を通じて、文化財と“つながる”仕組みをつくりまします。みんなが文化財と“つながる”ことによって地域の財産として“のこす”ことができます。

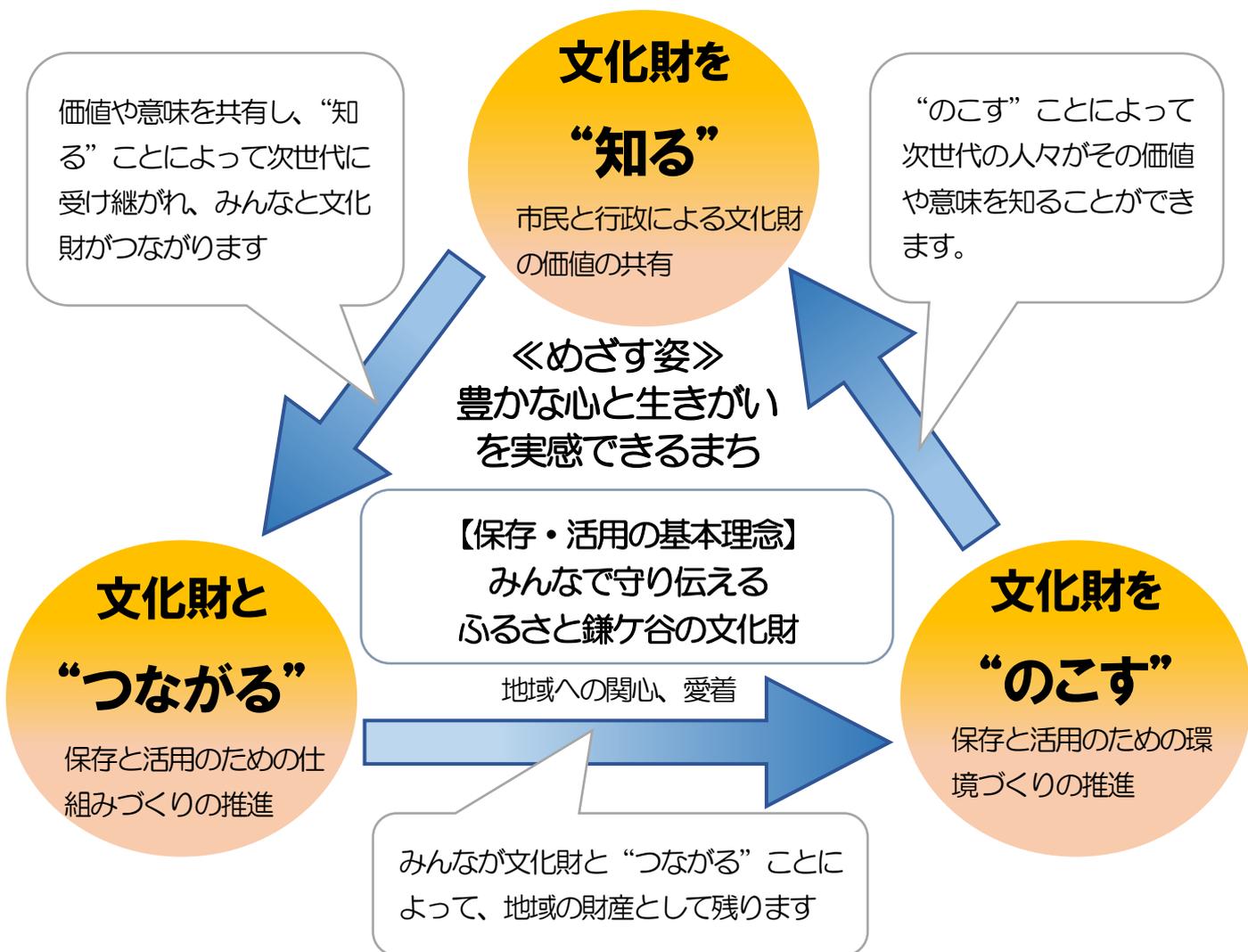
**基本方針3** **文化財を“のこす”** : 保存と活用のための環境づくりの推進

市民と行政が、文化財を“のこす”ための保存や整備を進める環境を整えます。文化財を“のこす”ことによって、次世代の人々がその価値や意味を“知る”ことができます。

## 鎌ヶ谷市の文化財の「保存・活用」のめざす姿

### 【現状】

都市化が進む市の中にも多くの文化財が残されています。  
しかし、知られているのはその一部で、ほとんどの文化財やその背景の歴史文化は知られていません。また名前を知っていてもそれがどういう意味を持った文化財なのかは、広く理解されていません。一方、日常にあることから文化財として見られていないこともあります。さらには、無くなってからその価値が認識されることもあります。



### 【将来】

“知る・つながる・のこす”サイクルが循環することによって、未来へ、歴史文化とともに文化財の価値や意味が理解されて、持続的に受け継がれていき、市民が地域への関心、愛着を持ち、豊かな心と生きがいを実感できるまちとなります。

### 3 保存・活用の基本理念の実現に向けた課題

保存・活用の基本理念の実現をするための課題を以下に整理します。

#### (1) 「基本方針1 文化財を“知る”」にかかわる課題

##### ①文化財の継続調査及び未調査の把握

市史編さん事業の一環として、歴史・民俗・自然などについて調査を実施していますが、調査終了後から年数が経っています。特に、民俗・自然については、経年による変化や近年の社会状況の変化が大きいことから、現状を把握すべきものがあります。また、民具や仏像については、調査が未完了のものがあります。建造物調査については、市史編さん事業において一部調査を実施し、7地区のうち2地区（佐津間地区、鎌ヶ谷地区）の悉皆調査を令和3年（2021）度に行いましたが、他の地区については把握ができていないため調査が必要です。戦争遺構については、一部の所在は確認しているものの本格的な調査が未実施のため、状況の把握が必要です。金石文では、近年新たに造塔されたものや新しく存在が確認されたもの、移設されたものがあり、現況調査が必要です。無形文化財、名勝地、伝統的建造物群、文化的景観、地域資産については未調査です。文化財の継続調査及び未調査の文化財を把握し、“知る”につなげることが課題です。

表8 既往調査の実施状況

種類・分類		地区						
		佐津間	栗野	軽井沢	中沢	道野辺	鎌ヶ谷	初富
有形文化財	建造物	○	△	△	△	△	○	△
	彫刻	△	△	△	△	△	△	△
	美術工芸品（彫刻以外）	△	△	△	△	△	△	△
無形文化財		—	—	—	—	—	—	—
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△
記念物	遺跡	△	△	△	△	△	△	△
	名勝地	—	—	—	—	—	—	—
	動物、植物、地質鉱物	△	△	△	△	△	△	△
伝統的建造物群		—	—	—	—	—	—	—
文化的景観		—	—	—	—	—	—	—
埋蔵文化財		△	△	△	△	△	△	△
その他	地名	○	○	○	○	○	○	○
	方言	○	○	○	○	○	○	○
	匂い、音	—	—	—	—	—	—	—
	戦争遺構	—	—	△	—	—	—	—

（凡例）○：概ね調査ができている △：さらに調査が必要 —：未調査

## ②調査・研究の成果報告

市史編さん事業が終了したことにより、郷土資料館の企画展示や発掘調査報告書以外で、調査や研究成果を市民に知らせる機会が少なくなっています。“知る”ために、調査や研究の成果を報告する機会をつくることが課題です。

### 【実施例】

- ・歴史講演会（単発または企画展等に合わせたテーマ設定で年1～2回実施）
- ・資料館セミナー（時代別にテーマ設定をした連続講座で年4～5回で設定）
- ・発掘調査現地説明会（不定期・まとまった調査成果があった場合に実施）

## ③文化財の周知普及のための文化財を用いた活用

平成30年度実施の「鎌ケ谷市市民意識調査」や文化財に関する市民アンケート調査（資一48）により、地域の資源でもある文化財の価値が市民に十分伝わっていないことがうかがえます。また、文化財の中でも、地域や年代によって認知度に偏りがあります。文化財の周知普及を通して、文化財の価値を市民に伝えていくことが課題です。

### 【市民意識調査結果より】

- ・「鎌ケ谷らしさ」を感じさせ、愛着や誇りをもつことができるもの  
(平成30年度実施「鎌ケ谷市市民意識調査」結果)
  - 名産の梨や梨ワインなどのふるさと産品 39.6%、ファイターズ鎌ケ谷スタジアム 29.2%、豊かな自然 20.3%、鎌ケ谷大仏 13.0%、国史跡「下総小金中野牧跡」 1.3%
- ・年代別市内文化財の認知度（令和3年度実施「文化財に関する市民アンケート」結果）
  - 10代以下は、「鎌ケ谷大仏」が半数以上を占め、知っている文化財の種類が他の年代と比較して少ない。身近にある文化財については知っている傾向がある。
- ・市内の文化財認知度（令和3年度実施「鎌ケ谷市の歴史に関するアンケート」結果）
  - 他の中学校区と比べて認知度の高い文化財は、鎌ケ谷中学校区は国史跡下総小金中野牧跡、第二中学校区は碓子水、第三中学校区は佐津間城跡、第四中学校区は中沢貝塚、第五中学校区は、国史跡下総小金中野牧跡と東林跡遺跡であった。

## ④若年層への周知普及の検討

歴史文化や文化財に関する展示やイベントなどの、参加者の年齢層に偏りがあります。特に50歳以下の層の参加が少ない傾向にあります。AR（現実世界に仮想世界を重ね合わせる）・VR（仮想現実）技術の活用など、若年層が参加しやすい工夫が課題です。

### 【実施例】

- ・春の牧ウマまつり（人が集まりやすい公園に出向いて開催する「とっこめ桜まつり」など）
- ・郷土資料館の子ども向け講座（縄文人の生活ウォッチング、子どもワークショップなど）
- ・メールによる参加や予約の申込受付実施で、平日の日中仕事をしている世代にも対応

## 【市民意識調査結果より】

- ・市民のアイデア（令和3年度実施「文化財に関する市民アンケート」「ワークショップ」「鎌ヶ谷市の歴史に関するアンケート」結果）
  - SNSを大いに活用すべき
  - YouTube に投稿しみんなに知ってもらおう
  - 親子で参加できるイベント
  - スタンプラリーなど子どもも一緒に参加できて参加賞で何かもらえる！などあれば行くきっかけになりやすい
  - 小学校の授業でそれぞれの歴史について学ぶ
  - 文化財看板を小・中学生が作成 など
  - イベントによる普及方法として、見学ツアーや木下街道を歩く、祭りの開催、写生会など実際に見たり、歩いたりする体験型や参加型のイベントについての意見が多くあった。また、世代を超えての交流や語り継いでいくためのイベントが必要との意見が出た。
  - 学校で調べ学習をしてパンフレットを作成する、体験授業
  - VRでの見学、参加型イベント など

\*AR：アグメンティッド・リアリティ（Augmented Reality）の略で、拡張現実のこと。現実世界に仮想世界を重ね合わせて表示する技術。

\*VR：バーチャル・リアリティ（Virtual Reality）の略で、仮想現実のこと。コンピューターで作成した映像や音声などを、利用者が現実に近い状態に感じられるように掲示する技術。

## (2)「基本方針2 文化財と“つながる”」にかかわる課題

### ①個人所有の文化財の維持・継承

個人所有の文化財の中には、文化財所有者の世代交代などにより維持・継承が困難となることもあります。次世代の人たちをサポートするための体制や支援の仕組みが必要です。

### ②文化財の活用を一緒に行う人材の育成

国史跡下総小金中野牧跡では、委員会が周知活動を実施しています。地元自治会やNPO団体などとの協働による国史跡実行委員会として実施しています。また、郷土資料館では、ボランティアによる展示ガイドや文化財散策ガイドなどを実施しています。このように市民と一緒に文化財の活用を図っていますが、関係者の高齢化が進んでおり、活用を一緒に行う若い世代の掘り起こしが必要です。また、国登録有形文化財澁谷家住宅など新たな文化財の活用を図っていくためにも、一緒に行う新たな人材の育成や裾野の拡大が課題です。

### ③文化財の防災・防犯の仕組みづくり

自然災害などにより、文化財が被災する可能性があります。また、文化財の盗難などにより紛失する恐れもあります。文化財の防災・防犯の仕組みづくりと、いざという場合に備えて、

定期的な文化財の所在を把握していくことが課題です。

なお、文化財の防災・防犯については、第9章に詳細を記載します。

### (3)「基本方針3 文化財を“のこす”にかかわる課題

#### ①未指定の文化財の保護

未指定の文化財の中には、滅失や破損の危機にあるものがあり、状況により保護が必要なものがあります。文化財を適正に管理し、後世につないでいくための方法の検討が課題です。

#### ②指定等文化財の維持管理

屋外に所在する指定文化財の中には、風雨などにより経年劣化が進んでいるものがあります。また、樹木や草、獣害などから保護することも必要です。指定文化財の維持管理方法の検討が課題です。また、地震などの防災対策についても課題です。

#### ③史跡や建造物の整備・修理

現状では、史跡や建造物の整備が進んでいないため、市域における観光拠点として文化財の活用ができていないことから、市民全体への周知が進んでいません。そうしたことが文化財の認知度が低い原因の一つとなっています。

周知や活用を図るための史跡や建造物の整備を行うこと、またそれを地域の資源や観光資源につなげ、残していくことが課題です。

##### 【市民意識調査結果より】

- ・市民アイデア（令和3年度実施「文化財に関する市民アンケート」結果）
  - 左津間城跡は、もっと手を入れ明確に「この場所」というインパクトが欲しい
  - 史跡と史跡をつなぐ緑の遊歩道を整備
  - 文化財のみの整備ではなく、周辺の環境や景観も含めて整備する
  - 散歩コースやハイキングコースを作り、人を呼び込む仕組み作り など

#### ④郷土資料館の長寿命化の検討

郷土資料館は、昭和50年建設の銀行の建物を利用して昭和62年に開館して以降、小規模な展示替えはありますが、大規模な展示リニューアルは行っていません。建物自体は平成25、26年度に大規模改修を行っていますが、「鎌ヶ谷市市有建築物長寿命化計画」に基づいて、将来的には収蔵施設や複合施設を視野に入れた大規模改修等について検討が必要です。

##### 【市民意識調査結果より】

- ・市民アイデア（令和3年度実施「文化財に関する市民アンケート」結果）
  - 郷土資料館の再整備

#### ⑤文化財保護のための適切な保管スペースの確保

資料の保管は、古文書や公文書などの歴史資料や写真資料は郷土資料館に、発掘調査で出土

した埋蔵文化財や収集した民具はプレハブ倉庫や転用した建物、市の小・中学校の教室を有効活用して分けて仮置きしている状況です。このため、適切な環境で保管できているものは少なく、どの施設も飽和状態、または近い将来満杯となることが見込まれます。文化財保護のための適切な保管スペースを確保することが課題です。

#### 4 保存・活用の基本理念の実現に向けた施策

基本理念の実現に向けた課題を解決するために、今後取り組んでいく保存・活用に関する施策を次に設定します。第7章では、基本方針に基づく取り組み内容を記載するとともに、第8章では、本市の歴史文化でつながる文化財を、総合的・一体的に保存と活用するための取り組み内容について記載します。

##### 〈第7章〉



##### 〈第8章〉 文化財の総合的・一体的な保存と活用

(歴史文化の特徴と関連文化財群)

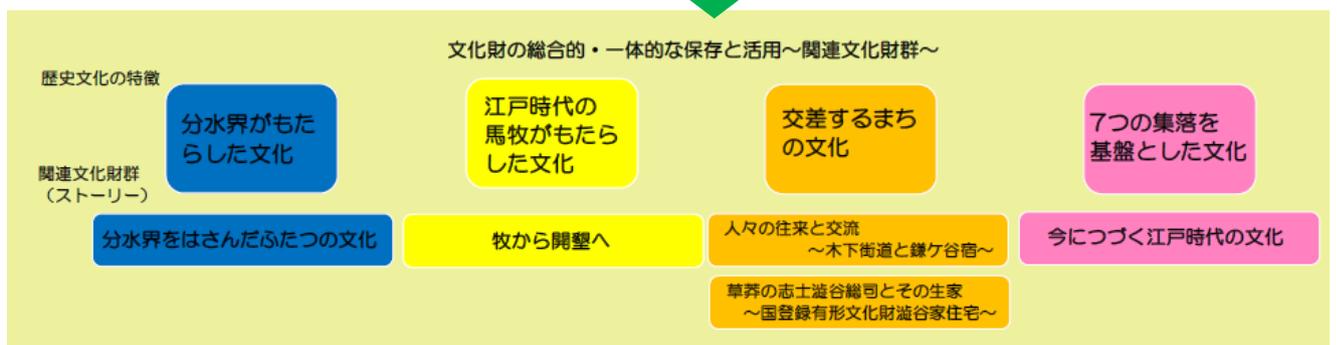


図15 保存・活用の基本理念の実現に向けた体系図

## (1)「基本方針1 文化財を“知る”にかかわる施策

文化財を次世代に引き継ぐためには、その価値や意味を知り伝えることが大切です。文化財の価値や意味を把握し、その価値と魅力を伝えるための情報を発信します。

### ①文化財の把握

歴史、民俗、自然、埋蔵文化財、建造物、景観などの調査を実施し、文化財の状況確認や新たな文化財の発見など、文化財の価値や意味を知り、文化財の把握に努めます。

◇調査・研究の継続的な実施：未実施の調査や継続が必要な調査を実施します。

◇文化財のデータベース化の推進：調査などで把握した文化財のデータベースを作成し、情報公開します。

### ②価値と魅力の共有

調査で得た結果や研究した成果などを、資料館での展示や、ホームページでの紹介、各種講座、学校の授業などを通じて周知し、文化財の価値と魅力を広く情報発信します。

◇調査・研究成果の公開・活用：調査や研究の成果を郷土資料館の展示や講座を通じて市民に公開の場を作ります。また、成果をまとめた刊行物の発行を行い、文化財の価値や魅力を広く市民に伝えます。

◇情報発信の充実：文化財の周知普及のため、様々な主体によるイベントの開催や、SNS\*などからの情報発信を行います。

◇地域・学校・行政との連携の推進：地域や学校、他自治体や他地域の博物館との連携を推進し、イベントや授業を通じて文化財の価値や意味を知る機会を作ります。

\*SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で  
のコミュニティサイトのこと。

## (2)「基本方針2 文化財と“つながる”」にかかわる施策

文化財を次世代に残していくためには、みんなが文化財と“つながる”意識が必要です。文化財の所有者、文化財関係者、市民（地域）、行政などが、それぞれに文化財とつながることによって愛着を感じ、地域の財産として残るような仕組みづくりを推進します。

### ①保存・活用の担い手づくりの推進

文化財所有者の高齢化に伴う文化財の継承、無形民俗文化財における活動の継続を円滑に進めるための担い手づくりと、文化財を活用し普及するための人材育成を推進します。

◇担い手づくりの推進：無形民俗文化財を継続していくための担い手の育成や文化財所有者の相続などに伴う文化財の継承を確実にを行うため、文化財の価値や魅力を伝える機会を創出します。また、地元に残る文化財に対して地域住民が興味を持ち、文化財を守る行動へのきっかけとなるようなイベントや講座などを開催します。

◇市民との協働の仕組みづくりの推進：文化財を継続的に保存・活用していくためには、行政だけではなく、市民や地域の力が必要です。文化財ボランティアの育成や市民との協働で文化財を保存活用していく仕組みづくりを行います。

### ②危機管理体制の推進

文化財を守りつなぐために、文化財を災害・犯罪から守る仕組みづくりを推進します。

◇所有者・管理者・市民等への意識啓発：文化財所有者・管理者、市民に、文化財の防災に関する意識啓発を促す講習会や防災訓練を実施します。

◇防災・防犯対策の強化：文化財が被災しないために、市が管理する文化財の被災状況を想定した防災・防犯対策の強化を進めます。また、文化財所有者に対し、防災・防犯対策の強化を図ります。

◇関係機関との協力体制の構築：文化財が被災した場合の連絡体制を構築し、漏れのないような体制強化を図ります。また被災した文化財を救済するための専門機関による協力体制を構築します。

### (3)「基本方針3 文化財を“のこす”にかかわる施策

文化財を守り残すためには、保存・活用のための環境を整えることが大切です。次世代の人々がその価値や意味を知ることができるよう、環境づくりを推進していきます。

#### ①保存・活用の環境整備の推進

これまで文化財を指定・登録、修理などにより保護してきました。引き続き、指定・登録による保護の推進、適切な修理、保存を行います。

文化財を地域資源や教育資源、観光資源へと活用するために、史跡や建造物の整備を推進します。加えて郷土資料館の長寿命化の検討や適切な保管スペースの確保を行います。

◇指定などの推進：文化財を保存するために、指定・登録を推進します。そのために文化財調査結果などをもとにしてリストを作成し、定期的な見直しを行います。また、関連文化財群の検討を行い、設定し、文化財の活用の幅を広げる環境づくりをしていきます。

◇歴史・民俗資料の保存の推進：歴史・民俗資料を長く維持するため、定期的にくん蒸作業を行います。さらに、歴史資料に関しては、資料の修補とマイクロフィルム化を実施します。

◇文化財の修理の推進：経年劣化が進んでいる市指定文化財の状態を確認し、修理が必要な箇所をまとめ、計画を作成します。また、民間所有の文化財の修理のための補助金に関する制度の検討をします。

◇活用に向けた整備の推進〈重点事業〉：観光資源、教育資源、地域資源としての活用に向けた国史跡下総小金中野牧跡と国登録有形文化財澁谷家住宅の整備を推進していきます。

◇郷土資料館の長寿命化の検討：老朽化している郷土資料館の長寿命化の計画を作成し検討を進めます。

◇適切な保管スペースの確保：文化財の収蔵スペースが飽和状態になる前に、保管スペースを確保します。また、文化財の分類により適切な環境は異なるため、文化財にあった環境の整備を実施します。

◇文化財および自然環境の維持管理：野馬土手や佐津間城跡などの状態を維持するため、文化財に生えている樹木や下草の管理をします。また、自然を保全していくための管理を行います。

## 第7章 文化財の保存・活用に関する取組み

保存・活用の基本理念の達成を実現するために、前章で示した方針に基づき、本計画期間に実施する取組みを記載します。取組みの実施にあたっては、市費のほか、事業に応じた取組主体が、文化庁の文化財保存事業費補助金や文化資源活用事業費補助金等、内閣府の地方創生推進交付金をはじめとした国や県の支援メニューや民間資金（クラウドファンディングなど）を活用し、財源の確保に努めます。

措置事業ごとに想定される取組主体を記載し、取組時期の目途として、計画期間を前期・中期・後期の3期に分けて、実施時期を示しました。このうち、特に重点を置いて実施すべき措置については、措置名の前に《重点事業》と表記しています。

### 1 「基本方針1 文化財を“知る”」をめざす取組み

<p>取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：協力体制を整える                  ＊市民には、自治会を含む。団体には学校を含む。                  取組時期 前期（R5～7） 中期（R8～10） 後期（R11～14）</p>
--

#### (1) 文化財の把握

##### ①調査・研究の継続的な実施

	措 置	取 組	取組主体					取組時期			
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期	
1	各種文化財の悉皆調査方法の検討	市内各地区の歴史的建造物、仏像、戦争関連遺構の悉皆調査を実施するには、調査体制の整備、財源確保が必要です。そのために、調査の時期や方策について検討します。						◎			
2	民俗調査の実施	民俗調査については、市史編さん事業の一環として、地区ごとの聞き取り調査を実施しましたが、一定期間が経過しているため、行事などについての現状把握の調査を実施します。また、各種民俗行事で使用されていた道具については調査が十分ではないため、併せて悉皆調査を実施します。調査にあたっては、市民ボランティアの募集を検討します。		○				◎			
3	桶職人道具および製品調査	初富地区の桶職人の道具および製品の調査が未完了であることから、調査を再開して、全容を把握します。調査にあたっては、市民ボランティアの協力を検討します。		○				◎			

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
4	巨木調査の実施	巨木については、市史編さん事業の一つとして、1990年代に調査が行われリスト化されていますが、調査から一定期間が経過しているため、所在の確認と現状の大きさの計測を実施します。また、成長して巨木になったものもあわせて確認の調査を実施します。調査にあたっては、市民ボランティアの協力を検討します。	○				◎			
5	自然環境調査の実施	市史編さん事業の中で植物・動物・鳥・昆虫および地質・気候などの自然調査を実施しましたが、調査から一定期間が経過しているため、現況把握が必要です。市内に残る自然環境の保存を目的として、状況把握のための調査を実施し、その結果をもとに保全の方策を検討します。					◎			
6	自然環境の定点観測の検討	6つのコミュニティごとに1か所定点観測地点を決めて、その地点における植物の生育状況の把握を継続することを検討するため、基礎資料づくりを実施します。					◎			
7	市内埋蔵文化財発掘調査の実施	土木工事などにもなう埋蔵文化財発掘調査を継続して実施します。					◎			
8	大学機関などによる専門的調査研究の実施	発掘調査で出土した遺物に関して、その研究者および専門機関による調査研究の連携体制の構築を検討します。			○		◎			
9	中沢貝塚出土資料調査の実施	中沢貝塚出土人骨などの調査を大学機関により実施します。			◎					
10	戦争関連遺構の調査の実施	一部確認されている戦争関連遺構について、専門家を加えた実地調査を実施します。			○		◎			



桶職人道具の調査風景



歴史資料の調査風景

## ②文化財のデータベース化の推進

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
11	文化財データベースの作成	調査などで把握した文化財や寄贈を受けた文化財のリストをデータベース化する作業を行います。					◎			
12	文化財データベースの活用	作成したデータベースをホームページなどで公開するための方策を検討します。					◎			

## (2) 価値と魅力の共有

### ①調査・研究成果の公開と活用

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
13	展示・講座の開催	調査や研究の成果を市民などに還元するため、引き続き郷土資料館で企画展や講座を開催して、情報を提供する機会をつくります。また、郷土資料館ボランティアによる市民目線の企画展や講座の実施をめざします。埋蔵文化財の活用については、国等の補助金を活用して実施します。	○				◎			
14	刊行物の発行	文化財を広く知ってもらうために、調査や研究成果をまとめた刊行物を発行し、文化財の魅力を発信します。			○		◎			



夏休み子ども企画

「昔のくらしふれあい広場」の様子



郷土資料館常設展示の様子

## ②情報発信の充実

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
15	《重点事業》 国史跡実行委員会との協働事業	国史跡下総小金中野牧跡周知普及実行委員会と協働で馬がキーワードの事業を実施します(春の牧ウマまつり、馬事文化市民講座、ミニとっこめ寄席、市内高校文化祭参加など)。	△			◎	○			
16	大学との協働事業	市との包括協定を結んでいる千葉商科大学によるデジタル技術 (AR, VR*) をもちいた史跡などの周知・普及に取り組みます。				○	◎			
17	文化財情報発信事業	庁内他部署との連携を通じた情報発信およびイベント開催を検討します。					◎			
18	観光拠点 (資源) 文化財活用事業	観光拠点としての文化財 (国史跡下総小金中野牧跡、市指定文化財鎌ヶ谷大仏、国登録有形文化財澁谷家住宅など) と関連文化財群の情報発信について、庁内や郷土資料館、国史跡実行委員会と検討します。				○	◎			
19	自然環境文化財活用事業	自然環境の保護意識の醸成や自然に親しむ講座、イベントの開催を環境課や郷土資料館などと検討します。					◎			
20	文化財に関する情報発信	文化財に関して、郷土資料館の展示や講座、国史跡実行委員会の企画、および市広報紙やホームページ、SNS の活用により、情報を発信します。				○	◎			
21	文化財説明看板の作成	現在設置している文化財説明看板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな看板設置について検討します。	△				◎			
22	かまがやふるさと散策マップの作成・配布	文化財周知のため、ふるさとかまがや散策マップを作成・配布します。また、定期的に内容の見直しを行い、新しい情報を提供します。					◎			
23	ホームページなどによる調査成果の公開	文化財資料調査や整理作業でわかったことをトピックとして記事の発信をして、文化財への興味を喚起し、理解を深めます。					◎			



とっこめ桜まつりの様子



とっこめイベント「野馬のいた風景」展示の様子

### ③地域・学校・行政との連携の推進

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
24	自治会との連携	地元の文化財・関連文化財群を活用したイベントの開催を自治会と協働で実施します。国史跡実行委員会主催の国史跡下総小金中野牧跡の周知普及イベントに国史跡の近隣自治会にボランティアスタッフとして参加してもらっており、引き続き実施します。	○				◎			
25	学校との連携	文化財や関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。展示などの協力を引き続き行います。				○	◎			
26	自治体連携	千葉県北西部地区文化財担当者連絡協議会や千葉県中央博物館などの文化財でつながる県内外の自治体や博物館と連携したイベントの開催を検討し、実施します。また、そうした機会を積極的に活用していきます。					◎			

## 2 「基本方針2 文化財と“つながる”」をめざす取組み

取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：協力体制を整える  
 ＊市民には、自治会を含む。団体には学校を含む。  
 取組時期 前期（R5～7） 中期（R8～10） 後期（R11～14）

### (1) 保存・活用の担い手づくりの推進

#### ①担い手づくりの推進

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
27	民俗芸能の担い手の育成	市指定文化財おしゃらく踊りは保存会により継続されていますが、高齢化が進んでおり、担い手の育成が急務となっていることから、保存会とともに、市民に呼びかけを行い、担い手を募ります。また、おしゃらく踊り周知のため、イベントへの出演機会作りやおしゃらく踊りに関する講座を実施します。	△			◎	○			
28	所有者などへの継承の推進	指定・未指定に関わらず、文化財所有者による次世代への継承のため、所有者との直接的な対話、文化財調査による価値づけなど、文化財そのものの価値を伝える機会の創出を実施します。		○				◎		
29	文化財や自然を担う人材の育成	地元に残る文化財や自然に対して地域住民が興味を持ち、文化財や自然を守る行動へのきっかけになるよう、各公民館にて、地元の文化財や自然に関する講座を開催します。						◎		

#### ②市民と協働の仕組みづくりの推進

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
30	郷土資料館ボランティアの育成	令和4年4月1日現在10名が郷土資料館ボランティアとして、イベントの手伝いや展示ガイド、文化財散策ガイドを担っていますが、高齢化が進んでいます。今後の安定したボランティア活動の継続のため、幅広い世代の参加が必要です。地元の文化財への愛着からボランティア活動につながるような講座やイベントを検討し、実施します。	○						◎	

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
31	文化財ボランティアの育成	文化財調査や国登録有形文化財澁谷家住宅の保存と活用のためのボランティアの体制づくりを検討します。澁谷家住宅の日常管理などのボランティア活動を令和8年度から開始します。	△		△		◎			
32	市民との協働事業への仕組みづくり	現在実施している国史跡下総小金中野牧跡の活用・周知事業は、市民の代表で構成されている国史跡実行委員会との協働事業で行っています。今後保存・活用・周知を考えている澁谷家住宅や佐津間城跡、中沢貝塚の文化財活用においても、市民との協働事業への仕組みづくりを検討します。	△			○	◎			

## (2) 危機管理体制の推進

### ①所有者・管理者、市民への意識啓発

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
33	防災に関する講習会などの開催	文化財所有者に対して、文化財の防災に関する情報を毎年定期的に周知し、注意喚起していきます。また、定期的な講習会の開催について検討します。		○			◎			
34	防災訓練の実施	国登録有形文化財澁谷家住宅および丸屋・丸屋離れについて、防災担当部門と連携し、防災対策を行い、年に1回、地震や火災を想定した防災訓練を実施します。		○			◎			

## ②防災・防犯対策の強化

	措 置	取 組	取組主体					取組時期			
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期	
35	文化財の防災・防犯対策の強化	市が管理する文化財の被災状況を想定した防災・防犯対策を施し、定期的に見直し、強化を図ります。また、近年、台風や豪雨による樹木への被害が増加していることから、国史跡下総小金中野牧跡や国登録有形文化財澁谷家住宅の裏手の森や佐津間城跡などの樹木について、倒壊や枝落ちなどの危険がないかどうか定期的な見回りや専門業者による診断を実施します。						◎			
36	文化財保管スペースなど防災設備の整備	国登録有形文化財澁谷家住宅や文化財保管スペースなどの防災設備の整備を検討し、整備します。また、耐震調査によって、今後の方針を検討していきます。						◎			

## ③関係機関との協力体制の構築

	措 置	取 組	取組主体					取組時期			
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期	
37	文化財所有者との連絡体制の構築	市指定文化財の所有者・管理者と定期的に連絡を取り、資料の所在を把握するとともに、住所変更などで連絡体制に漏れがないようにしていきます。その上で、災害発生など緊急時の連絡体制を構築します。		○				◎			
38	関係機関との協力体制の構築	文化財が被災した場合を想定し、行政機関や博物館、大学、関連団体との協力体制の構築をしていきます。災害が発生したときは、人命保護を最優先にしながら、文化財の被災状況を把握し、県と連絡を密にして、被害の拡大防止に努めます。文化財が被災したときには、県や文化財所有者などと連携し、復旧に努めます。被災した文化財を救済するための専門機関や関連団体との協力体制を平時より構築します。	△	○	△	△	◎				

### 3 「基本方針3 文化財を“のこす”」をめざす取組み

取組主体	◎：主体として取り組む	○：連携、協力を行う	△：協力体制を整える
	*市民には、自治会を含む。団体には学校を含む。		
取組時期	前期 (R5～7)	中期 (R8～10)	後期 (R11～14)

#### (1) 保存・活用の環境整備の推進

##### ①指定などの推進

	措 置	取 組	取組主体					取組時期			
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期	
39	文化財の指定・登録のリストの作成	文化財の保護を目的として、調査結果などをもとにして、文化財の市指定候補・国登録候補のリストの作成をします。			○			◎			
40	《重点事業》 文化財の指定・登録の推進	市指定・国登録候補リストより、重点をおくものから、順次、市指定などを進めていきます。また、地方登録制度について検討します(市指定重点候補：中沢貝塚、万福寺板碑など)。			△			◎			
41	関連文化財群の設定	郷土資料館や各公民館での講座受講者の意見や、小・中学校の出前授業や見学時の児童・生徒の感想、市民アンケートなどを通して、地元の文化財を掘り下げ、関連文化財群の設定を検討します。						◎			

##### ②歴史・民俗資料の保存の推進

	措 置	取 組	取組主体					取組時期			
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期	
42	歴史・民俗資料の保存	資料を虫やカビから守るため、郷土資料館が所蔵する歴史・民俗資料のくん蒸を隔年で実施します。また、古文書など歴史資料については、活用を図れるようにマイクロフィルム化を進めます。損傷の大きいものについては修補を実施します。							◎		

##### ③文化財の修理の推進

	措 置	取 組	取組主体					取組時期			
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期	
43	指定文化財のモニタリング	指定文化財について年に1度モニタリングし、状態を確認します。		○					◎		

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
44	指定文化財の修理	モニタリングの結果で、経年劣化が進んだりして、修理が必要な箇所をまとめ、緊急性に鑑みて修理計画を作成し、その計画をもとに修理を進めていきます。		○			◎			
45	文化財の修理のための補助金の検討	市指定文化財に関しては、鎌ヶ谷市文化財保護条例で補助金を交付することができるしていますが、未指定の文化財の修理については、所有者への補助はありません。文化財の修理は、文化財の本質を理解した専門業者に委託して実施する必要もあり、そうした助言を行っていくうえでも、未指定の文化も対象とする補助金制度を検討します。併せて、地方登録制度の検討も進めます。					◎			

#### ④活用に向けた整備の推進

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
46	《重点事業》 国史跡下総小金中野牧跡の整備事業	「国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画」（平成21年3月）に示した基本方針および基本構想をもとに、事業実施に向けた具体的方針および手法について「国史跡下総小金中野牧跡保存整備基本設計」（平成29年3月）を策定しました。今後は、見学通路の整備など、具体的な事業について、計画的に実施していきます。					◎			
47	《重点事業》 国登録有形文化財建造物の整備事業	国登録有形文化財澁谷家住宅の保存活用計画を令和4年度および同5年度で作成し、それをもとに令和6年度から8年度に整備を進めます。整備後は、建物および敷地内の維持管理を行います。					◎			
48	指定文化財等公有化事業	これまでに指定および今後指定するまたは指定される（追加指定を含む）国指定文化財などの公有化を国庫補助事業などを活用しながら進めます。		○			◎			

### ⑤郷土資料館の長寿命化の検討

	措置	取組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
49	郷土資料館の長寿命化の検討	「鎌ヶ谷市市有地建築物長寿命化計画」に基づいて、将来的に収蔵施設や複合施設を視野に入れた大規模改修等について検討します。					◎			

### ⑥適切な保管スペースの確保

	措置	取組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
50	保管スペースの確保	埋蔵文化財や歴史資料などの資料が年々増加するため、保管スペースの状態を管理し、将来的な状態を見越して、保管スペースの確保を検討します。					◎			
51	保管スペース内の環境整備	資料に合った温度・湿度を保つ環境づくりについて検討します。			○		◎			

### ⑦文化財および自然環境の維持管理

	措置	取組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
52	野馬土手や佐津間城跡などの維持管理	市で管理している野馬土手（国史跡下総小金中野牧跡含む）や佐津間城跡、国登録有形文化財澁谷家住宅の裏手の斜面林の樹木の剪定、下草の処理などの維持管理を行います。					◎			
53	指定文化財の森などの維持管理	市指定文化財八幡春日神社の森や根頭神社の森は、各神社の氏子による管理を行います。また、根頭神社近くの市が管理している林（南部公民館横）の維持のための剪定を行い、併せて林の活用方法について関連部局と検討します。		◎			○			
54	ふれあいの森内の野馬土手の維持管理	鎌ヶ谷一丁目ふれあいの森内にある野馬土手の維持管理を行います。					◎			
55	緑道沿いの野馬土手の維持管理	新京成線沿いの緑道予定地に残る野馬土手の維持管理を行います。また、看板を設置して周知を図ります。					◎			

## 第8章 文化財の総合的・一体的な保存と活用 ～関連文化財群（テーマ、ストーリー別の取組み）～

### 1 関連文化財群の設定の目的と考え方

#### (1) 関連文化財群とは

関連文化財群とは、文化財の指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとしてとらえたものです。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組です。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となります。

#### (2) 関連文化財群の設定の目的

本市の文化財の保存・活用の「めざす姿」である「豊かな心と生きがいを実感できるまち」の実現に向けて、本市の歴史文化の特徴をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用を図るため、歴史文化の特徴に基づき関連文化財群を設定します。

関連文化財群を活かした整備・普及・情報発信といった各種取組みを推進することで、身近な文化財に対する地域の人々の理解や関心を深めるとともに、地域の人々のみならず、市内外への文化財の魅力を発信し、まちづくりや観光資源として活用していくことが可能となります。

#### (3) 関連文化財群の設定の考え方

第5章では、本市の歴史文化の特徴として、谷津と台地に人々が集まり、そこで展開された「分水界がもたらした文化」「江戸時代の馬牧がもたらした文化」「交差するまちの文化」「7つの集落を基盤とした文化」の4つの視点でまとめました。本章では、これらの歴史文化の特徴でつながる文化財を「関連文化財群」として位置付けます。

#### (4) 関連文化財群のまとめ方

歴史文化の特徴を基にストーリーを作成しました。そのストーリーに関連する文化財群を「地域資源」として一覧にまとめました。それぞれの関連文化財群の保存と活用に関する課題と方針、その措置について記載しています。表の記号は以下のとおりです。なお、第7章の措置の再掲である場合には、( ) で該当番号を記載しています。

取組主体	◎：主体として取り組む	○：連携、協力を行う	△：協力体制を整える
	*市民には、自治会を含む。団体には学校を含む。		
取組時期	前期 (R5～7)	中期 (R8～10)	後期 (R11～14)

#### (5) 鎌ヶ谷市の歴史文化の関連文化財群

- ・〈分水界がもたらした文化〉 分水界をはさんだふたつの文化
- ・〈江戸時代の馬牧がもたらした文化〉 牧から開墾へ
- ・〈交差するまちの文化〉 人々の往来と交流～木下街道と鎌ヶ谷宿～
- ・〈交差するまちの文化〉 草莽の志士澁谷総司とその生家～国登録有形文化財澁谷家住宅～
- ・〈7つの集落を基盤とした文化〉 今につづく江戸時代の文化

## 1 〈分水界がもたらした文化〉 分水界をはさんだふたつの文化

### 【ストーリー】

市域の文化圏は、台地中央を東西に走る分水界を境に、大きく南北方向へふたつに分かれます。

北側は、主に手賀沼水系で、旧石器時代の約3万年前の東<sup>ひがし</sup>林<sup>はやし</sup>跡遺跡から始まります。縄文時代の6,000年～5,000年前の遺跡が点在し、それ以降は、平安時代の鍛冶遺構などが確認されていますが、遺跡数は多くありません。鎌倉時代になると、相馬御厨<sup>そうまのみくりや</sup>の一部として、佐津間村と栗野村が誕生し、14世紀までは相馬氏の支配を受けていました。その後の中世における支配は不明ですが、14世紀から15世紀初めの浄土宗系の種子板碑<sup>しゅじいたび</sup>が35基まとまって出土しており、大津川をのぞむ台地のへりに造られた佐津間城などから、人々の動きがうかがえます。

一方、南側は、東京湾水系となり、特に縄文時代中～後期を中心とする5,000年前から2,500年前までの遺跡が多く点在しています。大型貝塚の中沢貝塚を始めとして、貝塚を伴う海の恵みを受けた遺跡も多くあります。古墳・奈良・平安時代の遺跡も点在しており、双賀辺田<sup>すがへた</sup>No.1遺跡では高床式建物<sup>ぼくしよ</sup>や墨書土器<sup>すずり</sup>、硯、役人のベルトに付けたと考えられる帯金具<sup>おびかなぐ</sup>など、役所跡と推定される遺物が多く出土しています。鎌倉時代以降は、八幡庄<sup>やわたのしょう</sup>の一部として中沢村・道野辺村などが誕生し、千葉氏の影響を強く受けました。万福寺境内遺跡では、主に日蓮宗系の題目板碑が250基以上出土しています。南側のこれらの遺跡は台地のへりに位置し、水系を利用した人々の活動や生活がうかがえます。

水系により形成された異なるふたつの文化圏は、時代が下るにつれて分水界上を越えて、つながっていくようになり、南北の水系の文化が結びつきひとつの文化を形成していくという、鎌ヶ谷市の地形的な特徴がうかがえます。その後も、水路や陸路を使って、他地域の文化とつながり、この地は発展していきました。

### 【地域資源】

	種 類	名 称	時 代	地 区	指定等
1	有形 (美術工芸品)	妙蓮寺板碑及び五輪塔	室町	道野辺	市指定
		北方前板碑	鎌倉～室町	佐津間	市指定
		大仏板碑	戦国	鎌ヶ谷	市指定
		屋敷裏板碑	戦国	佐津間	未指定
		万福寺板碑、根崎板碑、戸崎板碑	鎌倉～戦国	中沢	未指定
2	記念物 (遺跡)	東林跡遺跡	旧石器	初富	未指定
		落山遺跡	旧石器	軽井沢	未指定
		西山遺跡	縄文	道野辺	未指定
		根郷貝塚	縄文～戦国	中沢	未指定
		大堀込遺跡	縄文、奈良・平安	中沢	未指定
		一本松遺跡	縄文、古墳～平安	中沢	未指定
		中沢貝塚	縄文	中沢	未指定

		双賀辺田No.1 遺跡	奈良・平安	中沢	未指定
		佐津間城跡	戦国	佐津間	未指定
3	その他	谷津、大柏川水系、大津川水系、 自然（斜面林、植物・動物）	—	—	—

その他：上記以外の埋蔵文化財包蔵地

### 【保存・活用に関する課題と方針】

主な遺跡に看板を設置していますが、周知が不十分です。周知していく取り組みをしていきます。また、主な出土遺物は、郷土資料館で常設展示していますが、ほとんどの遺物は倉庫に保管されたままのため、利用する取り組みをしていきます。

### 【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
1 (21)	文化財説明看板の作成	現在設置している文化財説明看板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな看板設置について検討します。		△			◎			
2 (25)	学校との連携	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。展示などの協力を引き続き行います。				○	◎			
3	自然と遺跡の散策コースの設置	谷津と台地につどい生活した人々の歴史を歩いて学べるよう、自然と遺跡の散策コースを検討し、マップの作成につなげていきます。					◎			
4	遺跡周知のためのイベントの実施	地元自治会による中沢貝塚を中心とした縄文時代後期の遺跡に関する講座やイベントを実施します。	◎				○			

### 【体制】

自治会、文化財所有者・管理者、郷土資料館ボランティア、学校、行政（生涯学習部）

## 2 〈江戸時代の馬牧がもたらした文化〉 牧から開墾へ

### 【ストーリー】

市内中央部は、江戸時代を通じて幕府によって整備された馬の牧場が広がっていました。牧は、千葉県北西部の平坦に続く台地を利用し、湧水は馬の水飲み場に、谷は野馬土手とともに柵代わりに利用されました。また、市域における牧の範囲は分水界の南北双方を結ぶ形で整備されました。牧の管理は周辺の村人が行い、年に1度3歳馬を捕らえる「野馬捕り」には、幕府の役人が検分したほか、名所図会にもその様子が描かれるなど、江戸からも見物客が訪れ賑わいました。明治時代になると牧は廃止となり、開墾されました。市域はその最初の開墾地という意味と豊かな土地への願いをこめて「初富」と名付けられ、人々が暮らす場所へと移り変わりました。

かつての牧の名残は、野馬土手や、野馬捕りの際に馬を入れて選別した施設の捕込、「初富」の地名として残されています。近代以降、かつての牧であった初富の地は、地域形成の中心的舞台となって、現在まで続いています。

### 【地域資源】

	種類	名称	時代	地区	指定等
1	美術工芸品	豊作稻荷神社「手水鉢」、額「絵馬」、 「鈴」、額「豊作社」	明治	初富	市指定
		下総牧開墾局知事北島秀朝等旅宿看板	明治	栗野	市指定
		初富開墾関連資料	明治	初富	市指定
		小金牧大絵図	江戸	中沢	未指定
		三橋家文書	江戸～明治	中沢	未指定
2	記念物(遺跡)	下総小金中野牧跡(捕込、野馬土手)	江戸	中沢、初富	国指定
		小金中野牧の込跡	江戸	中沢、初富	県指定
		野馬土手	江戸	全地区	未指定
		清田家の墓地	江戸～	鎌ヶ谷	市指定
		駒形大明神	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		三橋家墓地	江戸	中沢	市指定
		土地記念講碑	大正	初富	市指定
3	その他	初富稲荷神社、豊作稲荷神社、調整池、野馬の像(貝柄山公園内)、地名(初富ほか)	—	—	—

その他：上記以外の牧関連文書、初富開墾資料

### 【保存・活用に関する課題と方針】

国史跡下総小金中野牧跡(捕込)は、一部を除き、見学会などのイベント開催時の限定的な活用となっています。広く知っていただくため、史跡の整備をしていきます。

活用については、国史跡下総小金中野牧跡を中心とした関連文化財群の散策コースを整備して、牧跡と開墾の歴史について触れる機会をつくります。また、市民と一緒に馬をキーワードにした

イベントを実施します。さらに、大学と協働でデジタル技術を活用し、若い世代に興味を持ってもらう取組みを行います。

【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
1 (15)	《重点事業》 国史跡実行委員会との協働事業	国史跡下総小金中野牧跡周知普及実行委員会と協働で馬がキーワードの事業を実施します(春の牧ウマまつり、馬事文化市民講座、ミニとっこめ寄席、市内高校文化祭参加など)。	△			◎	○			
2 (16)	大学との協働事業	市との包括協定を結んでいる千葉商科大学による史跡などのデジタル技術 (AR, VR) をもちいた周知普及に取り組みます。				○	◎			
3	牧跡散策コースの設置	牧や初富開墾の歴史を歩いて学べるよう、散策コースを検討し、マップの作成につなげていきます。					◎			
4 (21)	文化財説明看板の作成	現在設置している文化財説明看板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな看板設置について検討します。	△				◎			
5 (25)	学校との連携	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。展示などの協力を引き続き行います。				○	◎			
6 (46)	《重点事業》 国史跡下総小金中野牧跡の整備事業	「国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画」(平成21年3月)に示した基本方針および基本構想をもとに、事業実施に向けた具体的方針および手法について「国史跡下総小金中野牧跡保存整備基本設計」(平成29年3月)を策定しました。今後は、見学通路の整備など、具体的な事業について、計画的に実施していきます。					◎			

【体制】

自治会、文化財所有者・管理者、国史跡下総小金中野牧跡周知普及実行委員会、郷土資料館ボランティア、千葉商科大学、学校、行政（生涯学習部、市民生活部、都市建設部）

### 3 (交差するまちの文化) 人々の往来と交流～木下街道と鎌ヶ谷宿～

#### 【ストーリー】

市域の南東に位置する鎌ヶ谷地区には、江戸時代初期に整備された木下街道が通っています。この道は、木下道や鹿島道・銚子道また江戸道などと呼ばれた、江戸と利根川下流域および常陸方面とを結ぶ、重要な脇往還（脇街道）で、宿場も整備され、鎌ヶ谷宿が誕生しました。寛政12年（1800）の村明細帳によると、当時の鎌ヶ谷村の家数は79軒で、うち旅籠が7軒、商家が10軒あり、7月・12月には市場も立っていました。松尾芭蕉・渡辺崋山・大原幽学・加藤千蔭・清水浜臣・梁川星巖ら鎌ヶ谷を通過した文人も多く、紀行文や絵画などの作品を残しています。

また、鎌ヶ谷宿付近で木下街道と交差する小金（現松戸市）・佐倉（現佐倉市）道は、日光東往還に続くため、日光御社参のための裏道として重要な役割を持っていたことから、木下街道との機能を合わせると、多くの旅人が通過するにぎやかな宿場であったことが想像されます。旅籠の面影を残す丸屋、鎌ヶ谷大仏、庚申塔や道標などの文化財が、当時の宿場の面影を残しています。

#### 【地域資源】

	種類	名称	時代	地区	指定等
1	有形(建造物)	丸屋・丸屋離れ	明治	鎌ヶ谷	国登録
2	有形(美術工芸品)	鎌ヶ谷大仏	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		大仏板碑	戦国	鎌ヶ谷	市指定
		古文書、絵図	江戸～明治	鎌ヶ谷	未指定
3	有形民俗	道標地蔵	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		庚申道標	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		百庚申	江戸	鎌ヶ谷	市指定
4	記念物(遺跡)	清田家の墓地	江戸～	鎌ヶ谷	市指定
		駒形大明神	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		魚文の句碑	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		官軍兵士の墓	明治	鎌ヶ谷	市指定
		野馬土手	江戸	鎌ヶ谷	未指定
5	その他	木下街道、調整池(野馬水飲み場)、八幡神社、延命寺、清長庵	—	—	—

その他：上記以外の鎌ヶ谷宿範囲に所在する石造物

#### 【保存・活用に関する課題と方針】

鎌ヶ谷大仏駅出発の文化財見学会のコースとして人気が高いエリアです。個々の文化財説明看板はありますが、コースとして案内看板はないため、地図などの手がかりのない一般の見学者にはわかりづらいと思われます。看板を作成し周知していきます。

【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
1 (21)	文化財説明看板の作成	現在設置している文化財説明看板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな看板設置について検討します。		△			◎			
2 (25)	学校との連携	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。展示などの協力を引き続き行います。				○	◎			
3	鎌ヶ谷宿周辺散策コースの整備	木下街道や鎌ヶ谷宿の歴史を歩いて学べるよう、散策コースを検討し、マップの作成につなげていきます。					◎			
4	国登録有形文化財丸屋・丸屋離れ整備	木下街道の旅籠の一つであった丸屋の建物を改造前の状態に復元しつつ、複合施設の機能を付した整備をします。		◎						

【体制】

文化財所有者・管理者、郷土資料館ボランティア、学校、行政（生涯学習部）

#### 4 〈交差するまちの文化〉 草莽の志士澁谷総司とその生家～国登録有形文化財澁谷家住宅～

##### 【ストーリー】

佐津間地区は、鎌倉時代には成立していた村で、佐津間城を背に集落が形成され、江戸時代以降は、中世村を中心地として集落が広がっている様子がうかがえます。

幕末の弘化3年（1846）、佐津間村の名主を代々つとめた澁谷家の次男として、澁谷総司が誕生しました。総司は、10歳にならないうちに、小金町（現松戸市）の儒学者一月逸平に学び、安政年間には江戸（現東京都）へ出て、剣術を千葉道場で、漢学を芳野金陵の門で学び、文武の修行をしています。文久3年（1863）には、諸国をめぐって尊王攘夷派の志士と交わりを広げました。慶応4年（1868）に赤報隊に参加し、年貢半減を掲げて東山道を進軍し、活躍しましたが、新政府の方針撤回により「偽官軍」の汚名を着せられ、同年、下諏訪で捕縛された後に、斬首されました。遺族らの尽力により、昭和3年（1928）に復権し、それを記念した澁谷総司贈位顕彰碑が造られています。国登録有形文化財澁谷家住宅は、総司の生家で、文政9年（1826）の建築と伝わっています。澁谷家住宅周辺は、江戸時代に鮮魚を運びなま道と呼ばれた旧道沿いに家が立ち並び、路傍の石碑や寺社、大津川沿いの谷津などから江戸時代の景観を臨むことができます。

##### 【地域資源】

	種類	名称	時代	地区	指定等
1	有形(建造物)	澁谷家住宅（主屋・米蔵・門）	江戸～昭和	佐津間	国登録
2	有形(美術工芸品)	澁谷総司書簡	江戸	佐津間	市指定
		北方前板碑	鎌倉～戦国	佐津間	市指定
		屋敷裏板碑	戦国	佐津間	未指定
		光明真言道標	江戸	佐津間	未指定
		贈従五位澁谷総司之碑	昭和	佐津間	未指定
3	記念物(遺跡)	佐津間城跡	戦国	佐津間	未指定
4	その他	宝泉院、大宮神社、日枝神社、大津川、なま道、澁谷総司資料室、地名	—	—	—

その他：上記以外の澁谷家文書、石造物

##### 【保存・活用に関する課題と方針】

国登録有形文化財澁谷家住宅を地域の拠点として活用するため、修理が必要です。また、活用については、地元自治会の理解を得ながら、周辺の文化財や地域資源を含めた活用を検討し、取り組んでいきます。

修理後には、建物の維持管理と活用を一緒に行うボランティアの募集を行い、保存と活用を両立します。

【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
1 (21)	文化財説明看板の作成	現在設置している文化財説明看板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな看板設置について検討します。		△			◎			
2 (25)	学校との連携	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。展示などの協力を引き続き行います。				○	◎			
3	佐津間地区散策コースの設置	佐津間地区の歴史を歩いて学べるよう、地元自治会と一緒に散策コースを検討します。					◎			
4	文化財ボランティアの育成	国登録有形文化財澁谷家住宅の保存と活用のためのボランティアを令和7年度に募集し、令和8年度から活動を開始します。	○				◎			
5	文化財ボランティアによる澁谷家住宅の維持管理と活用	国登録有形文化財澁谷家住宅の日常的な維持管理については、ボランティアによる建物の掃除や民間事業者委託の活用により、畑・庭の手入れなどを実施します。活用については、澁谷家住宅を中心として佐津間地区の文化財や地域資源などの関連文化財群を活用した事業を検討します。イベントや見学会を定期的に実施します。	○				◎			
6 (47)	《重点事業》 国登録有形文化財建造物の修理事業	国登録有形文化財澁谷家住宅の保存活用計画を令和4年、5年で作成し、それをもとに令和6年から8年まで修理を進めます。修理後は、建物および敷地内の維持管理を行います。					◎			

【体制】

自治会、市民ボランティア、文化財所有者・管理者、郷土資料館ボランティア、学校、行政（生涯学習部、市民生活部、都市建設部）

## 5 〈7つの集落を基盤とした文化〉 今につづく江戸時代の文化

### 【ストーリー】

市域には、市を代表する文化財である下総小金中野牧跡（国史跡）や野馬土手、鎌ヶ谷大仏（市指定）、澁谷家住宅（国登録）をはじめ、社寺境内や路傍にある石仏・石塔・石碑など、江戸時代の面影を残す文化財が点在しています。

また、主に民間信仰によって結びついた継続的な集団である講の中で、栗野地区の庚申講は現在も継続しており、江戸時代より5年に1基ずつ庚申塔を造立し続けています。また、弘法大師ゆかりの八十八か所をめぐる東葛・印旛大師講は江戸時代に起こり、現在も佐津間、栗野、軽井沢、初富の各地区が関わり続けています。軽井沢地区に現存するおしゃらく踊り（市指定）は、明治時代に伝わり、かつてこの巡拝期間中に演じられました。このほか、市域で広く行われていた信仰行事の中で、中沢地区のオビシャや鎌ヶ谷地区（南鎌ヶ谷）の天道念仏なども昔からの結びつきが色濃く残っている無形民俗文化財です。

さらに、市域の特産物である梨は、江戸時代末期に八幡村（現市川市）で栽培された八幡梨を導入するのが始まりと伝えられています。

都市化の進む市域のいたるところや生活の中に、“江戸時代”を見つけることができます。

### 【地域資源】

	種 類	名 称	時 代	地 区	指定等
1	有形(建造物)	澁谷家住宅（主屋・米蔵・門）	江戸～昭和	佐津間	国登録
		丸屋・丸屋離れ	明治	鎌ヶ谷	国登録
2	有形(美術工芸品)	鎌ヶ谷大仏	江戸	鎌ヶ谷	市指定
3	有形民俗	栗野庚申塔群	江戸～	栗野	市指定
		東葛・印旛大師講札所	江戸～	佐津間、栗野、軽井沢、初富	未指定
4	無形民俗	栗野庚申講	江戸～	栗野	市指定
		おしゃらく踊り	明治～	軽井沢	市指定
		オビシャ	江戸～	中沢	未指定
		天道念仏	江戸～	鎌ヶ谷	未指定
5	記念物(遺跡)	下総小金中野牧跡	江戸	中沢	国指定
		野馬土手、野馬堀	江戸	全地区	未指定
6	その他	梨畑	—	—	—

その他：上記有形民俗文化財、無形民俗文化財に関する資料、上記以外の石造物

### 【保存・活用に関する課題と方針】

高齢化により、地域で守り伝えられてきた民俗信仰の継続が難しくなっているものがあります。継承者の育成に取り組みます。また、状況によっては、聞き取り調査や映像記録の撮影、使用した道具などが散逸しないよう状況の把握、保護・保存していく方策も必要です。

次世代に伝えていくため、市民に知ってもらう取組みをしていきます。

### 【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
1 (25)	学校との連携	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。展示などの協力を引き続き行います。				○	◎			
2 (27)	民俗芸能の担い手の育成	市指定文化財おしゃらく踊りは保存会により継続されていますが、高齢化が進んでおり、担い手の育成が急務となっていることから、保存会とともに、市民に呼びかけを行い、担い手を募ります。また、おしゃらく踊り周知のため、イベントへの出演機会作りやおしゃらく踊りに関する講座を実施します。	△			◎	○			
3 (28)	所有者などへの継承の推進	指定・未指定に関わらず、文化財所有者による次世代への継承のため、所有者との直接的な対話、文化財調査による価値づけなど、文化財そのものの価値を伝える機会の創出を実施します。		○			◎			
4 (29)	文化財や自然を担う人材の育成	地元に残る文化財や自然に対して地域住民が興味を持ち、文化財や自然を守る行動へのきっかけになるよう、各公民館にて、地元の文化財や自然に関する講座を開催します					◎			

### 【体制】

自治会、文化財所有者・管理者、おしゃらく踊り保存会、栗野庚申講、谷地川オビシヤ、郷土資料館ボランティア、学校、行政（生涯学習部、市民生活部、都市建設部）

## 第9章 文化財の防災・防犯

### 1 本市の防災・防犯に関する現状と課題と考え方

#### (1) 本市の防災に関する現状と課題

近年、台風や集中豪雨などの自然災害が頻発する一方で、首都直下地震など大規模災害の発生が懸念され、国土強靱化の取組みによる防災、減災対策の充実強化が求められています。大規模災害が発生した場合には、行政の活動（公助）のみでは対処することが困難になるため、自助や共助の取組み強化による地域防災力の向上が課題となっています（資料：鎌ヶ谷市総合基本計画）。

#### ①地震履歴と今後の想定

本市に影響を及ぼした歴史的な地震は、ほとんどが房総半島沖で発生しています。これらは、太平洋西縁部に当たる日本海溝や相模湾から房総半島南沖を走る相模トラフと呼ばれる海底の窪地などで発生する海溝型巨大地震とされます。大正12年（1923）の関東大震災などもこれにあたります。

なお、千葉県東方沖地震（マグニチュード＝6.7、昭和62年〈1987〉）では、本市の震度は5（旧震度階級）で、建物被害は2棟でした。

また、平成23年（2011）に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においては、千葉県下では成田市、印西市で震度6弱となり、沿岸部、埋立地、河川沿いでは液状化被害が発生し、さらに太平洋沿岸では津波による被害が発生しました。本市では、震度5弱を記録し、人的被害は軽症者5名、住宅被害は大規模半壊が2件、半壊が7件、一部破損が810件、避難者は136名（最大時）となっており、公共施設においても壁の亀裂や水道管の破損などが発生しました。

その他、帰宅困難者の発生、道路渋滞、電話の輻輳<sup>ふくそう</sup>＊、食料の品切れ、放射能対応等の問題が生じています。

今後の地震災害は、「鎌ヶ谷市地域防災計画」において、市域で最も被害が大きくなるのは「東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合」とされています。市の約98%の地域で震度6弱、2%で震度6強となると予想しています。河川沿いの谷底低地や埋立てされた区域において液状化の危険性が高く、建物被害が発生します。火災の発生による被害も想定されます。そのほか、人的被害、交通施設・ライフラインの被害などが想定されています（資料：鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画）。

＊電話の輻輳：一定時間内に電話が集中することで発生する「電気通信網の渋滞」の状態をいいます。

#### ②風水害履歴と今後の想定

本市の風水害による床上浸水および床下浸水の被害発生件数では、平成25年（2013）10月の台風第26号による浸水被害が最も多くなっています。また、平成8年（1996）9月22日の台風第17号では、大津川沿いの広い範囲と二和川・大柏川の広い範囲で浸水

被害が発生し、鎌ヶ谷市の面積の約4パーセント（83万㎡）が浸水する被害が発生しています。

本市の今後の風水害の想定は、鎌ヶ谷市洪水ハザードマップの情報に基づいて、浸水が想定される区域内には、約1万人、約4,000世帯の市民が暮らしているものと推計されています。特に中沢川沿い、二和川沿いの区域に多くなっている状況にあります。今後も台風や短時間の豪雨等による浸水被害の発生が危惧されます（資料：鎌ヶ谷市防災基礎調査）。

### ③土砂災害の今後の想定

急傾斜地崩壊危険箇所7箇所、急傾斜地崩壊危険区域1箇所、土砂災害警戒区域8箇所、土砂災害特別警戒区域6箇所が指定されています（令和3年3月時点）。これらの区域では、地震時や豪雨時での土砂災害の発生が危惧されます（資料：鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画）。

### ④その他の災害の今後の想定

その他の災害として、富士山をはじめとする火山噴火による降灰の発生が危惧されます（資料：鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画）。

## （2）国土強靱化の基本目標

国が定める、国土強靱化基本計画および千葉県国土強靱化地域計画との調和を保つとの観点から、次の4項目を基本目標として設定し、鎌ヶ谷市総合基本計画が定める【まちづくりの基本理念】「みんなでつくるふるさと 鎌ヶ谷」の実現を図ります（資料：鎌ヶ谷市国土強靱化計画）。

### 【基本目標】

〈いかなる大規模自然災害が発生しようとも、〉

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に関わる被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

## （3）本市の防犯に関する現状と課題

刑法犯認知件数は比較対象都市と比較しても少なくなっているため、パトロールなどの防犯活動や、防犯知識の普及を通じて、現在の状態を維持していく必要があります（資料：鎌ヶ谷市総合基本計画基礎調査報告書）。

### ①刑法犯認知件数

全国（平成30年817,338件、令和元年748,559件）的にも、県全体（平成30年46,698件、令和元年41,793件）でも減少しています。本市は、平成30年が827件、令和元年が716件で、平成21年の1,472件と比較すると、10年間

で756件減少しています（資料：鎌ヶ谷市総合基本計画）。

## ②刑法犯認知件数

刑法犯認知件数は、減少傾向にありますが、本市の電話de詐欺（特殊詐欺）被害認知件数は、県内でも上位にあり、この被害根絶が課題となります（資料：鎌ヶ谷市総合基本計画）。

## ③生活環境に関する今後の重要度

平成30年度市民意識調査において、生活環境に関する今後の重要度は、「道路の状況」が、86.6%と最も高く、次に「犯罪・風紀などの防犯対策」が81.9%となっていることから、市民の治安に対する意識は高い状況にあります（資料：鎌ヶ谷市総合基本計画）。

## （4）本市の防災・防犯に関する考え方

本市は、地域温暖化による気候変動、地震などの自然災害の脅威が増す中、災害から市民の生命、身体、財産を守るとともに、自然にやさしい良好な環境を保全および創造することで、『自然と調和した災害に強いまち』を目指します。

そのため、自然災害の被害を最小限に抑えるよう、自助・共助・公助が一体となった取組みによる市内全域の防災力の向上を図るとともに、迅速かつ的確な消防活動を遂行するため、消防・救急体制の充実を推進します

また市民、地域、関係機関による防犯活動を促進することで、犯罪を未然に防止し、市民が安心して暮らせるための安全で安心なまちの実現を推進します（資料：鎌ヶ谷市総合基本計画）。

## 2 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

### （1）文化財の防災・防犯に関する現状と課題

「1 本市の防災・防犯に関する現状と課題と考え方」に基づき、本市の文化財の防災・防犯に関する主な現状と課題は、以下のとおりです（「基本方針2文化財と“つながる”」に関わる課題（再掲））。

#### ①文化財の防災に関する現状と課題

浸水被害などの災害リスクの高い地域にある文化財や地域の資源を把握し、災害発生時の対応をあらかじめ確認しておく必要があります。

また、文化財の周辺には樹木が生えている箇所があります。地震や風水害による樹木の倒木がないよう日ごろの管理が必要です。さらに、地震に備えた建物の耐震化の検討が必要です。

#### ②文化財の防犯に関する現状と課題

将来的な人口減少などの影響により、空き家の発生や管理する者はいるが神主不在の神社

などの日常の防犯が行き届かず、盗難や火災などによるき損の恐れがあり、管理状況によっては、防災・防犯対策を講じる必要があります。

### ③文化財の防災・防犯に関する体制の現状と課題

所有者および地域住民、行政が連携し、平時より、防災・防犯体制を確立していくことが求められます。

また、文化財の防災・防犯に対する市民の意識の向上や、地域住民が普段から守るべき文化財を把握しておくことも必要です。

## 3 文化財の防災・防犯に関する方針と措置

### (1) 文化財の防災・防犯に関する方針

「鎌ヶ谷市総合基本計画」および「鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画」、「千葉県文化財保存活用大綱」に準拠した方針を定めていきます。また、防火対策として、「国宝・重要文化財（建造物等）などの防火対策ガイドライン」（令和元年〈2019〉12月改定、文化庁）および「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（いずれも令和元年12月、文化庁）に示される対策に基づき、取組みを推進していきます。建造物の耐震化にあたっては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8年〈1996〉1月、文化庁）および「伝統的建造物群の耐震対策の手引き」（令和2年1月、文化庁）を踏まえ、専門家の指導助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策を図ります。

①防災・防犯対策を進めていく上においては、行政による公助、地域住民による共助、所有者による自助のそれぞれの観点から考えていきます。

②文化財の防災・防犯は、日常管理が重要であり、その意識を高め、体制づくりに努めるとともに、防犯・防災設備の充実と定期点検や修理など必要な対策を施します。

③災害発生時には、文化財所有者・管理者および行政の担当職員の安全を最優先としつつ、被害情報の収集から応急措置、復旧への対応など、文化財の保全に努めます。

④耐震対策として、建造物について専門家による耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強の措置を講じます。

### (2) 文化財の防災・防犯に関する措置

文化財所有者・管理者、地域住民に、文化財の防災・防犯に関する意識啓発を促す講習会や防災訓練を実施します。さらに、文化財が被災しないために、市が管理する文化財の被災状況を想定した防災・防犯対策の強化を進め、文化財所有者等に対しても、防災・防犯対策の強化を促します。また、文化財が被災した場合の連絡体制を構築し、漏れのないよう体制強化を図ります。

取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：協力体制を整える  
 ＊市民には、自治会を含む。団体には学校を含む。  
 取組時期 前期（R5～7） 中期（R8～10） 後期（R11～14）

	措 置	取 組	取組主体					取組時期			
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期	
1 (33)	防災に関する講習会などの開催	文化財所有者に対して、文化財の防災に関する情報を毎年定期的に通知し注意喚起していきます。また、定期的な講習会の開催について検討します。						◎			
2 (34)	防災訓練の実施	国登録有形文化財澁谷家住宅および丸屋・丸屋離れについて、防災担当部門と連携し、防災対策を行い、年に1回、地震や火災を想定した防災訓練を実施します。		○				◎			
3 (35)	文化財の防災・防犯対策の強化	市が管理する文化財の被災状況を想定した防災・防犯対策を施し、定期的に見直し、強化を図ります。また、近年増加している、台風や豪雨による樹木への被害について、国史跡下総小金中野牧跡や国登録有形文化財澁谷家住宅の裏手の森や佐津間城跡などの樹木について、倒壊や枝落ちなどの危険がないかどうか定期的な見回りや専門業者による診断を実施します。						◎			
4 (36)	文化財保管スペースなど防災設備の整備	国登録有形文化財澁谷家住宅や文化財保管スペースなどの防災設備の整備を検討し、整備します。また、耐震調査によって、今後の方針を検討します。			○			◎			
5 (37)	文化財所有者との連絡体制の構築	市指定文化財の所有者・管理者に定期的に連絡を取り、住所変更などで連絡体制に漏れがないようにしていきます。その上で、災害発生など緊急時の連絡体制を構築します。		○				◎			
6 (38)	関係機関との協力体制の構築	文化財が被災した場合を想定し行政機関や博物館、大学、関連団体との協力体制の構築をしていきます。災害が発生したときは、人命保護を最優先にしながら、文化財の被災状況を把握し、県との連絡を密にして、被害の	△	○	△	△		◎			

		<p>拡大防止に努めます。文化財が被災した時には、県や文化財所有者などと連携し、復旧に努めます。被災した文化財を救済するための専門機関や関連団体との協力体制を平時より構築します。</p>							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

### (3) 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

文化財の防災・防犯対策を推進していくため、文化財所有者・管理者と連絡を取れる体制とし、本市消防本部と連携を図るなど、市の体制を整備します。その上で、千葉県文化財課や千葉県博物館協会などと連携を図り、防災や災害発生後の体制を整えていきます。

### (4) 震災にまつわる文化財

大正12年(1923)に起きた関東大震災では、石塔や墓石が倒れた記録はありますが、東京の大被害に比べ当時の鎌ヶ谷村の被害は、きわめて少なかったことが市役所敷地に所在する「震災記念碑」に刻まれています。

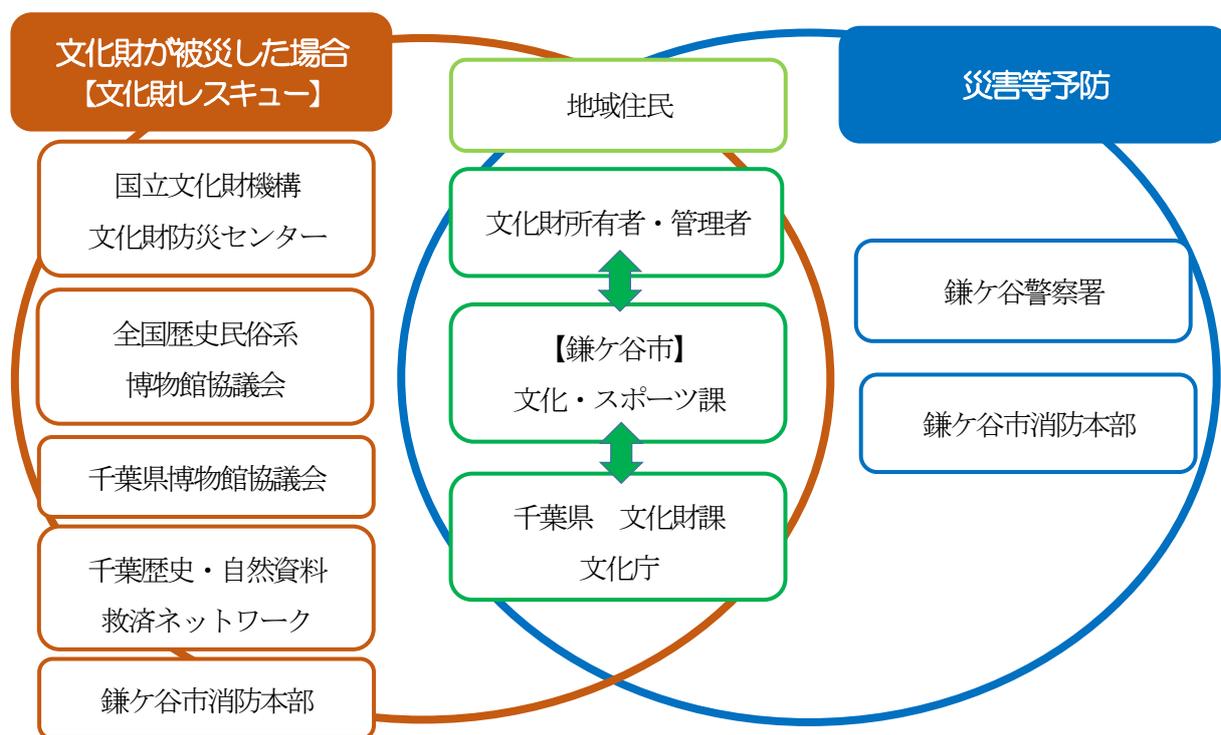


図16 文化財の保存・活用の防災・防犯体制図

## 第10章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1 庁内関連部局との連携

本計画で定める文化財の保存・活用に関する措置は、生涯学習部文化・スポーツ課を中心として、庁内の関連部局と情報共有を図り、連携して各種事業を推進していきます。事業の推進にあたっては、事業ごとに関連する部局と協議を進めるなど、効率的に取り組んでいきます。

【文化財担当：教育委員会生涯学習部文化・スポーツ課】（令和4年4月1日現在）

○文化係 職員25名（正規職員5名、会計年度任用職員20名）うち埋蔵文化財専門3名

○郷土資料館 職員8名（正規職員2名、再任用職員2名、会計年度任用職員4名）

うち埋蔵文化財専門1名、近・現代専門1名、近世および民俗専門2名、近世専門2名

表9 文化財の保存・活用の関連部局一覧

関連部局	連携内容
生涯学習部学校教育課 ※小・中学校	小・中学校への各種出前授業
生涯学習部生涯学習推進課 ※各公民館、図書館	各公民館の講座などにおける文化財の活用 イベントでの文化財見学会開催の検討
総務企画部企画財政課	総合基本計画など各種計画との相互調整 魅力発信アドバイザー等による文化財の情報発信
総務企画部広報広聴室	文化財の情報発信
市民生活部商工振興課	観光事業での文化財の活用（情報発信）
市民生活部環境課	環境調査、自然観察会などのイベントの開催 新たな取り組みの創出（森林活用）
市民生活部安全対策課	防災・防犯に関すること
市民生活部農業振興課	田畑や果樹園などに関すること
健康福祉部高齢者支援課	講座などでの文化財の活用
都市建設部都市計画課	都市計画、景観計画など各種計画への相互調整
都市建設部建築住宅課	建築相談
都市建設部公園緑地課	緑の基本計画など各種計画への相互調整 野馬土手の活用
消防本部予防課・警防課	歴史的建造物の防火対策への助言、災害対応

## 2 所有者・関係団体・専門家との連携

効果的・効率的な計画の推進を図るため、文化財の保存・活用を文化財所有者や市民団体、関係機関、専門家と連携して取り組みます。また、文化財の保存・活用について課題を共有する周辺自治体と情報共有し、その解決にあたっては連携して取り組みます。

表10 文化財の保存・活用の関係機関など一覧表

関係機関など	連携内容
文化財所有者	文化財の管理
おしゃらく踊り保存会	市指定文化財おしゃらく踊りの後継者育成、活用
国史跡下総小金中野牧跡周知普及実行委員会（鎌ヶ谷市レクリエーション協会、鎌ヶ谷市茶道協会、NPO 法人 KAO の会、自治会、学校など）	国史跡下総小金中野牧跡の周知・普及の各種事業の開催（春の牧ウマまつり、馬事文化市民講座、ミニとっこめ寄席など）
市内の県立高校	文化財の周知普及の協力（文化祭への参加）
千葉商科大学（包括協定）	文化財の活用（VR資料の作成など）
文化庁 千葉県教育委員会文化財課	文化財の保存・活用への補助制度 文化財の保存・活用への助言、指導 など
千葉県博物館協議会	博物館関係の課題の共有、検討 博物館関係に関する研修会 災害時の協力 など
全国歴史民俗系博物館協議会	博物館関係の課題の共有、検討 博物館関係に関する研修会 災害時の協力 など
千葉歴史・自然資料救済ネットワーク	災害時の協力
千葉県文書館	文書資料の課題の共有、検討 文書資料に関する研修会 など
千葉県史料保存活用連絡協議会	文書資料の課題の共有、検討 文書資料に関する研修会 災害時の協力 など
千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会	千葉県北西部の11市の文化財行政担当者で構成される会議（文化財について課題の共有、検討） 文化財に関する研修会、勉強会 文化財の周知普及（発表会、展示など） など
専門家	石材鑑定 建造物診断 など

### 3 鎌ケ谷市文化財審議会

本計画に基づく措置の進捗報告や、事業内容については、鎌ケ谷市文化財審議会に定期的に報告し、意見を求めるものとします。

委員5名（属性：民俗1名、考古2名、近世史・近代史1名、建造物1名）令和4年4月1日現在

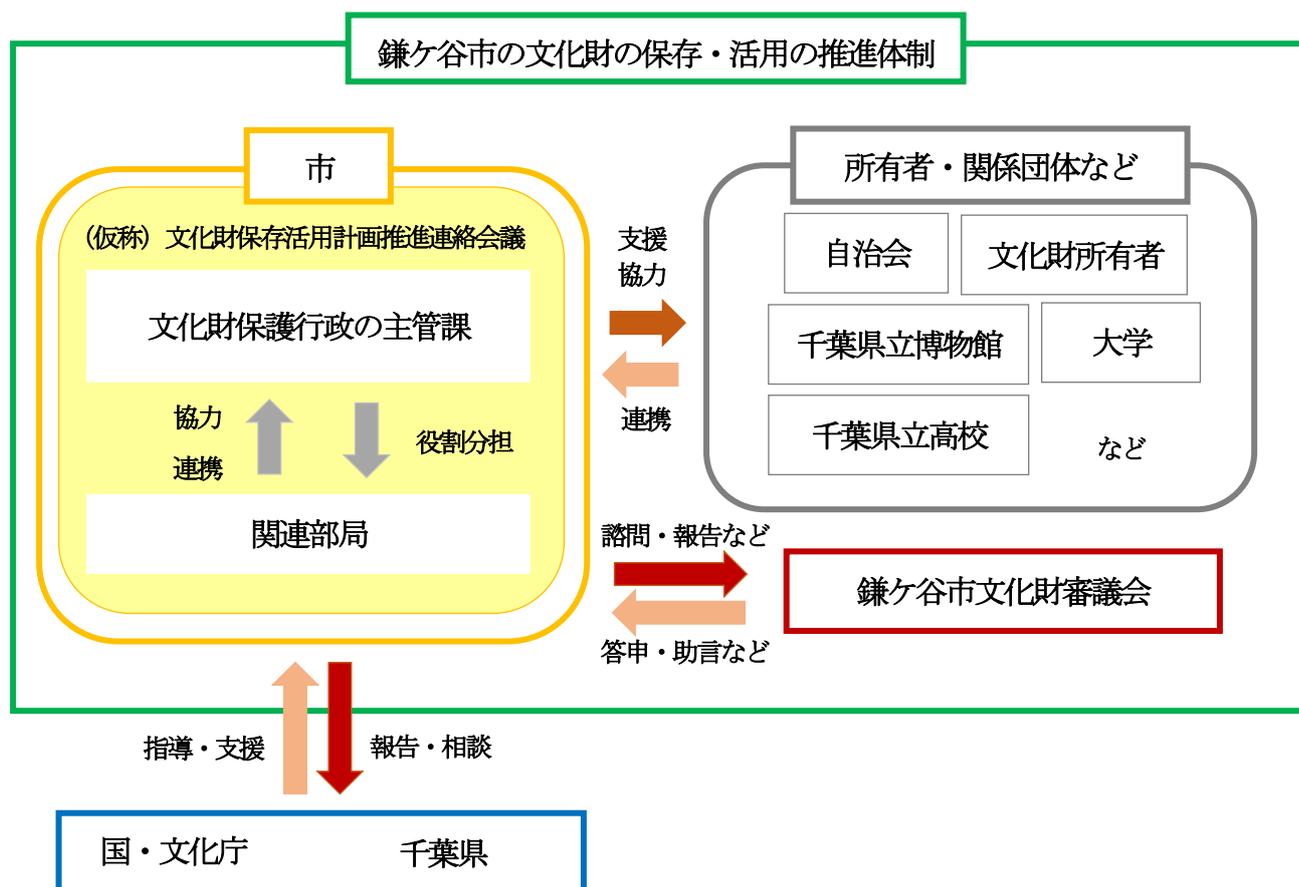


図17 鎌ケ谷市の文化財の保存・活用の推進体制